

# 生活保護関係全国係長会議資料

平成 28 年 3 月 4 日（金）

社会・援護局 保護課



# 目 次

## I 重点事項 . . . . .

## II 一般事項（文書編資料）

- 第1 生活保護制度の適正な実施について . . . . .
- 第2 就労・自立支援の充実について . . . . .
- 第3 医療扶助の適正な実施等について . . . . .
- 第4 地方自治体の体制整備等について . . . . .
- 第5 平成28年度生活保護基準について . . . . .
- 第6 生活保護関係予算について . . . . .
- 第7 生活保護関係調査について . . . . .
- 第8 審査請求等について . . . . .
- 第9 保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて . . . . .
- 第10 社会保障・税番号制度の導入について . . . . .

## III 参考資料 . . . . .



# I 重点事項



第 1 生活保護の申請・相談窓口における  
対応について

第 2 就労支援・医療扶助に関する平成28  
年度における取組のポイント

第 3 今後の生活保護基準・制度の見直し  
について

# 第1 生活保護の申請・相談窓口における対応について（留意事項）

生活保護は最後のセーフティネットとしての役割を担っていることから、支援が必要な方には確実に保護を実施することが重要である。生活保護の相談に当たっては、保護の申請権を侵害しないことはもとより、急迫状況をはじめとする生活状況の適切な確認の徹底や、関係機関との連携体制を整備する等、以下の点に留意すること。

## 局長通知「生活保護法施行事務監査の実施について」から抜粋

保護の受給要件等制度の趣旨は、「保護のしおり」の活用等により、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。

相談者に対し、「居住地がなければ保護申請できない」、「稼働年齢層は保護申請できない」、「自動車や不動産を処分しなければ申請できない」等の誤った説明を行ったり、「扶養が保護の要件であるかのように説明するなど」、保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎んでいるか。

相談者に対しては、保護申請の意思を確認しているか。申請の意思が表明された者に対しては、保護申請に当たって事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付し、申請手続についての助言は、適切にされているか。

手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、いわゆる急迫性の確認は的確に行われているか。

申請書及び同意書を書面で提出することが困難な申請者に対しては、口頭申請など申請があったことを明らかにするための対応が執られているか。

生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。

生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度の周知や民生委員及び各種相談員との連携、保健福祉関係部局、水道・電気等の事業者等との連絡・連携体制はとられているか。生活困窮者自立相談支援事業等との連携が図られているか。また、他法他施策活用についての助言は適切に行われているか。

# 切迫した生活困窮者を相談につなぐ連携体制の構築 —A市の事件から見える課題—

(参考)  
生活困窮者自立支  
援室作成資料

- 平成26年9月、家賃の滞納を理由に県営住宅から退去を迫られた母親が、強く追い詰められ娘を窒息死させてしまう事件が発生。
- 事件の詳細は明らかではないが、制度の問題として受け止めた場合、庁内および庁外関係機関との密接な連携体制が構築されていれば、未然に防ぐことができた事案と考えられる。
- 支援や体制整備の遅れは、ときに生命に大きな影響を及ぼす可能性があるため、留意が必要である。

## A市で発生した事件の概要 (報道より。以下同じ。)

- Bさん(女性40代)は、娘(中学生)との二人暮らし。県営住宅で暮らしていたが、パート収入が減り2年前から家賃が支払えなくなる。
- 県は、Bさんに対して複数回にわたり支払いの督促を行った。しかしながらBさんは、家賃を支払うことができず、ついに県から立ち退き命令が下る。
- 県営住宅から退去する当日、Bさんは「県営住宅を退去すれば生きていけなくなる」と強く追い詰められ、娘を窒息死させてしまう。

## 経緯(公的機関との関わり)

- 県が発出した支払いの督促状には、「事情がある場合は相談に応じる」と記されていたが、Bさんが県に家賃の相談をすることはなかった。
- Bさんは、過去に国民健康保険の担当課で短期被保険者証の手続きをし、促されて生活保護の担当窓口にも行っていたが、制度概要は聞いたものの再び相談はなかった。

## 【事例から見える課題】

- Bさんは複数の課題を有しており、さまざまな制度を独りで積極的に調整することは容易でなかったとも推察される。
- Bさんは既に複数の相談窓口に行っていたが、問題の解決には至らなかった。
- 各相談窓口で得られた情報が、他の関係部署と共有されることはなかった。
- 利用できる制度やサービスは存在していたが、Bさんには必要な情報が届いていなかった。

## 必要な取組

### ① 庁内体制、関係機関との連携体制の構築

### ② 相談窓口における適切な支援の提供

- ・ 主管部局又は自立相談支援機関においては、相談者の話を丁寧にアセスメントするとともに、気になる相談者については引き続きフォローを行うなど、本人主体による相談支援を実施することが求められる。

当該事案は新聞紙上で、  
『生活困窮 なぜ救えなかった』と大きく取り上げられた。  
このような事例はどの地域でも起こりうるものと考えべき。

# 生活保護法施行事務監査で過去に指摘した事例（相談・申請窓口対応）

## 【指 摘 事 例】

- 給与を生活費に充てるよう促し、実施機関が申請時期を判断していると疑われる事例
- 手持金を消費してからの申請を促すなど、実施機関が申請の時期を判断していると疑われる事例
- 扶養義務者からの援助が期待できず来所した相談者に対し、親族との話し合いを助言指導するなど、扶養を保護の要件にしていると疑われる事例

手持金がわずかであると述べている相談者に対して、ライフラインの状況などを聴取しておらず、急迫状況の確認を行っていないと疑われる事例

- 申請意思を示している者に、本来申請に必要な書類がなければ申請が出来ないと誤信させると疑われる事例
- 通帳の写しなど、本来申請に必要な書類等の持参を指示していると疑われる事例

面接記録票の記載内容が乏しいため、申請に至らなかった経緯が不明である事例

## 【是正改善指導の内容】

保護の申請権を侵害するような行為及び申請権を侵害していると疑われるような行為は厳に慎むこと

相談者の状況について、収入・手持金・預貯金がない、食事を摂取していない、水道・電気などのライフラインが止められているなど、急迫状況にないか詳細に聴取すること

申請前又は申請時において必要のない挙証資料の提出を求め、挙証資料がないことをもって保護申請を受け付けられない等の相談者が誤信するような行為は厳に慎むこと

申請意思が確認された者に対しては、速やかに申請書を交付するとともに、申請手続について助言を行うこと

相談者からの相談内容、助言した内容、生活困窮の状況及び申請意思の有無など、面接相談において聴取した内容を漏れなく面接記録票に記録し、速やかに所内で回付することを徹底すること

## 第2 就労支援・医療扶助に関する平成28年度における取組のポイント

### 被保護者の就労等による自立の支援

- 改革工程表を踏まえ、就労支援促進計画の策定に関する通知を改正予定。
  - (1) 就労支援事業等の参加率及び事業等の参加者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合の目標を通知に明記。
  - (2) 就労可能な被保護者のうち、就労支援事業等に参加していない者の調査項目を追加。
- 改革工程表における目標の達成に向けて、自治体に設置するハローワークの常設窓口の増設、就労支援員の増配置、被保護者就労準備支援事業の積極的な活用を推進。
- 平成28年度予算案において、直ちに就労が困難な生活困窮者等を対象に、農業体験や研修を通して、就農を含めた就労や社会参加促進を支援する就農訓練事業を実施するための予算を計上。
- また、平成27年5月の簡易宿泊所火災の発生や同年7月の住宅扶助基準見直しを踏まえ、25年度から実施してきた「居住の安定確保支援事業」を充実・強化。

## 医療扶助等の適正化

- 改革工程表を踏まえ、関係通知を改正予定。
  - (1) 後発医薬品使用促進計画について、毎年4月末を策定期限として規定。
  - (2) 頻回受診の適正化について、地方自治体において頻回受診適正化計画の策定を行うことを規定。
  - (3) 後発医薬品使用促進計画及び頻回受診適正化計画について、都道府県等本庁が管内自治体の策定状況について、厚生労働省へ情報提供を行うことを規定。
- 平成28年度予算案において、適正受診指導等の強化を目的とした、地域の薬局や訪問看護ステーションと連携した適正受診指導等を実施するための予算を計上。
- 精神通院医療（自立支援医療）の給付と医療扶助の給付の間における向精神薬の重複処方に関する適正化について、具体的な対応を定めた通知を発出。
- 健康管理等の業務を受託した事業者による不適切な受診誘導を防止するため、委託事業者の調達においては、事業の公平性・透明性の観点から原則一般競争入札によること等を徹底。

# 生活保護制度における改革工程表に記載された事項に関する具体的対応方針(就労関係)

## 就 労 関 係

### <改革工程表における記載>

○ 就労支援事業等の参加率を2018年度までに60%とする。

○ 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を2018年度までに50%とする。

○ 「その他の世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)を2018年度までに45%とする。

○ 就労支援事業等を通じた脱却率が見える化。

○ 就労支援事業等の自治体ごとの取組状況が見える化。

○ 「その他の世帯」の就労率等の自治体ごとの状況が見える化。

※ 就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次見える化を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討。

### <対応方針>

#### 【目標設定への取組】

- 平成27年度から、各自治体が、管内の実情に応じて、就労支援事業の効果検証・的確な見直しを図る観点から、国で定めた指標について、数値目標を設定する「就労支援促進計画」を策定する取組を開始しており、今後きめ細かく事業の進捗状況を把握していく。
- 各目標について、通知に明記。
- 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進  
(地方自治体に設置するハローワークの常設窓口を増設、常設窓口に配置する就職支援ナビゲーターを新たに増員)。
- 就労支援員の増配置や被保護者就労準備支援事業の積極的な活用を推進。
- 新たに「生活困窮者等への就農訓練事業」を被保護者就労準備支援事業の一つとして実施。

#### (参考)

- ・ 就労支援事業等の参加率：  
2015年度(平成27年度) 目標値平均 47.9%
- ・ 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合：  
2015年度(平成27年度) 目標値平均 44.5%
- ・ 「その他の世帯」の就労率：  
2014年度(平成26年度) 34.3%

#### 【見える化への取組】

- 各自治体が策定する「就労支援促進計画」や「被保護者調査」に基づき、全国の脱却率や自治体ごとの取組状況及びその他の世帯の就労率について公表を行う。

#### [対応方針を踏まえた通知改正(案)の概要]

- 就労支援事業等の参加率等の目標を通知に明記。
- 就労支援事業等に参加していない者の調査項目を追加。

## 後 発 医 薬 品

### <改革工程表における記載>

○ 後発医薬品使用促進計画の策定率を100%とする。

- 使用割合について、2017年央までに75%とする。
- 2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する。

○ 後発医薬品の使用割合の地域差を見える化。

### <対応方針>

#### 【目標設定の考え方】

- 2017年央までに75%を達成すると通知上に明記。
- 2017年央において、次期目標について、改革工程表を踏まえた検討を行う。  
（参考） 2014年 58.7% → 2015年 63.8% （各年6月審査分）

#### 【具体的な取組】

- 後発医薬品使用促進計画を未策定の自治体に対して、適時、把握の上、必要に応じてフォローアップを行う。
- 地域の薬局等と連携した服薬指導についてモデル実施を行う。

#### 【見える化】

- 国において、後発医薬品の地域別使用割合について見える化し、公表する。

#### [対応方針を踏まえた通知改正（案）の概要]

- 2017年央までに75%を達成すると通知上に明記。（再掲）
- 後発医薬品使用促進計画について、各年4月末までに当該年度の計画を策定することを規定。
- 都道府県等本庁は、管内自治体の策定状況について、5月末までに厚生労働省へ情報提供を行うことを規定。

## 頻 回 受 診

### <改革工程表における記載>

- 頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進。
- 頻回受診対策を実施する自治体の割合を100%とする。
- 適正受診指導による改善者数割合の目標値について、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定する。

### <対応方針>

#### 【目標設定の考え方】

- 頻回受診の適正化の対象範囲を、他の医療制度における指導対象範囲を参考としつつ再検討し、2016年度に取組の目標値を設定する。

#### 【具体的な取組】

- 各自治体において、頻回受診の適正化に係る計画を策定する。
- 改善者割合の向上に向け、訪問看護ステーション等と連携した適正受診指導についてモデル実施を行う。（参考）平成26年度改善率 45.9%

#### [対応方針を踏まえた通知改正（案）の概要]

- 頻回受診の適正化を計画的に実施するため、指導を要する者が一定数以上いる自治体について、各年4月末までに当該年度の頻回受診適正化にかかる計画の策定を行うこととする。
- 都道府県等本庁は、管内自治体の策定状況について、5月末までに厚生労働省へ情報提供を行うことを規定。
- 指導実態の把握のため、適正受診指導の結果報告にかかる様式を見直し。

## 健 康 管 理 支 援

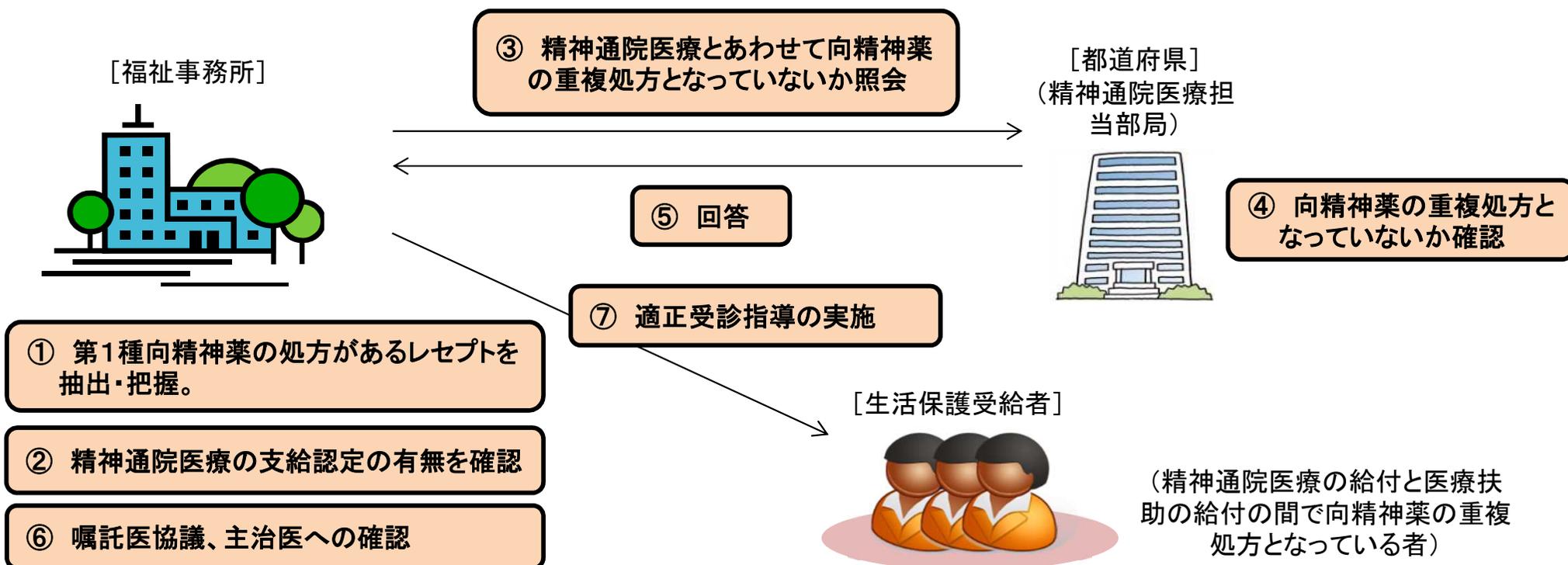
- 生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討。

#### 【検討に向けた方針】

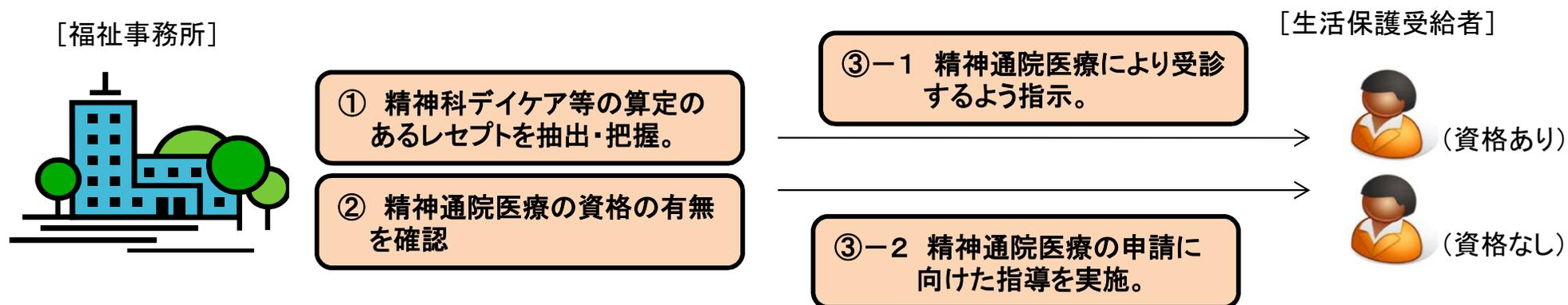
- 福祉事務所においてデータを活用した健康管理に関する支援が必要。
- このため、福祉事務所において、データに基づく有効的な支援ができるよう、具体的な方策を検討。

# 向精神薬の重複処方にかかる適正化の徹底等(平成28年度～)

## 精神通院医療の給付と医療扶助の給付の間における向精神薬の重複処方に関する適正化



## 精神通院医療にかかる優先活用の徹底



# 特定の医療グループにおける精神疾患患者の「囲い込み」問題への対応（通知概要）

## ある医療グループにおいて精神疾患患者「囲い込み」として指摘された事項

- 国庫補助事業の委託により福祉事務所へ支援員を派遣し、支援員は当該医療グループのクリニックへの通院を誘導。
- 患者の保護費はクリニックによる一方的な金銭管理が行われ、また、患者はクリニックが紹介する劣悪な住環境に置かれている。

### 1. 委託事業者等による特定の医療機関への不適切な受診指導の防止

- 受診勧奨等を行う際は、客観的かつ合理的な根拠に基づき、例えば複数の医療機関を提示するなど、理由なく特定医療機関に偏することがないように周知。また、特定の医療機関への受診が保護の要件であるかのような説明は行わないよう周知。
- 委託事業者の調達においては、事業の公平性・透明性の観点から、原則一般競争入札による。
- 業務を委託する場合であっても、業務実態を把握し、不適切な業務が行われている場合には、是正を図る。

### 2. 医療扶助の決定における医療要否の検討の徹底

- 医療扶助の決定や継続の必要性について、病状に疑いがある場合等においては、検診命令の実施を徹底する。
- 精神障害者への支援については、障害者総合支援法における就労継続支援等のサービス利用の検討も行う。
- 他法他施策優先の観点から、精神疾患を有する者に関する自立支援医療（精神通院医療）の申請指導を徹底する。

### 3. 訪問調査の徹底及び劣悪な住環境と確認された住居への対応

- 生活実態を把握するため、訪問調査を徹底し、転居後においても転居先の訪問調査を行い、適切な居住場所の確認に努める。
- 劣悪な住環境に居住する者に対しては転居指導を徹底し、建築基準法違反疑の建築物については建築部局と連携する。
- 床面積別に応じた適切な住宅扶助費の認定を行うよう周知。

### 4. 生活保護費の適正な交付及び適切な金銭管理の徹底

- 生活保護費は原則、本人へ交付するよう徹底することを周知。
- 金銭管理が行われる際は、福祉事務所が契約内容や実施状況に関する把握に努めることを周知。
- 入院入所の場合、本人宛てで現金書留により送られた保護費を本人の意思に反して無断で管理されることがないように周知。
- 福祉事務所は、家計管理や金銭管理に関する支援に努めるとともに、自立支援プログラムや成年後見制度等の活用を検討することを周知。

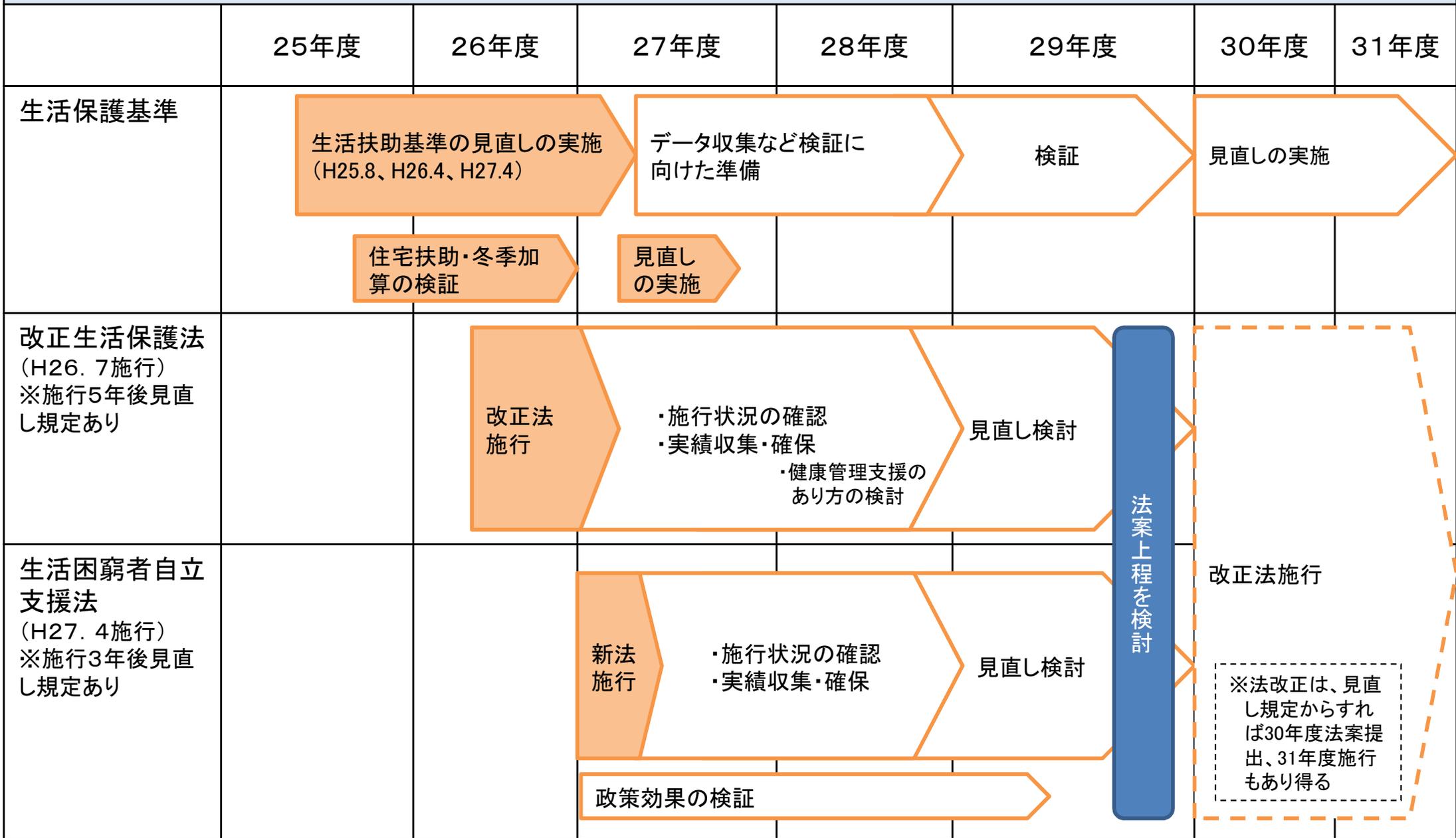
### 5. 生活保護受給者に対する安否確認の適切な実施

- 緊急やむを得ない場合に、本人の同意なく立ち入ることがある場合でも、大家等の第三者に協力を求めて行うことを周知。
- 見守りの頻度が高い者に対し、本人の意思に反して部屋に立ち入るような相談を受けた際には、適切な助言を行うよう周知。

※ 上記については、今後、地方自治体による監査等において実施状況の確認を行う。

### 第3 今後の生活保護基準・制度の見直しについて

生活保護・生活困窮者自立支援制度の見直しに向けたスケジュール



# 生活保護基準・制度見直しに向けた調査

- ・次期生活保護基準の検証（平成29年検証）及び生活保護制度全般を検証することを目的として、平成28年度において、以下の内容を実施する予定である。

※以下の調査等のほか、生活保護基準の検証を行う生活保護基準部会における議論の内容等によって、必要な調査を追加する可能性もある。

## ○家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（平成28年度 1回限り）

## ○被保護者調査の調査項目の追加に伴うシステム改修

### 【家庭の生活実態調査及び生活意識に関する調査】

#### 1 概要

一般世帯及び生活保護世帯の生活実態を調査し、今後の生活保護基準の検証や制度の見直しに係る基礎資料とする。

#### 2 調査の対象

- ・一般世帯：平成28年国民生活基礎調査(所得票)の調査対象世帯(約3万3千世帯)
- ・生活保護世帯：平成28年度社会保障生計調査の調査対象世帯(1,110世帯)

#### 3 調査時期

- ・一般世帯：平成28年7月14日(国民生活基礎調査(所得票)と同時実施)
- ・生活保護世帯：平成28年7月(社会保障生計調査(7月分)と同時実施)

#### 4 調査の方法

調査票は調査員が世帯を訪問して配布し、留置の上、後日、調査員が回収する。

### 【被保護者調査の調査項目の追加に伴うシステム改修】

#### 1 概要

高齢者世帯の増加に伴い、特に他の世帯類型から高齢者世帯となった世帯数の把握及び平成27年度の住宅扶助基準の改正に伴う被保護者調査の調査項目の変更に係るシステム改修を行うこととする。

#### 2 改修の流れ

厚生労働省が指定する調査項目の追加について、平成28年年度に、厚生労働省において「生活保護業務データシステム」の改修を、各自治体においては「生活保護基幹事務システム」の改修を行い、平成29年4月分調査より、新たな集計が出来るように必要な手続き等を行うこととする。

#### 3 補助について

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の補助対象(業務効率化事業 補助率 1/2)とする。

# 参 考 資 料

(平成27年度全国厚生労働関係部局長会議資料抜粋)

経済・財政再生計画 改革工程表〔第22回経済財政諮問会議決定（平成27年12月24日）〕

参考

	2014・2015年度 《主担当府省庁等》	集中改革期間				2019年度	2020年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)
		2016年度		2017年度	2018年度				
生活保護等		通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
		<p>＜④⑩就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む＞</p> <p>＜④⑪生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化＞</p> <p>＜④⑫平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し＞</p>							
		<p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する</p>							
		<p>頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進</p>							
		<p>生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討</p>							
		<p>生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進</p>							
					<p>平成29(2017)年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む)</p>				
	《厚生労働省》						<p>就労支援事業等の参加率【2018年度までに60%】</p> <p>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次見える化を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討</p> <p>医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】</p> <p>頻回受診対策を実施する自治体【100%】</p>	<p>就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】</p> <p>「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)【2018年度までに45%】</p> <p>就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】</p> <p>就労支援事業等の自治体ごとの取組状況【見える化】</p> <p>「その他世帯」の就労率等の自治体ごとの状況【見える化】</p> <p>※就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次見える化を進めた上で、KPIについては、2016年度に再検討</p> <p>生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】</p> <p>頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定】</p> <p>生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】</p> <p>後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】</p>	

# ⑨ 生活困窮者等の就農訓練事業

平成28年度予算案：4.2億円

## 趣旨

- 生活困窮世帯等の中には、中途退学者や引きこもり等の若年者、中高年で未就労や社会参加の機会を得られない者が高齢化し、受給期間が長期化する傾向にある。このため、これらの者を対象として、就労準備支援事業として農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

## 背景

### 【農業】

- 人口の減少、高齢化、集落機能の低下により農業の保全、継承が困難
- 農業の担い手の育成・確保が重要
- 6次産業化の推進



### 【生活困窮者等】

- 長期間労働市場から離れているため、就業体験などの段階的な支援が必要。
- 農業活動による心身のリハビリ効果による就労意欲喚起、生活のリズムの回復する効果等



生活困窮者等への就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む）を含めた就労支援

## 事業概要

福祉事務所が就農訓練などを実施するNPO法人、農業法人等民間団体のノウハウを活用し、生活困窮者等の就農を含めた就労を支援する。

1 実施主体：都道府県、市、福祉事務所設置町村（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）※都道府県については、郡部福祉事務所のみならず、管内の市部福祉事務所も含めて広域的实施も可能。

### 2 事業内容

（事前調整）※必要に応じて都道府県が自治体間調整

- ・福祉事務所と連携して支援対象者の選定・説明会の開催
- ・自治体や農業法人、森林組合等の受け入れ態勢の調整
- ・住民への理解促進 等

（基礎的研修（例 短期訓練、体験ツアー等：数日～1週間））

- ・農業基礎研修（作物の知識、農業機械の操作等）
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等

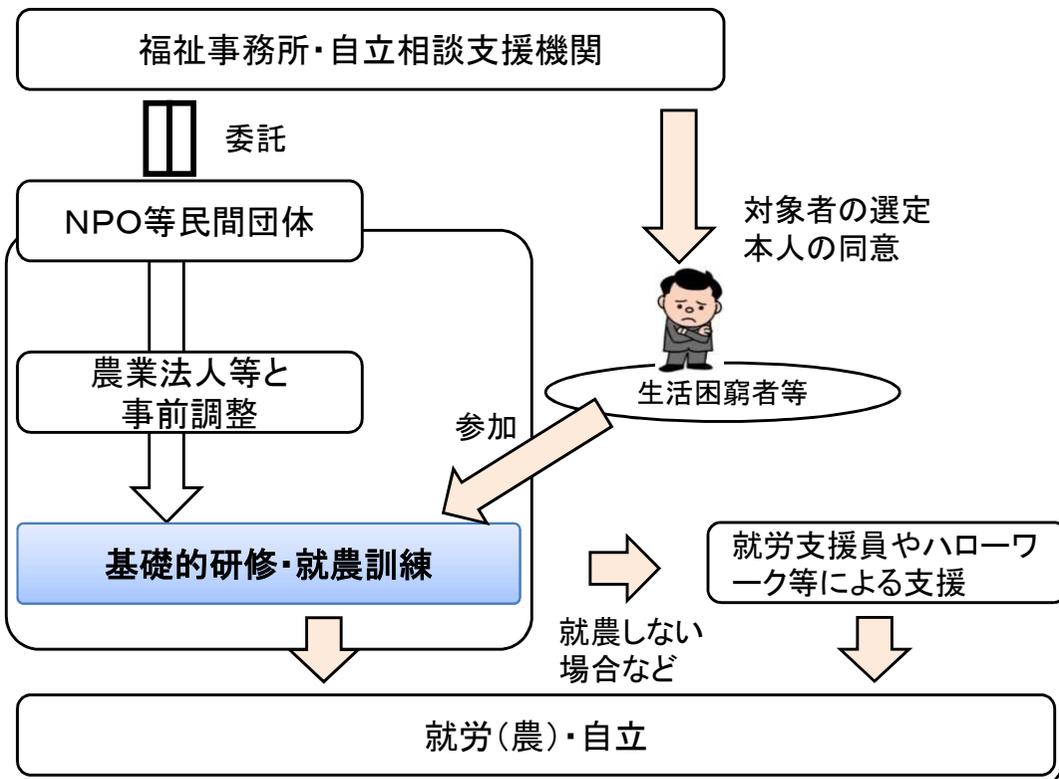
（就農訓練（例：長期訓練、就農支援））

- ・農業実践研修
- ・仲間づくりや地元住民との交流会の開催
- ・研修参加者に対する生活相談・個別相談 等



3 補助率 2/3

## 事業のイメージ



# 新 生活保護受給者への適正受診指導等の強化

## 生活保護における適正受診指導等の状況

平成28年度予算案：2.1億円

- 不適切な頻回受診者や重複処方者等に対しては、主にケースワーカーが適正受診指導を行っている。
- しかし、ケースワーカーは医学的な専門知識がなく、現在の仕組みの中で更なる適正化効果を上げることには限界がある。(保健師等専門職の配置がある福祉事務所は全体の16.9%。保護課調べ)

### 医療保険者の取組では・・・

- ①保健師等による頻回受診に対する指導
- ②薬剤師(薬剤師会へ委託)による重複処方等に対する指導等の取組を行っており、一定の効果。

＜頻回受診の改善率＞  
市町村国保(呉市の例) : 58.7%  
生活保護(全体) : 45.9%

### 訪問看護ステーションや薬局とCWの連携により適正化等を強化

#### 1. 薬局の薬剤師と連携した服薬指導による適正化等

- 不適切な重複処方について、適正受診指導を実施
- 複数薬局にかかっている場合、1カ所の薬局へ整理  
→ 重複投薬、多剤投薬、併用禁忌等の解消
- アレルギー等の理由以外で後発医薬品を服用している者に対する後発医薬品への切り替え指導  
→ 後発医薬品の使用促進

#### 2. 訪問看護ステーションの保健師、看護師等による適正受診指導等

- 頻回受診者に対する適正受診指導の実施  
→ 不要な受診の解消
- 健康管理支援(健康相談、受診勧奨等)  
→ 糖尿病等の早期発見、重症化予防

### イメージ



# 生活保護受給者等の居住確保の推進

平成28年度予算案：5.3億円

## 趣旨

- 平成27年5月の川崎市の簡易宿泊所火災を踏まえ、簡易宿泊所に入居する生活保護受給者の居住の確保を推進するため、国土交通省と連携しつつ、転居支援の充実・強化を図ることが必要。
- また、平成27年7月からの住宅扶助基準見直しの円滑な施行を図るため、生活保護受給者に対する安価で質の良い住居確保の支援を図るとともに、貧困ビジネスへの対応として劣悪な施設からの転居支援を行うことが必要。
- このため、平成25年度から実施してきた「居住の安定確保支援事業」を充実・強化し、全国的な支援を実施する。

## 現状・課題

(生活保護受給者)

- 簡易宿泊所等に居住する高齢受給者の増加
- 平成27年7月からの住宅扶助基準の見直しの円滑施行のため、安価で質のよい住居確保の支援が必要
- いわゆる貧困ビジネスへの対応
- 新たな住宅における近所つきあいなど転居に伴う不安

(家主等)

- 空き部屋の増加に伴う収入減
- 安定的な家賃収入の確保
- 入居者に対する見守り支援

## 事業内容等

### 1 事業内容

- ① 安価で質の良い住宅のリスト化 新
- ② 不動産業者への同行や現地確認による民間アパートへの入居支援
- ③ 在宅生活を送る上で必要な見守りや受給者の課題に応じた寄り添い型支援の実施
- ④ 国土交通省が行っている住宅施策（居住支援協議会等）、不動産仲介業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携強化 新
- ⑤ 家賃の代理納付の促進

※ 生活困窮者の居住確保についても、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関と連携して必要な支援を実施する。新

### 2 実施主体

都道府県、市、福祉事務所を設置する町村  
※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

### 3 補助率 3 / 4

## 生活保護

### (i) 金銭管理支援に関する周知

被保護者が使用した電気、水道及びガスの料金の支払については、金銭管理支援を自立支援プログラムに位置付けて実施することで効果的な支援を行うことができ、必要に応じて、助言も行うことが有効であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。

### (ii) 生活保護法第29条の調査に対する回答についての協力依頼

保護の決定等に当たり行う要保護者等の資産・収入等に関する銀行、要保護者等の雇主等に対する報告の求め(29条1項)については、より円滑な運用がなされるよう、経済団体、業界団体等を通じるなどして要保護者等の雇主等に対して協力要請を行うことを検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### (iii) 生活保護法第63条についての検討

費用返還義務(63条)に基づき生じる債権については、生活保護法の一部を改正する法律(平25法104)附則2条に基づき同法施行後5年を目途に行われる生活保護制度の見直しの検討に併せて、破産法における取扱い等管理の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### (iv) 法第78条に基づき生じる債権の破産手続における取扱いの周知

費用等の徴収(78条)に基づき生じる債権については、破産者に対する免責許可の決定の効力が及ばないこと(破産法253条1項1号)及び当該債権に係る債務の弁済が偏頗行為の否認の例外として扱われること(破産法163条3項)を、地方公共団体に平成27年度中に通知する。

### (v) 年金情報の照会事務の円滑化についての検討

被保護者が遡及して年金を受給した場合における当該被保護者が受けた保護金品に相当する金額の返還(63条)については、保護の実施機関が速やかに当該年金の受給情報を把握し当該被保護者に請求することができるよう、保護の実施機関による日本年金機構等に対する年金関連情報の照会事務の円滑化の方策について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## II 一般事項

(文章編資料)



# 第1 生活保護制度の適正な実施について

## 1 面接時の適切な対応について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号。以下「改正生活保護法」という。）により申請時の手続等を法律に規定したところである。これまで周知してきているとおり、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められていることについては、従前からの運用を変更するものではない。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認し、意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要がある。このため、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。また、相談の際には、手持ち金及び預貯金の保有状況、家賃、水道・電気等のライフラインに係る滞納状況等、急迫状況をはじめとする生活状況の確認は的確に行われているか等に留意すること。加えて、生活困窮者に関する情報が福祉事務所の窓口につながるよう、生活保護制度の周知を図るとともに、民生委員及び各種相談員、生活困窮者自立相談支援事業、保健福祉関係部局、水道・電気等の事業者等との連絡・連携体制をとるよう留意すること。

そのほか、相談段階における扶養義務者の状況の確認について、扶養義務者と相談してからでないと申請を受け付けない、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行う、といったことがないよう徹底されたい。

さらに、従前より「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成 12 年 10 月 25 日社援第 2393 号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対

して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

上記趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

なお、過去に福祉事務所が使用する扶養照会書等に、扶養義務の履行が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現がされている事案が判明したことを踏まえ、管内福祉事務所が使用している各種様式等について、不適切な表現がないか、という観点で点検いただくよう改めてお願いします。

## 2 いわゆる「貧困ビジネス」への対応について

無料低額宿泊所や簡易宿所等であって、居室が著しく狭隘で設備が十分でない住宅であるにもかかわらず、住宅扶助特別基準による家賃額を悪用して不当な利益を得ているいわゆる「貧困ビジネス」が存在するものと考えられる。

これまで、無料低額宿泊所及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊所等」という。）については、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、平成 21 年 10 月に発出した通知（平成 21 年 10 月 20 日社援保発 1020 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等により、

- （1）訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- （2）消防署が行う防火安全対策への協力
- （3）未届施設に関する関係部局との連携
- （4）生活保護費の本人への直接交付の徹底
- （5）無料低額宿泊所の収支状況の公開の徹底

について管内福祉事務所に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いしているところである。

しかしながら、いわゆる「貧困ビジネス」は依然として後を絶たず、無料低額宿泊所等の適正運営の確保が強く求められることから、平成 27 年 4 月に「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」（平成 15 年 7 月 31 日社援発第 0731008 号厚生労

働省社会・援護局長通知)を改正し、同年7月1日から施行しているところである。本通知の趣旨を踏まえ、適切な運営がなされていない無料低額宿泊所等については、都道府県等の所管部局と連携するとともに、生活保護受給者に対しても必要な助言指導を行うなど、適切な対応をお願いしたい。

### 3 住宅扶助基準見直しにかかる留意事項について

平成27年7月1日から施行されている住宅扶助基準の見直しについては、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について(通知)」(平成27年4月14日社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。)及び「住宅扶助の認定にかかる留意事項について(通知)」(平成27年5月13日社援保発0513第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「留意事項通知」という。)を踏まえ、最低限度の生活の維持に支障が生じないように、適切に運用するとともに、「居住の安定確保支援事業」も活用して、生活保護受給者の居住の安定や居住先の確保の支援に取り組んでいただくようお願いする。その際、留意事項通知で示しているとおり、福祉事務所において、当該世帯の意思や生活状況等を十分に確認し、必要に応じて局長通知に定める経過措置等の適用を検討するなど、住宅扶助(家賃・間代等)の趣旨も十分に踏まえ、引き続き適切な住宅扶助の認定に努められたい。

### 4 預貯金等の資産保有状況の適切な把握

平成27年4月より、生活保護受給者から少なくとも年に1回の資産申告を求め、福祉事務所が預貯金等の資産の状況を適切に把握するよう実施要領等の改正を行ったところである。この申告により、預貯金等を保有していることが発見された場合には、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、収入未申告等不正な手段により蓄えられたものではないことを確認し、当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取すること。その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合には保有を容認することとしているが、一方、合理的な使用目的がない場合や保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる預貯金等を有している

場合には、生活保護受給者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこと。保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を生活保護受給者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定を行った上で保護の停止又は廃止を行うことを検討する必要がある。

## 5 金融機関等本店に対する一括照会等について

平成 24 年 12 月から実施している金融機関本店等に対する一括照会（以下「本店等一括照会」という。）については、従前は複数の支店に対し個々に照会していたものを、本店等一括照会によって、各福祉事務所の事務負担の軽減につながるとともに、従前の方法では判明しなかったと考えられる口座が相当数発見されているなど、資産調査の効率的、効果的な実施に資しているものと考えている。

本店等一括照会は「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成 24 年 9 月 14 日社援保発 0914 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき実施しているが、先般、照会方法の効率化を図る観点から要望があったことを踏まえて、平成 26 年 9 月 30 日付けで上記通知の一部改正を行い、同一世帯の者を一括して照会できる様式等への変更を行ったところであるので、変更後の様式への早期の移行をお願いする。また、生命保険会社に対して実施する法第 29 条による調査については、「生命保険会社に対する調査の実施について（平成 27 年 2 月 13 日社援保発 0213 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」により、照会様式及び依頼事項に関する用語の統一化を図ったところであるので取扱いの徹底をお願いしたい。

一方で、金融機関からは本店等一括照会の実施にあたり、一部の地方自治体において関係通知で定める実施方法等が徹底されていないとの指摘がなされている。これまでも、徹底されていない事例及び指摘を踏まえて、留意点を整理した「金融機関本店等に対する一括照会の留意事項について」（平成 25 年 9 月 30 日事務連絡）を発出し、機会を捉えて注意喚起を図ってきたところであるが、未だ徹底されていない事例が散見される状況にある。

このことは、迅速で正確な調査に支障を生じさせるほか、行政機関に対する信用を失墜しかねないことから、本店等一括照会の実施について一層適正な処理にあたられるよう管内福祉事務所に周知し、当該業務の実務担当者に徹底するよう周知されたい。こうした事例については、適宜情報提供するので、管内福祉事務所に対する注意喚起を徹底されたい。

なお、平成 28 年 4 月 1 日より、労働金庫連合会の会員である 13 労働金庫（※）についても本店等一括照会が可能となる予定であるのでご了知願いたい。

※ 北海道労働金庫、東北労働金庫、中央労働金庫、新潟県労働金庫、長野県労働金庫、静岡県労働金庫、北陸労働金庫、東海労働金庫、近畿労働金庫、中国労働金庫、四国労働金庫、九州労働金庫、沖縄県労働金庫

## 6 不正事案（重複受給）への対応について

不正受給事件については、「生活保護の適正実施の推進について」（昭和 56 年 11 月 17 日社保第 123 号厚生労働省社会・援護局保護課長・監査指導課長通知）により厚生労働省に適宜情報提供をいただいているところであるが、近年、複数の福祉事務所から重複して保護費を受給し逮捕されるケースが見受けられているところである。

住居の賃貸借契約書の偽造や、偽名として実在する者の名を使用するなど、意図的に事実を改ざんするようなケースについて、可能な限り未然防止が図られるよう、保護申請時に事実関係を確認する際は、以下に掲げる事項に留意するよう、管内福祉事務所に対して周知されたい。

なお、画一的に行われることで必要な人に必要な保護の適用がなされないことが生じないよう十分な配慮をお願いする。

- (1) 保護開始時の家庭訪問は必ず実施すること
- (2) 生活歴等の把握に当たっては、可能な限り客観的な資料の収集を行うこと  
    (例) 「保護歴なし」との申出がある者の前住所地への照会  
        DV被害を訴える者について婦人相談所や警察への照会
- (3) 賃貸借契約書等については可能な限り原本を確認すること

また、保護開始後においても、個々の世帯の実情に即した保護の決定実施を行う観点から訪問調査活動を効果的に実施し、当該世帯の生活実態の把握に努め、居住実態等の確認を行うこと。

なお、要保護者の居住地または現在地と住民基本台帳に記載された住所が異なる場合には、不正受給対策としてのみならず、各種行政サービスを受けられないなどの不利益を被る場合も多いことから、要保護者に住民登録を励行させ、住民基本台帳担当部局に情報提供するとともに、住民票の異動手続等の必要な連携を図るようお願いする。

## 7 身元不明者への対応等について

認知症等の身元不明者を地方自治体が保護した場合には、施設入所や医療機関への入院するケースが多く、福祉事務所においては身元不明者に対して関係部局・機関等と連携し、必要な支援を行ってきたものと考えているが、「身元不明者の身元確認を行うための生活保護担当部局における対応について」（平成 26 年 9 月 26 日社援保発 0926 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を踏まえ、以下の点に留意の上、引き続き管内実施機関に対して周知をお願いしたい。

- (1) 各地方自治体において、身元不明者への対応を円滑に進められるよう、関係部局や機関等と十分に協議し、連携体制の構築に努めること。
- (2) 福祉事務所における身元不明の生活保護受給者への訪問活動等の支援を通じて、身元確認を行う上で重要となる情報を有することが多いため、関係部局・機関等との情報共有を図る観点から、身元不明のまま生活保護を適用している者について、「今後の認知症高齢者等の行方不明・身元不明に対する自治体の取組の在り方について」（平成 26 年 9 月 19 日老発 0919 第 4 号厚生労働省老健局長通知）3 の（3）「本人の身元確認につながると考えられる情報例」を参考に、対象者の情報等を整理した名簿等を作成すること。
- (3) 現在、一部の地方自治体において特設サイトを開設し、身元不明者の情報公開が行われているところであり、身元判明に至ったケースもあることから、これらの取組を参考として、関係部局と連携した上で、同様の取組の実施を検討すること。

## 8 最低生活費の遡及変更について

最低生活費の遡及変更が可能な期間については、従来、行政処分についての審査請求期間が行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）上 60 日とされていたこと等から、2 か月程度（発見月及びその前月分まで）とされてきたところである。平成 28 年 4 月 1

日から、改正行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が施行され、審査請求期間が 3 か月に変更されることを踏まえ、最低生活費の遡及変更が可能な期間について、3 か月程度（発見月の前々月分まで）とする通知改正を予定しているのをご了知願いたい。なお、本取扱については、平成 28 年 4 月 1 日以降になされた処分から適用する予定である。

## 9 年金生活者等支援臨時福祉給付金等への対応について

低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金（以下「高齢者向け給付金」という。）については、生活保護受給者は生活保護費の支給により最低限度の生活を保障しており、今回の高齢者向け給付金は基本的には生活費に充てられるものと考えられることから、仮に生活保護受給者に支給したとしても、収入認定され、生活保護受給者の手取り収入の増加にはつながらないため、支給の対象外としている。一方、平成 27 年 1 月 1 日に保護を停止されていた者及び平成 27 年 1 月 1 日の翌日から平成 28 年 4 月 1 日までの間に保護が廃止され、又は停止された者については、高齢者向け給付金の支給対象となるが、高齢者向け給付金が支給された時点で生活保護を受給している場合は、支給月に受給額の全額を収入として認定することとしているので了知の上、管内実施機関に対して指導方よろしく願います。

また、平成 28 年度臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金（以下「障害・遺族年金受給者向け給付金」という。）についても、生活保護受給者は支給の対象外としている。（臨時福祉給付金については、平成 27 年度と同様の取扱い。）一方、平成 28 年 1 月 1 日に保護が停止されていた者及び平成 28 年 1 月 1 日の翌日から平成 28 年 10 月 1 日までの間に保護が廃止され、又は停止された者については、平成 28 年度臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金の支給対象となるが、平成 28 年度臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金が支給された時点で生活保護を受給している場合は、受給額の全額を収入として認定することとしているので、あわせてご了知願いたい。

なお、平成 28 年度臨時福祉給付金及び障害・遺族年金受給者向け給付金は、平成 28 年度予算案に所要額を計上しているものであることから、上記の取扱は予定であり、正式には追って通知を発出する予定であるのをご了知願いたい。

## 10 会計検査院からの指摘について

### (1) 処置要求事項について

今般、会計検査院から、生活保護費の債権管理に係る取扱いが適正に行われていないとの指摘があり、平成 27 年 10 月 20 日付け処置要求「生活保護費に係る返還金等の債権管理について」をもって改善を求められたところである。

検査結果の概要並びに処置要求の内容及びその対応は以下のとおり。

#### ア 検査結果の概要

- (ア) 返還金等債権の管理体制が十分なものとなっておらず、保護費に係る適時適切な債権管理を長期的かつ継続的に行っていなかった事案があった
- (イ) 延滞が生じた後の納入指導や督促などの時効中断措置、居所不明時の居住地調査及び死亡時の相続状況の調査が適時適切に行われていなかった事案があった
- (ウ) 債権管理が適時適切に行われていなかった返還金等債権に係る不納欠損額を事業実績報告書に計上し、負担金が過大に交付されていた事案があった

#### イ 厚生労働省に対する処置要求内容

- (ア) 実施機関に対し以下の点について周知徹底を図ること
  - a 適時適切な債権管理を行う体制を整備する必要があること
  - b 返還金等債権に係る不納欠損額は負担金の算定要素であること
  - c 債権管理を適時適切に行っていない場合は国庫負担対象とならないこと
  - d 都道府県に対し以下の点について指導等を行うこと
    - (a) 債権管理マニュアル等を整備することなどによる債権管理体制の整備について実施機関に対する指導及び助言を行うこと
    - (b) 生活保護法施行事務監査並びに事業実績報告書の審査及び確認を十分に行うことについて周知及び指導を行うこと
  - e 生活保護法施行事務監査の際に返還金等債権の管理状況を的確に把握し、債権管理が適時適切に行われていない実施機関に対しては指導の徹底を図ること
  - f 事業実績報告書の添付資料を見直すなどして、不納欠損処理を行った返還金等債権が適時適切に債権管理されていたか把握できるようにすること

## ウ 処置要求を踏まえた対応

今般の会計検査院の指摘を踏まえ、「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成 22 年 10 月 6 日社援保発 1006 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を改正するとともに、事業実績報告書に添付する不納欠損調書の様式を変更したので、返還金等の債権管理及び負担金の算定が適切に行われるよう債権管理体制を整備する等、所要の措置を講じていただきたい。

なお、会計検査院から厚生労働省に対し、債権管理について指摘があった本庁及び福祉事務所を対象に、平成 28 年 5 月時点における改善状況を調査するよう依頼があった。については、調査方法等は改めてお知らせするので、対応に遺漏なきようお願いしたい。

## (2) 不当事項について

会計検査院より、一部の地方自治体において、

ア 年金受給権の調査が十分でなく保護費が過大に交付されていたこと、

イ 保護施設事務費について、看護師加算の算定に必要な看護師数を配置しないまま加算を行っていたこと

から、保護費が過大に交付されていたとの指摘があり、不当とされた国庫負担金額の返還が求められたところである。

保護施設事務費の看護師加算等については、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて」（昭和 63 年社施第 85 号厚生省社会局長通知）に定める職員配置基準による職員数が充足され、かつ、各月初日時点において加算配置数として規定する職員が加配されていることなどの要件をすべて満たした場合に限り、加算が認められるので、留意すること。

## 11 生活保護事務におけるマイナンバーの取扱いについて

### (1) 本人確認について

いわゆる「マイナンバー」の利用については平成 28 年 1 月 1 日から開始されているところであるが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 16 条においては、本

人から個人番号の提供を受ける場合、個人番号利用事務等実施者は本人確認をしなければならないとされている。具体的な本人確認の方法については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号。以下「番号法施行規則」という。）等において規定されているところであり、生活保護事務における本人確認のうち番号確認については、個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書により確認が困難な場合は、

ア 個人番号利用事務実施者が個人番号の提供を受ける場合（イのケースを除く。）

地方公共団体情報システム機構への確認（番号法第 14 条第 2 項、番号法施行規則第 3 条第 1 項第 1 号、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）第 30 条の 10、第 30 条の 11、第 30 条の 12）

イ 当該都道府県知事保存本人確認情報を保存する都道府県知事が個人番号の提供を受ける場合

都道府県知事保存本人確認情報の確認（番号法施行規則第 3 条第 1 項第 2 号、住基法第 30 条の 15）

等の方法により確認を行うこととされているため、各地方自治体におかれては改めて適切な取扱いをしていただくようお願いしたい。

○本人確認措置についての概要資料：内閣官房マイナンバーホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kakunin.pdf>

## （2）職員による個人番号の代理記入について

高齢者や障害者等の配慮を要する者が生活保護申請を行う際や、初めて生活保護の申請を行う際等において、自身の個人番号が分からない等申請書への個人番号の記載が困難な場合には、番号法第 14 条第 2 項等に基づき、個人番号利用事務実施者は住民基本台帳ネットワークシステムを利用して当該申請者の個人番号の提供を受け、福祉事務所職員が申請書に個人番号を記載しても差し支えない。

### (3) 特定個人情報の提供の制限について

特定個人情報（個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報）の提供については、番号法第 19 条各号に規定される場合を除き制限されているところである。生活保護事務においては、特に以下のような場合における特定個人情報の提供は番号法第 19 条各号のいずれにも当てはまらないため、個人番号部分をマスキングする等の対応をお願いしたい。

(例)

- 被保護者がその居住地を他の福祉事務所の所管区域内に移転した時に、旧居住地の福祉事務所長等が新居住地の福祉事務所長等に保護台帳等の写しを渡す場合。
- 審査請求又は再審査請求に係る事務において、都道府県又は厚生労働省あて保護台帳等の写しを提出する場合。
- 保護を脱却した者に対して引き続き自立相談支援機関が支援を行うために、福祉事務所から自立相談支援機関あて保護台帳等の写しを送付する場合。

## 第2 就労・自立支援の充実について

### 1 生活保護受給者の就労支援における KPI の設定について

稼働能力を有する生活保護受給者については、その能力に応じて就労することが必要であり、これまでもハローワークと福祉事務所によるチーム支援（生活保護受給者等就労自立促進事業）、被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業等（以下「就労支援事業等」という。）を活用して積極的に支援を実施いただいているところである。

また、平成 27 年度から各地方自治体において、就労支援事業等の対象者数及び参加者数、就労・増収者数等を指標として盛り込んだ就労支援促進計画を策定いただくとともに、就労支援事業等の適切な効果検証及び的確な見直しを行うこととしている。

政府全体においても「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に基づき「経済・財政再生計画改革工程表」（以下「改革工程表」という。）が策定されたところである。その中で、生活保護受給者の就労支援に関して、KPI（改革の進捗管理や測定に必要となる指標）として、

- （1）就労支援事業等の参加率を 2018 年度までに 60%とする
- （2）就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を 2018 年度までに 50%とする
- （3）「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を 2018 年度までに 45%とする

ことが定められたほか、就労支援事業等を通じた脱却率、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況、「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」が盛り込まれたところである。

これらの KPI の設定に伴い、目標の達成に向けて、地方自治体に設置するハローワークの常設窓口（以下「常設窓口」という。）を増設するとともに、常設窓口配置する就職支援ナビゲーターを増員し支援体制を充実することとしている。各地方自治体においても、就労支援員の増配置による支援体制の充実、被保護者就労準備支援事業及び平成 28 年度から実施する就農訓練事業等の積極的な活用など就労支援事業等を着実に実施いただきたい。

さらに、改革工程表においては、「就労可能な者に関する就労状況や支援状況等についてデータを収集し、順次「見える化」を進めた上で、KPI について 2016 年度に再検討」することとされており、地方自治体における就労支援事業等の成果を「見える化」できるよう、地方自治体の業務負担に考慮しつつ、引き続き検討を進めていくこととしているので、ご留意願いたい。

#### 【参考】生活保護受給者の就労支援等の現状

- 就労支援事業等の参加率  
2015 年度 就労支援促進計画の目標値平均 47.9% (計画提出率 98.6%)
- 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合  
2015 年度 就労支援促進計画の目標値平均 44.5% (計画提出率 98.6%)
- 「その他の世帯」の就労率 (就労者のいる世帯の割合)  
2014 年度 34.3%

## 2 就労支援促進計画の策定について

就労支援促進計画については、改革工程表において生活保護受給者の就労支援の状況等についてデータを収集し、KPI について 2016 年度に再検討とされていることに伴い、就労支援事業等に参加していない者の状況 (就労中、ハローワーク等で求職活動中など) を平成 27 年度の就労支援促進計画の実績報告から調査項目に追加することとしているのでご了知いただきたい。

また、平成 27 年度は、「就労支援等の状況調査」を踏まえて、就労支援事業等において就労・増収率の達成率が高いなど効果的な取組を行っている地方自治体に対して、関係職員等研修啓発事業 (補助率 1/2) について、補助率の引き上げを行ったところであるが、平成 28 年度についても引き続き実施することとしているので、ご了知願いたい。

### 3 被保護者就労支援事業について

被保護者就労支援事業は、これまで予算事業として実施してきた就労支援事業について、その重要性に鑑み、法律上明確に位置づけ、平成 27 年 4 月より実施いただいているところである。

本事業においては、

- (1) 就労に向けた個別支援（就労に関する相談・助言、履歴書の書き方、面接の受け方等の支援、個別の求人開拓や定着支援等）
- (2) 稼働能力判定会議等の開催（稼働能力や適正職種の検討、就労支援プログラムの選定等にあたり、複数の専門的な知見を有する者で構成する稼働能力判定会議等を開催）
- (3) 就労支援の連携体制の構築（地域における生活保護受給者の就労支援体制に関する課題の共有や関係機関の連携強化、個別求人開拓等を円滑に進めるため、ハローワーク等の行政機関、社会福祉法人等関係団体や企業が参画する就労支援の連携体制を構築）

をしていただくこととしている。

特に、高齢期に至る手前の 40～50 歳代の生活保護受給者については、年齢等によって比較的就労につながりにくい状況にあることから、本事業により、地域における就労支援の連携体制の構築を通じて就労の場の開拓等をお願いしたい。

なお、本事業は必須事業であるが、就労支援員を配置していない保護の実施機関や、「その他の世帯」120 世帯に対して 1 名の就労支援員を配置していない保護の実施機関においては、「就労支援員の増配置について」（平成 22 年 9 月 14 日社援発 0914 第 7 号厚生労働省社会・援護局長通知）を参考として、生活保護受給者数やその他の地域の実情に応じて就労支援員を適切に配置いただくようお願いする。

### 4 被保護者就労準備支援事業について

生活保護受給期間が 3 年未満の「その他の世帯」の数は、平成 20 年度から 23 年度にかけて増加したものの、24 年度以降は、減少傾向に転じている。一方で、生活保護受給期間が 3 年以上の「その他の世帯」の数は、平成 19 年度以降増加し、特に 23 年度以降の伸びが著しくなっているが、このような受給期間が長い世帯の中には、就労意欲が低

い者や基本的な生活習慣に課題を有する者が一定程度含まれていると考えられる。

このような就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対し、就労意欲の喚起や一般就労に向けて日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業として、平成 27 年 4 月より被保護者就労準備支援事業を実施していただいているところである。

本事業は、受給期間が比較的長い生活保護受給者の支援として、今後、重要な役割を果たしていくと考えられるが、平成 27 年 10 月時点で、28 年度の被保護者就労準備支援事業の実施を予定している地方自治体は、3 割程度にとどまっていることから、社会福祉法人や NPO 法人などの地域資源を活用するなど、事業の積極的な実施をお願いする。

## 5 生活困窮者等の就農訓練事業について

近年農業活動を通じて得られる心身のリハビリ効果が評価されており、生活保護受給者を含む生活困窮者が農業に従事することは、心身の回復や自己有用感・就労意欲の向上につながる効果のほか、農業分野における人材の確保にも資するものと考えられる。

こうしたことを踏まえて、平成 28 年度から新たに、被保護者就労準備支援事業の一事業として、NPO 法人、農業法人等民間団体との連携により、農業体験や研修を通じた、就農（農業法人への就職や農産物の販売等を含む。）や社会参加の促進を支援することを内容とする生活困窮者等の就農訓練事業を実施することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

なお、本事業は、被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業の基準額・経過措置とは別に、それぞれ 1 地方自治体あたり 10,000 千円以内（生活困窮者と生活保護受給者の両方を対象に事業を実施した場合には、それぞれ 10,000 千円以内）の加算を予定しているので、ご留意願いたい。

## 6 被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業の基準額について

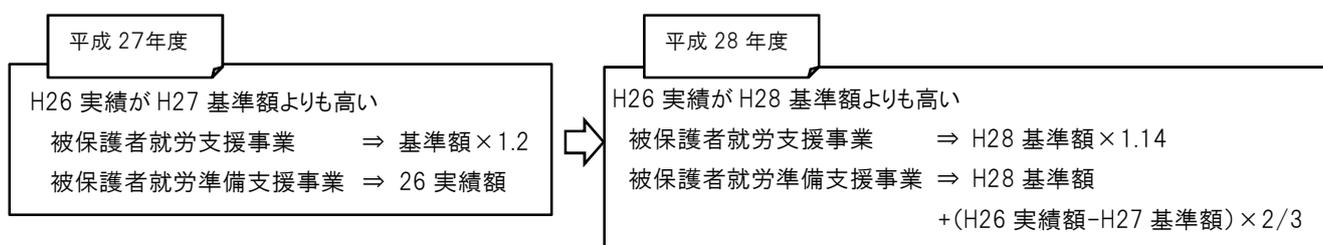
被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業を含む生活困窮者自立支援法関係経費については、予算を公平かつ効果的に執行するための措置として、事業ごとに基準額（事業費ベース）を設定している。

平成 28 年度の基準額の設定については、基本的には 27 年度と同様とするが、被保護者就労準備支援事業の基準額について、大都市部においてより実態に即した事業実施が

可能となるように、被保護人員 40,000 人以上の地方自治体において上限額を 70,000 千円とする区分を新設することとしている。

なお、平成 28 年度においては、27 年度よりも実施する地方自治体が増加することを見込んで、十分な予算を確保しているところであり、各地方自治体におかれては、引き続き事業の積極的な実施をお願いしたい。

また、各事業の国庫負担・補助については、制度施行当初の平成 27 年度に限り、基準額に一定の経過措置を設けていたところである。この経過措置については、国庫補助の公平な配分の観点から基本的には廃止していく方針であるが、それぞれの経過措置の趣旨等を踏まえ、平成 28 年度は、以下のとおり、一定程度縮減しつつ、継続することとする。



## 7 生活保護受給者等就労自立促進事業について

生活保護受給者等就労自立促進事業は、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、生活困窮者等を対象として、ハローワークと地方自治体の協定等に基づき、両者によるチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進するものである。

本事業では、常設窓口の設置や巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備しており、支援対象者の多い政令市、中核市の福祉事務所を中心に、平成 28 年度中に常設窓口を 194 か所設置することとしている。

既に常設窓口を設置している地方自治体におかれては、「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」（以下「協議会」という。）等で設定した目標が達成されるなど、連携効果が十分発揮されるよう、窓口を有効活用していただくとともに、平成 28 年度、常設窓口の設置を予定している地方自治体におかれては、ハローワークと一体となった就労支援業務が早期に軌道に乗るよう、ハローワークシステムの設置を待たず、一定

期間庁舎内仮スペース等で携帯端末を活用したハローワークの相談業務を実施するなどの方策について、都道府県労働局と調整し、準備を進めていただきたい。各地方自治体におかれては、この常設窓口も含めハローワークへの支援候補者の積極的な送り出しをお願いしたい。

ハローワークとの連携については、「就労支援の実施におけるハローワークとの連携等について」（平成26年6月30日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を参考に実施いただいているところであるが、地方自治体においては、定期的に対面で打ち合わせをするなどハローワークと日頃から「顔の見える関係」を構築し、

- (1) 日常的な雇用情勢等（地域の求職者の動向、産業別の求人状況等）の情報共有
- (2) 協議会で設定した目標達成に向けた支援対象者の範囲や選定等のハローワークへの送り出しについての認識の共有
- (3) 支援対象者への支援に当たって必要となる情報提供等の実施

など、生活保護受給者の就労促進に向けて一層の連携を進めていただくようお願いする。

また、各都道府県労働局長に対して、「生活困窮者等の就労支援に当たっての地方公共団体とハローワーク等との連携強化について」（平成27年9月30日職発0930第8号、能発0930第22号厚生労働省職業安定局長、職業能力開発局長連名通知）が通知されたことについて、同日付けの事務連絡において各地方自治体へ情報提供させていただいた。当該通知においては、各都道府県労働局長に対して、就労支援体制の連携強化の取組として、

- (1) 労働局及びハローワークにおいては、無料職業紹介事業を行う地方公共団体等へのオンライン情報提供のスキームの活用を促すほか、積極的な情報提供を行っていくこと
- (2) ハローワークから地方公共団体に対し、求職者支援訓練の訓練コース及びその実施機関に係る情報を提供すること

などが指示されているので、通知内容をご承知いただき、労働局及びハローワークとの一層の連携に努めていただくようお願いする。

なお、生活保護受給者を含めた生活困窮者の就労に向けた準備状況の判断を支援するため、職業安定局において「就労準備状況のチェックリスト」を作成し、各都道府県労働局及びハローワークに配付されているところであり、平成27年9月15日付け事務連絡において各地方自治体へ情報提供しているところである。

当該チェックリストは、各地方自治体からハローワークへ、生活保護受給者等を円滑に誘導するために作成されたものであるが、各地方自治体においては、ハローワークとの認識共有に効果的のツールとして、積極的な活用をお願いしたい。

## 8 早期の集中的な自立支援について

働くことのできる方については、その能力を活用して就労することにより保護から脱却できるように支援することが重要である。平成 26 年 7 月には、脱却後に必要となる税や社会保険料等の負担増を緩和し、保護脱却のインセンティブとするとともに、脱却直後の生活を支えることを目的とした就労自立給付金（以下「給付金」という。）の制度が施行されたところである。

地方自治体におかれては、就労支援の対象者である生活保護受給者を中心に、給付金の仕組みについて十分に説明を行い、保護脱却に向けて活用が図られるよう積極的な働きかけをお願いする。

特に、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成 25 年 5 月 16 日社援発 0516 第 18 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、同方針に基づく支援が効果的と思われる者に対しては、保護脱却に至るまで切れ目なく集中的な支援を行うことが重要であると考えており、積極的に自立活動確認書を作成いただくとともに、生活保護受給者との面談の機会をとらえて、就労活動促進費や給付金の活用等について十分に説明を行っていただくなど、切れ目ない支援の実施をお願いしたい。

なお、就労による自立を促すにあたり、本人の納得を得ず就労を求めることは、就労先への定着につながらないなど、自立の促進にとって悪影響を生じかねない。本人の意思を尊重した就労支援の実施をお願いする。

## 9 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「新法」という。）が施行されており、生活保護行政と新法に基づく事業との連携が重要である。

新法の自立相談支援事業の相談者についても、生活保護が必要であると判断される場合には、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。

同時に、生活保護から脱却した者等が必要に応じて新法に基づく事業を利用すること

も考えられるため、本人への継続的な支援という観点も踏まえ、新法の事業と生活保護制度とを連続的に機能させていくことが重要である。

については、「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成 27 年 3 月 27 日社援保発 0327 第 1 号、社援地発第 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長、地域福祉課長連名通知）に基づき、対象者の情報共有などを通じて適切な支援をお願いする。

また、支援を必要とする生活困窮者、生活保護受給者に対して継続的な支援が可能となるよう、地域の実情に応じて両制度に基づく事業の一体的実施にも努められたい。

## 10 居住の安定確保支援事業について

生活保護受給者の住居については、本来一時的な利用が前提である簡易宿泊所等に長期にわたり入居している例がみられ、その中には住環境が劣悪な例や十分な処遇がされない例もあるとの指摘もある。

そのため、平成 25 年度より、住宅扶助の代理納付の仕組みを活用して既存の民間賃貸住宅への入居を促進するとともに、地域において関係機関が連携して入居後の生活保護受給者への日常生活支援等を行う「居住の安定確保支援事業」を実施しているところである。

平成 28 年度については、27 年 5 月に発生した川崎市の簡易宿泊所の火災を踏まえて、簡易宿泊所に入居する生活保護受給者の民間アパート等への転居を促進するとともに住宅扶助基準の見直しを踏まえて生活保護受給者に対して安価で質の良い住宅を確保する観点から、福祉サービス等との連携強化など事業内容や予算を拡充し実施することとしており、生活保護受給者の居住支援のために本事業の積極的な活用をお願いする。

また、「生活保護受給者の住まいの確保のための福祉部局と住宅部局等の連携について」（平成 27 年 6 月 11 日社援保発 0611 第 1 号、国住賃第 13 号、国住心第 57 号厚生労働省社会・援護局保護課長、国土交通省住宅局住宅総合整備課長、安心居住推進課長連名通知）において示しているとおり、国土交通省が行っている住宅施策の居住支援協議会（住宅セーフティネット法第 10 条第 1 項に基づき組織されている協議会）と、入居可能な民間賃貸住宅の情報共有の連携に努められたい。

【参考】各居住支援協議会連絡先一覧 <http://www.mlit.go.jp/common/001115323.pdf>

## 11 自立支援プログラムの策定について

自立支援プログラムは、①管内の生活保護受給世帯全体の状況を把握し、②生活保護受給者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施することによって、生活保護受給世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決するための「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システムの対応」を可能とするものである。各地方自治体におかれては、引き続き、就労支援、就労が困難な生活保護受給者に対する社会的自立の支援、適切な金銭管理の実施など自立支援プログラムの策定・実施に取り組んでいただくようお願いする。

なお、平成 27 年 12 月、地方分権改革の一環として、「平成 27 年度の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されたところである。その中で、生活保護受給者に対する、金銭管理支援に関する地方自治体への周知が盛り込まれたことを踏まえ、自立支援プログラムによる金銭管理支援に関する事務連絡を平成 27 年度中に発出する予定であるので、ご了知願いたい。

### 第3 医療扶助の適正化等について

#### 1 改革工程表の策定について

医療扶助については、改革工程表に後発医薬品の使用促進、頻回受診の適正化及び健康管理支援の3点が盛り込まれている。具体的には、後発医薬品の使用促進について「生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する」こと、頻回受診の適正化について「頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進」すること、健康管理支援について「生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討」することとされた。

また、同工程表において、これら事項に関するKPIが設定されており、まず後発医薬品については、第1階層として「医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】」、第2階層として「生活保護受給者の後発医薬品の使用割合【2017年央までに75%。2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する】」とされており、頻回受診の適正化に関しては、第1階層として「頻回受診対策を実施する自治体【100%】」、第2階層として「頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【目標値については、指導の対象者の範囲等を再検討し、2016年度に決定】」とされた。

この他、第2階層のKPIの「見える化」事項として、「生活保護受給者一人あたり医療扶助の地域差」及び「後発医薬品の使用割合の地域差」の2点が盛り込まれている。

これを踏まえ、関係する通知について所要の改正を行うとともに、検討が必要とされている事項については、平成28年度以降、具体的な検討を進めることとしているので、ご承知おき願いたい。

## 2 後発医薬品の更なる使用促進について

### (1) 後発医薬品の使用促進に関する状況について

後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療費の適正化の改善に資することから、国全体でその使用促進に取り組んでいるところである。

生活保護制度における後発医薬品の使用促進については、これまで、「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成 25 年 5 月 16 日社援保発 0516 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、指定医療機関である薬局において一般名処方による処方せん又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない処方せんを持参した受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤する取組や、法改正により、平成 26 年 1 月から、医師が後発医薬品の使用を認めている場合に、医療機関等が生活保護受給者に対して後発医薬品の使用を促すものとする対応を行ってきたところである。

さらに、後発医薬品の使用割合には地域差があることから、平成 27 年度より、地方自治体ごとにそれぞれの使用割合を踏まえた使用促進に係る計画を策定する取組を開始し、使用促進の取組の効果が一定の基準を満たす場合には、医療扶助適正化関係補助金の補助率を引き上げているところである。また、院内処方については、使用割合が 75%未満の医療機関に対し、都道府県等が後発医薬品の使用促進を要請する取組を始めている。

これらの取組の効果により医療扶助における後発医薬品の使用割合は、平成 27 年 6 月審査分で 63.8%（医科入院、医科入院外、歯科、調剤の総数である医療扶助全体における割合）となった。医療全体では、56.2%（医薬品価格調査（薬価本調査）（平成 27 年 9 月取引分）（速報値））であることから、生活保護は医療全体を約 7.6%上回っている。

### (2) 後発医薬品の使用促進の取組に関する目標等について

改革工程表の策定を踏まえ、医療扶助における後発医薬品の使用割合の目標として、2017 年央までに 75%と通知上に明記するとともに、2017 年央において、次期目標について、改革工程表を踏まえた検討を行う予定である。また、後発医薬品の使用促進の具体的な取組として、後発医薬品使用促進計画を未策定の地方自治体について、そ

の策定をお願いする予定である。具体的には、通知改正により後発医薬品使用促進計画について、各年4月末までに当該年度の計画を策定することを規定するとともに、都道府県等本庁は、管内地方自治体の策定状況について、5月末までに厚生労働省へ情報提供を行うことを規定する予定である。提供いただく情報は、改革工程表の進捗管理に活用したいと考えており、よろしくご対応願いたい。

また、平成28年度より、服薬指導の強化等を目的とした、地域の薬局等と連携した服薬指導についてモデル実施を行う予定である。

### (3) 電子レセプトシステムを活用した後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進における生活保護等版レセプト管理システムの活用に関し、後発医薬品の数量シェア（新定義）を算出する方法に関するマニュアルや、調剤報酬明細書のうち、先発医薬品が調剤された理由について摘要欄に記載があるレセプトを抽出するためのデータについて、各地方自治体に送付しているところである。

各地方自治体においては、後発医薬品の使用促進の取組における進捗状況の把握や、効率的な服薬指導の実施に活用していただきたい。

## 3 頻回受診の適正化について

医療扶助を受けて頻回受診を行う患者については、福祉事務所が主治医訪問や嘱託医協議を行った上で、頻回受診の適正化のための指導を行っている。

改革工程表の策定を踏まえ、頻回受診の適正化の対象範囲を、他の医療制度における指導対象範囲を参考としつつ再検討し、2016年度に取組の目標値を設定する予定である。頻回受診の適正化に係る具体的な取組としては、通知改正を行い、頻回受診の適正化を計画的に実施するために、指導を要する者が一定数以上いる地方自治体について、各年4月末までに頻回受診適正化にかかる計画の策定を行うこととするとともに、都道府県等本庁は、管内地方自治体の策定状況について、5月末までに厚生労働省へ情報提供を行うことを規定する予定である。提供していただく情報は、改革工程表の進捗管理に活用したいと考えており、よろしくご対応願いたい。この他、指導実態の把握のため、適正受診指導の結果報告にかかる様式の見直しを予定しているので、ご承知おき願いたい。

また、平成28年度より、改善者割合の向上に向け、訪問看護ステーション等と連携した適正受診指導についてモデル実施を行う予定である。

#### 4 生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援の推進

生活保護を受給している患者は糖尿病や肝炎など重症化すると完治が難しい疾患に罹患している割合が国民健康保険等の患者に比べて高いといった特徴がある。生活保護受給者の自立助長を図る基礎としては、何より健康状態を良好に保つことが重要である。また、糖尿病等の疾患は、日常生活における健康管理を適切に行うことで重症化の予防が可能なものであり、生活保護受給者の健康面に着目した支援を行うことは重要と考える。あわせて、健康状態を良好に保つことは、結果として医療扶助等の適正化にも資することとなる。

改正生活保護法においては、生活保護受給者が自ら健康の保持及び増進に努めることを生活上の義務として規定するとともに、福祉事務所が生活保護受給者の健康診査結果等を入手できるようにしたところである。

さらに平成 26 年度、「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」を設置し、地方自治体における取組強化に資する支援の在り方等について検討し、とりまとめを行ったところである。

本とりまとめ内容を踏まえ、「生活保護受給者に対する健康管理支援の実施について」（平成 27 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 15 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出し、診療報酬明細書等から既に生活習慣病の治療を行っている者を把握し、患者が自己判断で受診や服薬を中断することがないように定期的な訪問調査や電話等による支援を行うなど、生活習慣病の重症化予防の取組をお願いしているところである。

改革工程表では、「生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討」するとされており、今後、データに基づく効果的な支援など具体的な方策を検討する予定である。

#### 5 平成 28 年度予算案における生活保護受給者への適正受診指導等の強化について

医療扶助に係る適正化については、福祉事務所において頻回受診や重複処方に係る適正受診指導、後発医薬品の使用に係る服薬指導、健康管理支援等に取り組んでいただいているところである。しかし、ケースワーカーによる対応のみでは、医学的な助言等が十分に行うことができていないという課題があると認識している。

このため、新たに平成 28 年度予算案において、地域における薬局や訪問看護ステーションと連携し、適正受診指導等において、薬剤師や看護師から医学的な助言等を行うための予算として約 2 億円を計上しているところである。

後発医薬品の使用促進、頻回受診の適正化、健康管理支援については、改革工程表にも記載がされたことから、各地方自治体においては、積極的な事業実施に努められたい。

## 6 向精神薬の重複処方にかかる適正受診の徹底

向精神薬の重複処方については、これまで、同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されている者の把握や、適正受診指導の実施等についてお願いしているところであり、国としても、各地方自治体の円滑な業務の実施に資するよう、平成 24 年度に電子レセプトシステムの機能改修を行い、向精神薬を複数医療機関から処方されている者等を抽出する機能を追加しているところである。

各地方自治体におかれては、適正受診指導の実施等に取り組んでいただいているところであるが、平成 27 年度にも、生活保護受給者から向精神薬を入手し、インターネットを通じて転売を行っていた者が、麻薬及び向精神薬取締法違反容疑で逮捕されるという事案が発生している。

このような事案では、①自立支援医療（精神通院医療）と生活保護それぞれの処方にまたがった重複処方のケースであったこと、②紙レセプトと電子レセプトにまたがる請求が含まれていたこと、が報告されている。

これを踏まえ、向精神薬の重複処方にかかる適正化に関する対応について、通知を发出する予定である。具体的には、福祉事務所が、医療扶助において向精神薬の処方がある一方で精神通院医療の資格を有しているケースについて、精神通院医療とあわせて向精神薬の重複処方となっていないか、都道府県等の精神通院医療担当部局への確認を行い、向精神薬の重複処方がある場合には、福祉事務所が主治医への確認等を行った上で、適正受診指導を行うこと。また、精神通院医療にかかる優先活用の徹底のため、医療扶助において精神科デイケア等の算定のあるケースについて、精神通院医療による受診指示、又は精神通院医療の申請に向けた指導を行うこととするので、同通知において対応を定める予定であるので、併せてご承知おき願いたい。

## 7 不適切な受診誘導等の防止について

平成 27 年度において、精神疾患患者である生活保護受給者を特定の医療機関へ不適切に受診誘導し、また、不適切な住居の紹介や金銭管理を行っていることが疑われる事例が発生した。

生活保護受給者の支援においては、不適切な受診誘導があってはならないことは当然であり、また、自立支援のためには適切な住環境の提供や、金銭管理の実施が行われることが必要である。

このため、「生活保護における不適切な受診誘導の防止等について」（平成 27 年 8 月 7 日社援保発 0807 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、不適切な受診誘導の防止等のための対応について通知したところである。通知の要点は以下のとおりであるので、各地方自治体において自主点検いただくとともに、監査における必要な指導を実施するなど、対応に遺漏なきようお願いする。

### (1) 委託事業者等による特定の医療機関への不適切な受診誘導の防止

ア 生活保護受給者へ受診勧奨等を行う際は、客観的かつ合理的な根拠に基づき、医療機関を提示すること。また、例えば複数の医療機関を提示するなど、理由なく特定医療機関に偏することがないこと。加えて、特定の医療機関への受診が保護の要件であるかのような説明は行わないこと。

イ 委託事業者の調達においては、事業の公平性・透明性の観点から、原則一般競争入札によること。

ウ 健康管理支援等の業務を委託する場合、その業務実態を把握し、不適切な業務が行われている場合には、事業主体の責任において是正を図ること。

### (2) 医療扶助の決定における医療要否の検討の徹底

ア 医療扶助の決定や継続の必要性について、病状に疑いがある場合等においては、検診命令の実施を徹底すること。

イ 精神障害者への支援については、障害者総合支援法における就労継続支援等のサービス利用の検討も行うこと。

ウ 他法他施策優先の観点から、精神疾患を有する者に関する自立支援医療（精神通院医療）の申請指導を徹底すること。

(3) 訪問調査の徹底及び劣悪な住環境と確認された住居への対応

- ア 生活保護受給者の生活実態を把握するため、訪問調査を徹底し、転居後においても転居先の訪問調査を行い、適切な居住場所の確認に努めること。
- イ 著しく狭隘かつ劣悪な住環境に居住する者に対しては転居指導を徹底し、建築基準法違反の疑いのある建築物については建築部局と連携して対応すること。
- ウ 床面積別に応じた適切な住宅扶助費の認定を行うこと。

(4) 生活保護費の適正な交付及び適切な金銭管理の徹底

- ア 生活保護費は原則、本人へ交付するよう徹底すること。
- イ 生活保護受給者が金銭管理サービスを利用する際は、福祉事務所が契約内容や実施状況の把握に努めること。
- ウ 入院や入所の場合、当該生活保護受給者あてに現金書留で送られた保護費を本人の意思に反して無断で管理されることがないように徹底すること。
- エ 福祉事務所は、家計管理や金銭管理に関する支援に努めるとともに、自立支援プログラムや成年後見制度等の活用を検討すること。

(5) 生活保護受給者に対する安否確認の適切な実施

- ア 緊急やむを得ない場合に、本人の同意なく住居に立ち入ることがある場合、大家等の第三者に協力を求めて行うこと。
- イ 委託事業者等から、見守りの必要性が高い者に対し、本人の意思に反して住居に立ち入ることについて相談を受けた際には、適切な助言を行うこと。

なお、平成 28 年度以降の「生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援事業」（「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護適正実施推進事業実施要領」（別添 11））については、補助金の交付要件として、法人の業務委託先の支援員が所属する医療機関を紹介する場合は、ケース診断会議に諮る等により、その必要性について保護の実施機関として十分確認することを求めることとする予定であるので、あらかじめご承知おき願いたい。

## 8 医療扶助における頻回転院患者への対応

総務省において、生活保護の現状・動向、生活保護行政の実態等について調査が行われ、平成26年8月1日に必要な改善措置について勧告が行われたところである。

この中で、短期間で特定の指定医療機関間における頻繁な転院が行われていることについて、的確な実態把握を行うことや、転院の要否チェック方策の具体的な提示を行うことについて勧告が行われた。

(総務省の調査結果における頻回転院の具体的な事例)

○ 事例1

3年2か月間に12病院間で34回転院（平成24年度医療扶助費724万円）

○ 事例2

6年11か月間に16病院間で43回転院（平成24年度医療扶助費826万円）

○ 事例3

2年3か月間に12病院間で25回転院（平成24年度医療扶助費857万円）

勧告の内容を踏まえ、「医療扶助における転院を行う場合の対応及び頻回転院患者の実態把握について」（平成26年8月20日社援保発0820第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出し、転院を行う場合の対応について、

- ① 転院に当たっては、指定医療機関は、福祉事務所に対し、転院を必要とする理由、転院先予定医療機関等につき、転院前に連絡を行うこと
- ② 福祉事務所は、①の連絡を受けた場合、転院の必要性について嘱託医に協議しつつ、検討を行うこと
- ③ 福祉事務所は、レセプト点検等により、検査等適切な医療が行われているか検討を行うこと

※ ②、③において、医学的判断に疑義がある場合には、必要に応じて都道府県本庁へ助言を求める。また、都道府県本庁は必要に応じて医療扶助審議会へ諮る。

- ④ 都道府県等は、必要に応じて、指定医療機関に対し個別指導を実施することを定めるとともに、頻回転院患者の実態把握について実施要領を定めているので、ご了解の上、適切に対応願いたい。

## 9 医療保険制度における紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入を踏まえた生活保護制度における対応

医療保険制度においては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の施行に伴い、保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の更なる推進のため、特定機能病院及び一般病床 500 床以上の地域医療支援病院について、現行の選定療養に加え、定額の徴収が責務とされる予定である。

生活保護制度においては、医療券の発行について、基本的に要保護者の希望を参考として、居住地等に比較的近距離に所在する指定医療機関を選定することとしている。医療保険制度において新たに導入される紹介状なしの大病院受診時の定額負担については、公費負担医療の対象者は、現行の選定療養と同様に定額負担を求めないこととされる予定であるが、生活保護制度においても当然、医療機関の機能分担等の趣旨を踏まえた受診を行う必要がある。このため、医療扶助運営要領を改正し、選定療養の対象となる医療機関の受診については、原則として他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合等に限られることを明確化する予定である。

なお、本通知見直しの趣旨は、医療機関の機能分担等の趣旨の明確化であり、選定療養の対象となる医療機関の受診を一律に認めないこととするものではないので、ご留意願いたい。

## 10 電子レセプトシステムにかかる端末更新について

電子レセプトシステムの端末については、多くの地方自治体において、平成 27 年度より順次、更新時期が到来しており、引き続き各地方自治体においては、適切に対応願いたい。なお、本システムの運用経費については、各地方自治体の負担としてきているところであり、端末更新、端末更新後の新プログラムの制度改正対応等のための経費についても同様に各地方自治体の負担となるので留意すること。

また、電子レセプトシステムの動作保証 OS 等については、以下のとおりであるが、端末更新にあたってはセキュリティを確保するために延長サポート期限を考慮した新 OS 等に適応させる対応が必要となるので、ご留意願いたい。特に Windows Vista Business

については平成 29 年 4 月 11 日にサポート終了となるため、期日までには必ず更新等の対応を行うこと。

なお、電子レセプトシステムのプログラムについて改修・更新すること（クラウドサービスの利用を含む。）について、国に対して情報提供を行う必要はない。

（参考）生活保護等版レセプト管理システムの推奨動作保証 OS 等

	製品名	延長サポート期限
クライアント OS	Windows Vista Business	2017 (H29) /04/11
Office 製品	Office2007	2017 (H29) /10/10
サーバ OS	Windows Server 2008 Standard Windows Server 2008 Enterprise	2020 (H32) /01/14
データベース	Microsoft SQL Server 2008 Standard Microsoft SQL Server 2008 Enterprise	2019 (H31) /07/09

（新 OS 等に適応させる対応例）

1. 新 OS で動作するプログラムへ改修・更新を実施。
2. OS のサポート期限の影響を受けない各地方自治体のセキュリティ基準を満たすクラウドサービス（LGWAN-ASP 認定サービス等）を利用。

## 11 特定医療費（指定難病に対する医療費助成）の適正な活用

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）により特定医療費制度が創設され、平成 27 年 1 月 1 日に施行されたことに伴い、指定難病である難病患者に対する医療費については、特定医療費が医療扶助に優先して適用されることとなった。

これに伴い、平成 26 年度に医療扶助運営要領を改正し、新たに特定医療費の適用に向けた申請指導等の手続等を定めたところであるが、各地方自治体においては、他法他施策の活用の観点から、対応に遺漏なきようお願いする。

また、特定医療費については、平成 27 年 1 月 1 日施行分として 110 疾病が対象疾患とされたが、さらに、平成 27 年 7 月 1 日施行分として、新たに 196 疾患が追加されている。電子レセプトシステム上で、指定難病である可能性がある患者のレセプトを抽出するための抽出ルールデータを各地方自治体に提供しているので、活用いただきたい。

## 12 保険医療機関等の指定が取り消しされた場合の指定医療機関制度における対応の徹底について

改正生活保護法による指定医療機関制度の見直しにおいては、指定医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下、「保険医療機関等」という。）でなくなった場合について、指定医療機関の指定を取り消すことができるものとされている。

しかし、保険医療機関等の指定取消が行われているにもかかわらず、指定医療機関制度の取消等の対応が行われていないケースが散見される場所である。

指定医療機関制度の見直しにおいては、医療扶助の適切な給付を担保するために、新たに保険医療機関等であることを指定要件（取消要件）としたところであるので、本趣旨を踏まえ、適切に対応していただくようお願いする。

なお、平成 27 年 4 月に各地方厚生（支）局健康福祉課に対し、保険医療機関等の指定取消が行われた場合に、各都道府県等本庁に対し情報提供を行っていただくよう依頼を行っているので、情報提供があった場合には、適切にご対応いただきたい。

## 13 柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について

柔道整復の施術の給付に係る医師の同意の取扱いについては、これまでも「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」（平成 13 年 12 月 13 日付社援保発第 58 号）等により周知徹底してきたところであるが、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診したうえでなければ施術を受けられない旨指導を行っている等の実態が見受けられるため、下記の取扱いについて、ケースワーカー等に対して、あらためて周知徹底を図るとともに、適切な取扱いがなされるよう指導をお願いする。

（医療扶助運営要領第 3 - 7）

- ・ 柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
- ・ 柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要

(「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」問20の2)

問 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要とされているが、医師の同意の必要性を判断するため、被保護者に事前に指定医療機関を受診させることとしてよいのか。

答 被保護者から柔道整復による施術の給付申請があった場合には、福祉事務所は、施術の給付要否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付要否意見書の所要事項の記入を受けさせ、必要に応じて、医師の同意を求めるべきである。設問の場合、指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

また、平成22年度に会計検査院より、保険給付における柔道整復の療養費が十分な点検及び審査が行われていない事態があり、改善を図るべきとの指摘を受け、生活保護においても「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について」（平成23年3月31日付社援保発0331第7号）により、一層適正な処理を行うよう通知しているところであるので、上記の事項と併せて当通知についてもあらためて周知徹底を図るようお願いする。

#### 14 通院移送費の適正な給付の徹底について

通院移送費については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段により、最小限度の実費を給付することとしている。

各地方自治体におかれては、本取扱について再度確認の上、適切に周知を行う等、対応について遺漏なきようお願いする。

## 第4 地方自治体の体制整備等について

生活保護担当のケースワーカーの person 費については、従前より地方交付税により措置されているところであるが、平成 28 年度予算案においては、直近の保護動向を踏まえ、平成 27 年度と同じ配置数となる予定である。

地方自治体の福祉担当部局においては、地域の実情に応じて、ケースワーカーや査察指導員の必要な配置がなされるよう関係部局との調整を図られたい。

(参考) 平成 28 年度予算案

○ 地方交付税算定上の標準団体におけるケースワーカー数等

・ ケースワーカー 道府県 23 人 市町村 16 人

・ 査察指導員 道府県 4 人 市町村 3 人

※ 標準団体規模 (都道府県 : 人口 20 万人、市町村 : 人口 10 万人)

## 第5 平成28年度生活保護基準について

### 1 平成28年度的生活扶助基準について

生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案して毎年度の改定を行っている。

平成28年度的生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案し、27年度と同額とすることとしている。

### 2 その他

住宅扶助の住宅維持費、出産扶助（施設分べん）、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）等については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

(参考) 平成28年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	160,110	153,760	146,730	142,730	136,910	131,640
住宅扶助 (注2)	69,800	44,000	56,000	46,000	42,000	42,000
合計	229,910	197,760	202,730	188,730	178,910	173,640
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注3)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(VI区の月額×5/12)、児童養育加算を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：福山市、2級地-1：熊谷市、2級地-2：荒尾市、3級地-1：柳川市、3級地-2：さぬき市とした場合の28年度における上限額の例である。

注3 就労収入が10万円の場合の例。

注4 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	80,870	77,450	73,190	71,530	68,390	65,560
住宅扶助 (注2)	53,700	34,000	43,000	35,000	32,000	32,000
合計	134,570	111,450	116,190	106,530	100,390	97,560
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(VI区の月額×5/12)を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：福山市、2級地-1：熊谷市、2級地-2：荒尾市、3級地-1：柳川市、3級地-2：さぬき市とした場合の28年度における上限額の例である。

3. 母子2人世帯【30歳、4歳】

(月額：単位：円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助 (注1)	145,040	140,300	132,810	130,500	124,570	120,630
住宅扶助 (注2)	64,000	41,000	52,000	42,000	38,000	38,000
合計	209,040	181,300	184,810	172,500	162,570	158,630
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注3)	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600	23,600
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 生活扶助の額には、冬季加算(VI区の月額×5/12)、児童養育加算、母子加算を含む。

注2 住宅扶助の額は、1級地-1：東京都区部、1級地-2：福山市、2級地-1：熊谷市、2級地-2：荒尾市、3級地-1：柳川市、3級地-2：さぬき市とした場合の28年度における上限額の例である。

注3 就労収入が10万円の場合の例。

注4 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

## 第6 生活保護関係予算について

### 1 生活保護費等負担金について

#### (1) 平成28年度予算案について

保護費負担金については、各扶助の給付実績を基に直近の被保護人員の伸び率等で必要額を算出。その上で、平成28年度診療報酬改定等の影響を勘案し、2兆8,711億円を計上している。

平成27年度当初予算	平成27年度補正後予算額	平成28年度予算案
2兆8,635億円	2兆8,339億円	2兆8,711億円

#### (2) 平成28年度の適正な執行について

生活保護費等負担金は、予算の効率的な執行の観点から、直近実績に基づき算出された各地方自治体の所要見込額に基づき交付しているところである。

平成28年度においても四半期ごとに所要見込額を把握することとしているので、各地方自治体においては、常に管内の保護動向等を注視し、適切に所要額を算出し、追ってお知らせする期限までに関係書類を提出していただくようお願いする。

#### (3) 生活保護費等負担金に係る適正な精算について

生活保護費等負担金の精算については、会計検査院の平成26年度決算検査報告において、返還金等債権に係る負担金の算定が適正に行われるよう処置要求されたところであり、これを受けて「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」（平成22年10月6日社援保発1006第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を平成27年12月8日付けで改正し、返還金等の調定額の計上、調定後の債権管理等を適正に実施するよう周知徹底をお願いしているところである。

各地方自治体におかれては、本通知の趣旨を踏まえ、返還金等の債権管理及び負担金の精算が適切に行われるよう改めて徹底されたい。



### 3 保護施設の運営等について

#### (1) 保護施設関係予算について

保護施設の運営費については、平成 27 年の人事院勧告を踏まえて保護施設事務費の支弁基準の改定を行い、27 年 4 月から適用することとしたところである。

また、平成 28 年度予算案においては、保護施設が取り組む各種事業の実施か所数の増等に必要な額を計上するとともに、保護施設事務費の支弁基準について所要の改正を行うこととしている。

平成 27 年度当初予算	平成 27 年度補正予算	平成 28 年度予算案
289 億円	294 億円	294 億円

保護施設の整備については、社会福祉施設等施設整備費補助金において、平成 27 年度補正予算に 60 億円（障害者関係施設及び保護施設分）、28 年度予算案に 70 億円（障害者関係施設及び保護施設分）の予算を計上している。

#### (2) 保護施設における精神障害者等の地域移行の推進について

保護施設においては、これまでも保護施設通所事業や居宅生活訓練事業の実施、精神保健福祉士を加配した場合の加算措置、障害者総合支援法に基づく地域移行支援の対象に救護施設及び更生施設入所者を追加するなど、地域移行に向けた支援や地域生活の定着に向けた支援を推進してきたところである。

また、平成 27 年 9 月に「生活保護を受給する長期入院精神障害者の地域生活への移行に向けた生活保護担当部局と障害保健福祉担当部局の連携強化について」（平成 27 年 9 月 2 日社援保発 0902 第 1 号、障障発 0902 第 1 号、障精発 0902 第 2 号、厚生労働省社会・援護局保護課長、障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長連名通知）を発出し、地域移行に向けた地方自治体や事業者（相談支援事業者、精神科病院、救護施設等）の役割や連携の流れなどについて、技術的助言を行ったところである。

生活保護担当部局におかれては、本通知を参考としつつ、障害保健福祉担当部局と連携し、精神科病院や救護施設等における障害者の地域移行に向けた取組の推進をお願いする。

### (3) 障害者差別解消法の施行について

平成 25 年 6 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)が成立し、平成 28 年 4 月 1 日から施行の予定である。

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方自治体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的としている。

平成 27 年 11 月に、同法第 11 条に基づく「福祉事業者向けガイドライン」を策定し、事業者が障害者に対して不当な差別的取扱いをしないこと、社会障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方などをお示しし、各都道府県、指定都市及び中核市あてに管内保護施設等へのガイドラインの周知についてお願いしたところであるが、引き続き周知に努めていただくとともに、障害者の差別解消に向けた取組の推進をお願いする。

○「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」掲載ホームページ  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai Shahukushi/sabetsu\\_kaisho/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/sabetsu_kaisho/index.html)

### (4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種について

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に「国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員」等に対して先行的予防接種を行う特定接種の対象に「救護施設」で介護等を行う従業員が対象とされたところである。

特定接種に当たっては、救護施設の事業者(※)が WEB 上の厚生労働省の特定接種管理システムにおいて指定様式に必要な事項を入力することによって厚生労働大臣への登録申請を行うこととされている。

都道府県、指定都市及び中核市におかれては、平成 28 年 1 月に事務連絡によりお願いした「登録申請内容の確認業務」についてご協力いただくとともに、管内救護施設への必要な助言等についてお願いする。

※ 特定接種の申請に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に係る業務継続計画(BCP)の作成が必要であることに留意。

(5) 建築基準法に基づく定期報告制度の見直しについて

今般、建築基準法に基づく建築物の定期報告制度が見直され、平成28年6月以降、救護施設及び更生施設の一部が定期報告の対象として位置づけられる。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、管内市町村及び救護施設・更生施設に制度の周知を図るとともに、各地方自治体の建築部局と連携し、その運用に遺漏のないようお願いする。

<定期報告制度の概要>

- ・ 定期報告制度は、使用開始後の建築物が建築基準法の基準に適合していることを確かめることで、当該建築物の利用者の安全・安心を確保するための制度。具体的には、建築物の所有者又は管理者が、定期的に、建築物調査員などの資格者に調査をさせ、その結果を地方公共団体に報告することが義務付けられる（建築基準法第12条第1項）。
  - ・ 保護施設については、救護施設及び更生施設のうち以下のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの）が報告対象として位置づけ。
    - ① 当該用途が3階以上の階にある場合
    - ② 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合
    - ③ 当該用途が地階にある場合
- ※ 上記に該当しない場合も、地方自治体が報告対象として指定する場合あり。

## 第7 生活保護関係調査について

### 1 平成28年度生活保護関係調査の実施について

平成28年度に実施を予定している生活保護関係調査は、次の一覧表のとおりである。  
被保護者調査の年次調査（基礎調査・個別調査）については、生活保護業務データシステムに7月末日現在のデータを登録していただきたい。

被保護者調査の月次調査についても、年次調査と同様に生活保護業務データシステムへのデータ登録をしていただくこととなるので、遅滞なくお願いしたい。

医療扶助実態調査については、平成23年調査より電子データでの提出となっており、平成28年度に関しても同様とさせていただきます。

社会保障生計調査については、例年どおり調査票（家計簿）での提出となっており、平成27年度から実施している地方自治体に関しては、引き続き、ご協力をお願いしたい。

### 2 提出期限の厳守について

各調査は、各都道府県、指定都市及び中核市の関係者のご理解、ご協力により実施されているが、一部の地方自治体からの提出が遅れると、結果として全体の集計に支障を来すこととなることから、集計作業を遅滞なく行うためにも、引き続き提出期限の厳守をお願いしたい。

平成28年度生活保護関係調査一覧

調査の名称	調査の対象		対象選定の方法	調査の周期及び時期	調査票等の提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者調査 【年次調査】基礎・個別 【月次調査】	全 国	被保護世帯 約163万世帯	全 数	年次調査 毎年7月31日現在 月次調査 毎月	年次調査 毎年9月10日 月次調査 翌月20日
医療扶助実態調査	全 国	医療扶助受給者	6月基金審査分 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書	毎年7月	毎年8月中旬
社会保障生計調査	12都道府県 8指定都市 11中核市 (注)	被保護世帯 1,110世帯	抽 出	年度 4月から翌年3月まで	翌月末日
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査 (平成28年度1回限り)	全 国	一般世帯 約3万3千世帯 被保護世帯 1,110世帯	抽 出	一般世帯 平成28年7月14日(木) 被保護世帯 社会保障生計調査の7月分と同時実施	平成28年8月31日 (水)を予定

(注) 調査対象地方自治体は、北海道及び東京都を除き、原則として2年毎に調査地域を交代することとしている。  
※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。

### 3 生活保護基準・制度見直しに向けた調査等について

次期生活保護基準の検証（平成 29 年検証）及び生活保護制度全般を検証することを目的として、以下の内容を実施する予定である（以下の調査等のほか、生活保護基準の検証を行う生活保護基準部会における議論の内容等によって、必要な調査を追加する可能性もある。）。

#### (1) 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査

一般世帯及び生活保護世帯の生活実態を調査し、今後の生活保護基準の検証や制度の見直しに係る基礎資料とする。

本調査は、生活保護世帯は平成 28 年度社会保障生計調査、一般世帯は平成 28 年国民生活基礎調査（所得票）のそれぞれ後続調査として、平成 28 年 7 月に同時に実施する予定としている。

地方自治体の皆さまに多大なご負担をおかけすることになるが、調査が円滑に行われるよう、ご協力をお願いするとともに格段のご配慮をお願いしたい。

なお、現在、平成 27 年度中の承認を目指して総務省承認申請中であり、承認後、速やかに実施通知を発出する予定である。そのため、総務省等との調整の結果、調査計画等が変更になる場合がある。その際には、速やかに情報を提供することとしているので、ご承知おき願いたい。

#### (2) 被保護者調査の調査項目の追加に伴うシステム改修

被保護者調査のシステムについて、平成 28 年度において、世帯類型が他の世帯から高齢者世帯へ移行した世帯数を把握するための改修、平成 27 年度の住宅扶助基準の改正に対応するための改修を行うこととしたい。

具体的には、厚生労働省が指定する調査項目の追加（別添参照）について、厚生労働省において「生活保護業務データシステム」の改修を、各地方自治体においては「生活保護基幹事務システム」の改修を行い、平成 29 年 4 月分調査より、改修後のシステムによる集計に移行したいと考えている。本改修については生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の補助対象（業務効率化事業 補助率 1/2）となっており、補助金の申請手続も含めて遅滞なく対応いただき平成 29 年 3 月末までに改修を完了していただくようお願いしたい。

## 参考

# 平成 28 年家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の概要（案）

## 1 調査の目的

生活保護世帯と一般世帯の生活実態の比較等を行うことにより、次期生活保護基準の検証及び今後の生活保護制度の検討に向けた基礎資料とする。

## 2 調査の対象

一般世帯・・・平成 28 年国民生活基礎調査の所得票を実施した世帯のうち 1,640 単位区（約 33,000 世帯）

生活保護世帯・・・平成 28 年度社会保障生計調査の調査世帯となっている生活保護世帯（1,110 世帯）

## 3 調査実施日

一般世帯：平成 28 年 7 月 14 日（木） ※平成 28 年国民生活基礎調査（所得票）と同時実施。

生活保護世帯：平成 28 年 7 月 ※平成 28 年度社会保障生計調査と同時実施。

## 4 調査事項

家庭の生活、普段の生活、耐久財の保有状況、親族・近隣とのおつきあい、レジャーや社会参加、家計の状況、育児・子育て・子どもの教育

## 5 調査の方法

調査票は調査員が世帯を訪問して配布し、留置の上、後日、調査員が回収する。ただし、やむを得ない場合のみ密封回収とする。

## 6 調査の系統

厚生労働省 — 都道府県 ————— 福祉事務所 — 調査員 — 世帯

市・特別区及び福祉  
事務所を設置する町村

## 7 集計及び結果の公表

厚生労働省により集計を行い、その結果は「平成 28 年家庭の生活実態及び生活意識」に関する調査報告書」として公表する。



## 第8 審査請求等について

### 1 生活保護基準の改定に伴う審査請求について

平成25年度から3年程度かけて段階的に実施されてきた生活扶助基準の改定及び平成27年度に実施された住宅扶助及び冬季加算の改定に伴う保護変更決定処分の取消しを求める審査請求が全国で多数提起されており、その提起件数について、各自治体より毎月ご報告をいただいているところである。

平成28年度においても、これらの基準改定に関する審査請求の状況を把握する必要があることから、各自治体におかれては、従前どおり審査請求の提起件数について毎月ご報告いただくとともに、引き続き、適切に審査請求に係る事務を行っていただきたい。

### 2 改正行政不服審査法の施行について

平成26年6月13日に公布された行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新行審法」という。）については、平成28年4月1日から施行することとされている。新行審法は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下「処分」という。）に関する不服申立ての制度について、公正性や利便性の向上等を図る観点から、現行の行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「旧行審法」という。）の全部を改正するものである。

新旧行審法のいずれが適用されるかについては、処分の効力発生時は、処分が相手方に到達した時点とされているので、新行審法が施行される平成28年4月1日以降に相手方に処分通知が届いていれば新行審法が適用され、平成28年3月31日以前に相手方に処分通知が届いていれば旧行審法が適用されることとなる。こうした解釈は、生活保護行政だけでなく、処分が行われる行政全てに共通するものであるので、ご承知おき願いたい。

なお、新行審法の施行に伴い、生活保護法及び地方自治法の一部が改正されることから、生活保護に関する事務に基づく処分についての審査請求及び再審査請求の根拠規定も一部変更されることとなるので、併せてご承知おき願いたい。

## 第9 保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて

### 1 訴訟提起等の報告について

地方自治法に定める第一号法定受託事務について、地方自治体の行政庁を当事者とする訴訟が提起された場合は、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」（昭和22年法律第194号。以下「権限法」という。）第6条の2の規定により、当該地方公共団体は、直ちにその旨を法務大臣（法務局・地方法務局）に報告しなければならないとされている。

そして、生活保護法第84条の4の別表に掲げる第一号法定受託事務に関する訴訟が提起された場合についても、「生活保護法に基づく保護の決定、実施に係る事務に関する訴訟の取扱いについて」（平成7年3月29日付け厚生省社会・援護局保護課長通知）により、権限法の規定に基づき、所管の法務局長又は地方法務局長へ報告し、訴訟の進め方について相談するとともに、当課への報告をお願いしているが、訴訟の提起及び訴訟経過の報告がないまま、判決に至るようなケースが散見されるところである。

生活保護法に規定する第一号法定受託事務に関する訴訟については、判決の内容如何によっては、生活保護法や保護の実施要領等の解釈及び運用に影響を及ぼすことがあり得ることから、厚生労働省としても、当該地方自治体や法務省、法務局（地方法務局）と連携しつつ、迅速に対応していくことが必要と考えている。各自治体におかれては、生活保護法の処分等に関する訴訟の提起及び訴訟経過については、直ちに法務局（地方法務局）に報告するとともに、当課にも報告するよう、改めて管内福祉事務所に対して周知徹底願いたい。

また、この取扱いについては、行政事件訴訟法による取消訴訟だけでなく、生活保護法に規定する第一号法定受託事務に関する損害賠償請求訴訟も対象に含むものであるので、ご留意願いたい。

なお、法定受託事務に関する訴訟の報告制度については、法務省ホームページにもその内容が記載されているので、適宜参照されたい。

([http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/kanbou\\_shomu\\_shomu09-1.html](http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/kanbou_shomu_shomu09-1.html))

特に、生活保護基準の改定に伴う保護変更決定処分の取消しを求める訴訟が提起された場合（提起されるとの情報や訴訟代理人からの当事者照会など訴訟に関連する照会などがあつた場合も含む）は、速やかに厚生労働省にご一報頂くとともに、密な連携をお願いしたい。

なお、生活保護基準の改定に伴う保護変更決定処分の取消しを求める訴訟が提起された場合には、原告適格及び出訴期間の確認のため、原告である生活保護受給者に対する保護変更決定処分通知の内容及び日付、審査請求の提起日及び裁決日などの事実確認の作業についてご協力願いたい。

(参考) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律  
第6条の2 地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

## 2 法務大臣に対する訴訟の実施請求について

権限法第7条第1項の規定に基づき、地方自治体が被告となっている訴訟であつて、国の利害に係るものについては、法務大臣に対し、法務局又は地方法務局の職員に訴訟活動を行わせることを請求することができるものとされているところである。

今後、地方自治体を被告として、今般の基準改定に関する訴訟が提起された場合においては、厚生労働大臣が定める生活保護基準の適法性が主な争点となるものと想定されることから、権限法第7条第1項の規定に基づき、各法務局又は地方法務局に対して、訴訟の実施請求を行っていただくとともに、必要に応じて、当課へご相談いただくようお願いしたい。

(参考) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律  
第7条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

## 第10 社会保障・税番号制度の導入について

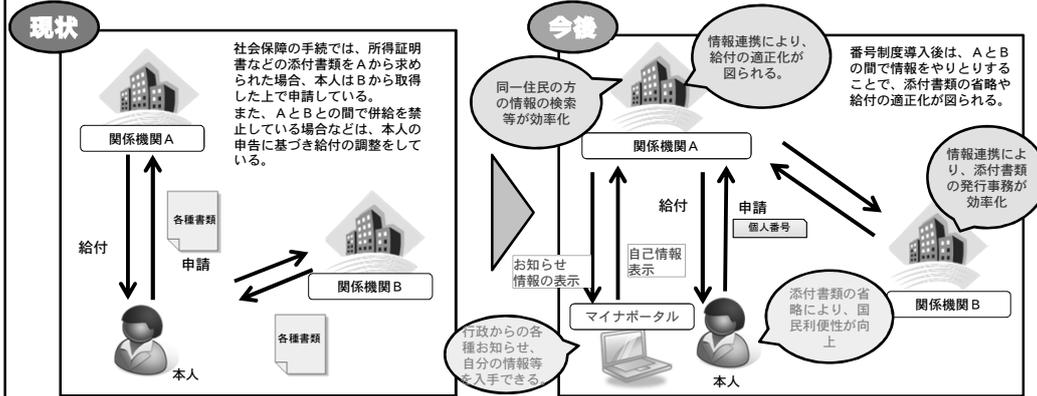
### 社会保障・税番号制度の開始に当たって

- 社会保障・税番号制度の導入により、地方公共団体において生活保護、児童手当、介護保険といった社会保障分野の事務に個人番号の利用が開始されています。
- 番号制度の開始に当たっては、番号の確認等の新たな事務が生じますが、制度導入により、同一の住民の方の情報を適切に管理することができるようになり、また、情報連携開始後は、各種給付事務などに必要な、他の機関の保有する情報を、オンラインで共有することが可能になる等の効果が期待されていますので、制度が円滑に運用されるよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- なお、各制度の詳細な事務の取扱いについては、昨年来、所管部局から事務連絡等を発出していますので、そちらもあわせて御確認の上、ご対応のほどお願いいたします。また、平成29年7月の情報連携開始に向け、引き続き、着実に準備を進めていただきますよう、お願いいたします



## 社会保障分野における制度導入の効果

- 社会保障分野における番号制度導入により、例えば以下の効果が期待されます。
- ① 同一住民の情報の効率的な検索・管理 【28年1月～】
- ② 住民票・所得証明書等の添付書類の省略 【29年7月以降～】  
⇒ 児童扶養手当の支給申請の際に、所得状況を証明する書類等の添付書類の省略が可能となる。
- ③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上 【29年7月以降～】  
⇒ 特別児童扶養手当の支給申請の際に、障害を支給事由とする年金給付との併給調整をより確実に行うことが可能となる。
- ④ マイナポータルを活用したお知らせ情報の表示 【29年1月以降～】



## 番号利用・情報連携の概要 — 生活保護 —

### 地方公共団体向け情報の掲載場所

○厚生労働省ホームページ「政策について」→「分野別の政策一覧」→「他分野の取り組み」→「社会保障全般」→「地方公共団体の皆さまへ」  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000111355.pdf>

## 生活保護分野におけるマイナンバー利用・情報連携

主な手続の例	マイナンバーの利用 (番号利用法別表第1)	情報提供ネットワークシステムを利用した 他の行政機関等との情報連携 (番号利用法別表第2)
生活保護の申請の受理、審査、 保護の決定	生活保護の申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、申請を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理	保護の決定を行う際の必要な調査として、情報提供ネットワークシステムを利用して、地方税関係情報(転入前市町村から)、年金給付関係情報(日本年金機構から)、雇用保険給付関係情報(ハローワークから)等を取得

## 生活保護分野における番号利用・情報連携の手続例

### 例) 生活保護の申請の受理、審査、保護の決定

※想定されるパターンいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

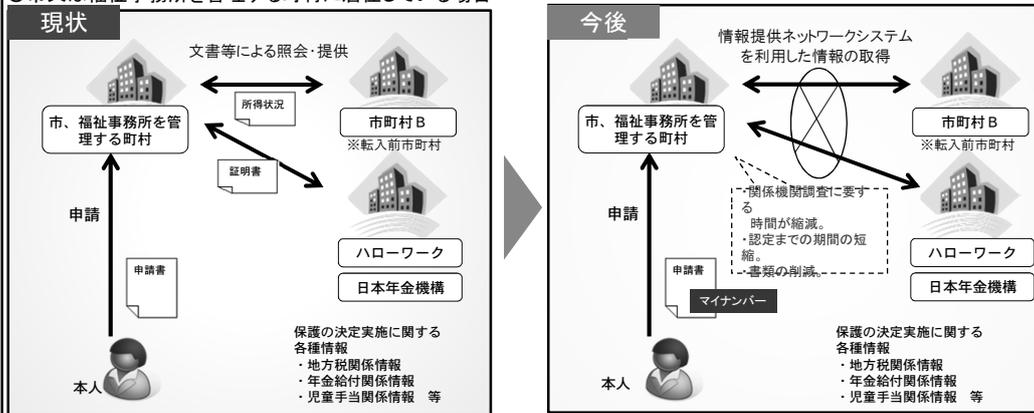
#### 1. 番号利用の概要

生活保護の申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、申請を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

#### 2. 情報連携の概要

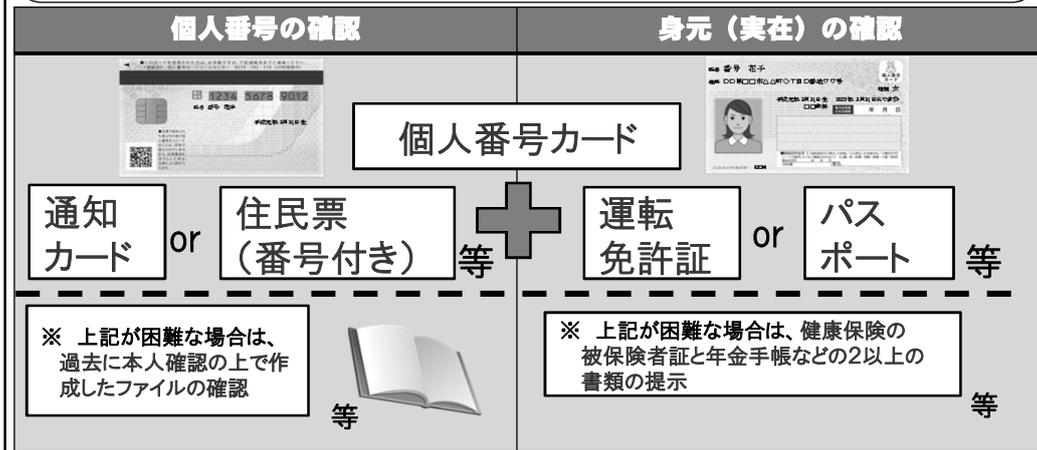
保護の決定を行う際の必要な調査として、上記により取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、他の行政機関等から、地方税関係情報(転入前市町村から)、年金給付関係情報(日本年金機構から)、雇用保険給付関係情報(ハローワークから)等を取得する。

○市又は福祉事務所を管理する町村に居住している場合



## 本人確認の事務について

- 個人番号を本人から提供を受けるときは、個人番号の提供を受ける都度、**個人番号の確認**(正しい番号であることの確認)と**身元確認**(番号の正しい持ち主であることの確認)を行う**本人確認の措置**が必要です。
- このため、個人番号を含む申請を受け付ける場合は、原則、**住民の方が、通知カード等の個人番号が記載された書類等を持参いただく必要があります**ので、引き続き、周知のほどよろしく申し上げます。
- なお、これらの方法が困難な場合には過去に本人確認を行って作成したファイルで番号の確認を行うことなども認められます。



## 業務システム改修に係る国庫補助等について①

### 1 補助対象団体

都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)

※ 介護保険等の一部事務組合又は広域連合(以下「一部事務組合等」という。)も対象。

### 2 補助対象システムと対象経費等

#### (1) 補助対象システム

- ① 都道府県・・・生活保護、障害者福祉、児童福祉、健康管理のシステム
- ② 市町村・・・生活保護、障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分)、介護保険、健康管理、国民年金のシステム

#### (2) 対象経費

社会保障・税番号制度導入に必要な業務システムの改修(番号対応部分)に係る経費。

表 各年度事業における対象経費

事業	対象経費
26年度事業	システム設計、プログラム開発・単体テスト
27年度事業	プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト(注1)
28年度事業	総合運用テスト(注2)

(注1) 27年度に交付申請を行っていない自治体(27年度に交付申請を行っていても申請額が基準額を下回る自治体も含む。)は、28年度に27年度事業分(プログラム結合・総合テスト、団体内連携テスト)の申請が可能。

(注2) 総合運用テストについては、内閣官房社会保障改革担当室で管理・運営しているDigital PMOにおいて昨年8月25日に公表の「情報提供ネットワークシステム等 テスト全体方針書 第02.01版」に詳細な記載あり。

※ 26年度事業分(システム設計、プログラム開発・単体テスト)の繰越については、27年度までの繰越に限ることに留意。パッケージソフトの場合であっても、番号対応部分に係る対象経費を抽出した上で、上記区分に分けて申請する必要あり。

## 業務システム改修に係る国庫補助等について②

### (3) 社会保障・税番号制度導入に必要なシステム改修の例

- 個人番号利用に伴う表示機能(画面、帳票)の改修
  - データベースにおけるデータ項目の追加
  - 個人番号による検索機能の追加
  - 情報連携に伴う業務プログラムの改修  
(中間サーバーへの情報提供データの抽出、情報照会内容の表示等) 等
- ※ 中間サーバ・ハードウェアの整備経費等を除く。

### 3 補助額

- 補助対象経費として厚生労働大臣が認めた額の 2/3(国民年金、及び障害者福祉のうちの特別児童扶養手当については、10/10)  
※ 千円未満の端数は切り捨て、地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。
- 国庫補助基準額は、予算の範囲内において、想定事業費を基礎として人口規模及びシステム類型に応じた標準的な費用として算出。
- 基準額は、人口規模で公平に算出するため、単純に人口規模区分に当てはめるのではなく、自治体の人口数に応じて基準額が増加するように算出。また、1次交付、2次交付以降を通じて同様の算出方法とすることで、公平に算出。
- なお、基準額は、一般分及び国民年金・特別児童扶養手当分の区分で設定。各自治体は、当該区分ごとの配分額の範囲内で、システム別に事業費を配分し交付申請することが可能。

## 業務システム改修に係る国庫補助等について③

### 4 28年度予算政府案

28年度はシステム改修に必要な経費(総合運用テスト分)を要求。

#### ■国庫補助の対象

番号制度の導入に係る地方公共団体のシステム整備(下記システム)について、平成26年度から平成28年度にかけて国庫補助を措置。(単位:億円)

項目		H26	H27	H28(案)
社会保障システム (国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、障害者福祉、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理)	事業費	271.1	225.3	209.3
	国庫補助	185.3	154.2	143.4

#### ■国庫補助率

・補助率 = 2/3 : 国民健康保険、後期高齢者医療(市町村分※)、障害者福祉(特別児童扶養手当を除く)、児童福祉、生活保護、介護保険、健康管理  
※後期高齢者医療広域連合については別途国庫補助を実施。

・補助率 = 10/10 : 国民年金、特別児童扶養手当

■社会保障システムの地方負担分(1/3)については、普通交付税及び特別交付税措置。

## 平成27・28年度システム整備費補助金の交付スケジュール

○ 平成28年度においては、当初交付決定通知を8月を目途に実施する予定。

	平成27年度補助金	平成28年度補助金
第1四半期	4/21 交付要綱・実施要綱発出 4/21 当初申請に係る基準額内示 5/29 当初交付申請(原本)提出期限	4月上旬 交付要綱・実施要綱発出 4月中旬 当初申請に係る基準額内示 5月下旬 当初交付申請(原本)提出期限
第2四半期		8月 当初交付決定通知 9月 変更申請に係る基準額内示
第3四半期	10/28 当初交付決定通知 11/16 変更申請に係る基準額内示 12/18 変更申請に係る交付申請(原本)提出期限	10月 変更申請に係る交付申請(原本)提出期限 12月 変更申請に係る交付決定通知
第4四半期	1月 変更申請に係る交付決定通知 2月中旬 実績報告提出依頼 3月下旬 実績報告提出期限	1月 実績報告提出依頼 3月下旬 実績報告提出期限
出納整理期	【全ての契約が年度内に完了した場合】 4月中旬 確定通知送付 4月下旬 交付額確定・精算  【全ての契約が年度内に完了しなかった場合】 繰越額確定計算書依頼 (電子媒体:4月上旬、原本:4月中旬) 地方繰越(翌債)申請及び事業完了予定日変更報告提出 (電子媒体:2月中旬、原本:3月下旬) 4月下旬 年度終了報告提出 (電子媒体:3月上旬、原本:4月下旬)	同左

## 見積書を確認する際のチェックポイント (例)

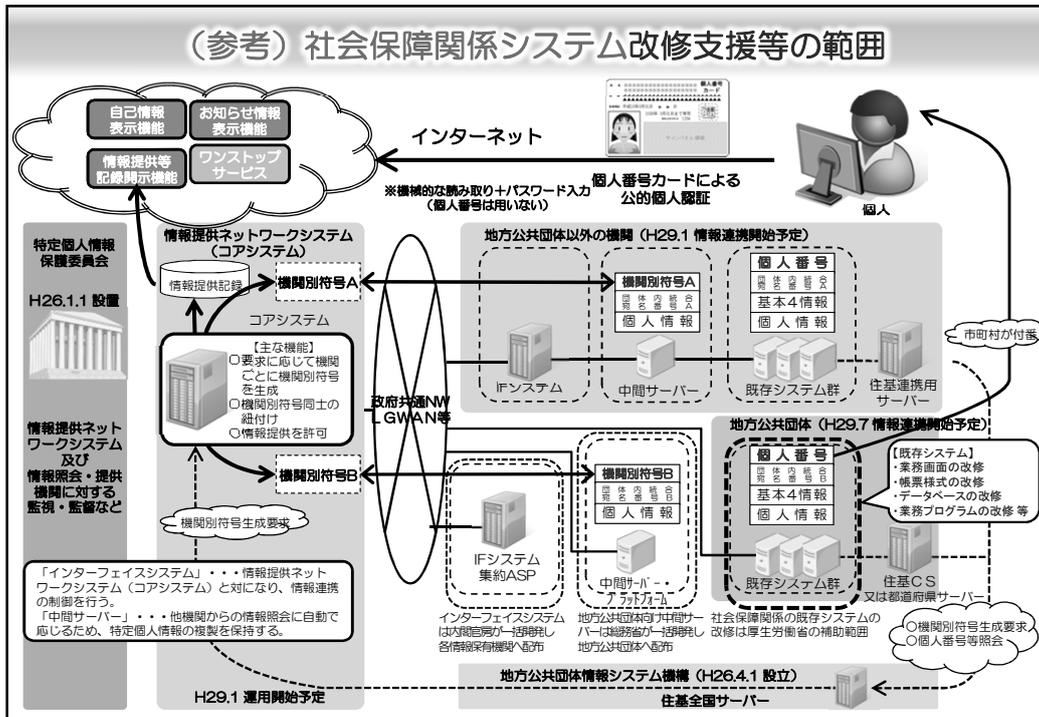
○ 番号制度導入に伴う業務システム改修経費の見積書を確認する際には、以下の事項にも留意して十分な精査を行うようお願いします。

- 1 「システム改修費一式」ではなく、詳細な内訳を提出させる  
作業工程(設計、開発、テストなど)毎に、作業項目、作業者(SE、プログラマなど)と工数(人月、人日など)がわかる内訳を提出させ、特に以下の点に注意して内訳を確認する。
  - ① 不要な作業項目が記載されていないか。
  - ② 作業項目毎の作業者と単価が適正か、また、妥当な工数となっているか。
- 2 見積根拠資料の確認(デジタルPMOの活用)  
ベンダーにどの情報に基づき見積もったのか確認する。(見積にはデジタルPMO掲載情報に基づいた積算が不可欠であり、確認不足による過大なリスクを計上していないか確認する必要がある。)
- 3 庁内情報システム部門と連携した体制を整備する  
社会保障部門の担当者のみならず、作業者や工数、単価の妥当性を判断できる情報システム部門の担当者も含めた体制を整備し、共同で見積を精査する。
- 4 庁内の先行システムや他の自治体における類似事例との比較
  - ・ 庁内で既に番号制度のシステム改修に着手しているシステムや、必要に応じて人口規模・システム類型が同じ他の自治体システムの見積と比較し、それら見積との違いをベンダーに説明させる。
  - ・ 複数者から見積を取得し、それぞれ比較した上で真に必要な作業項目、単価、工数を見極める。

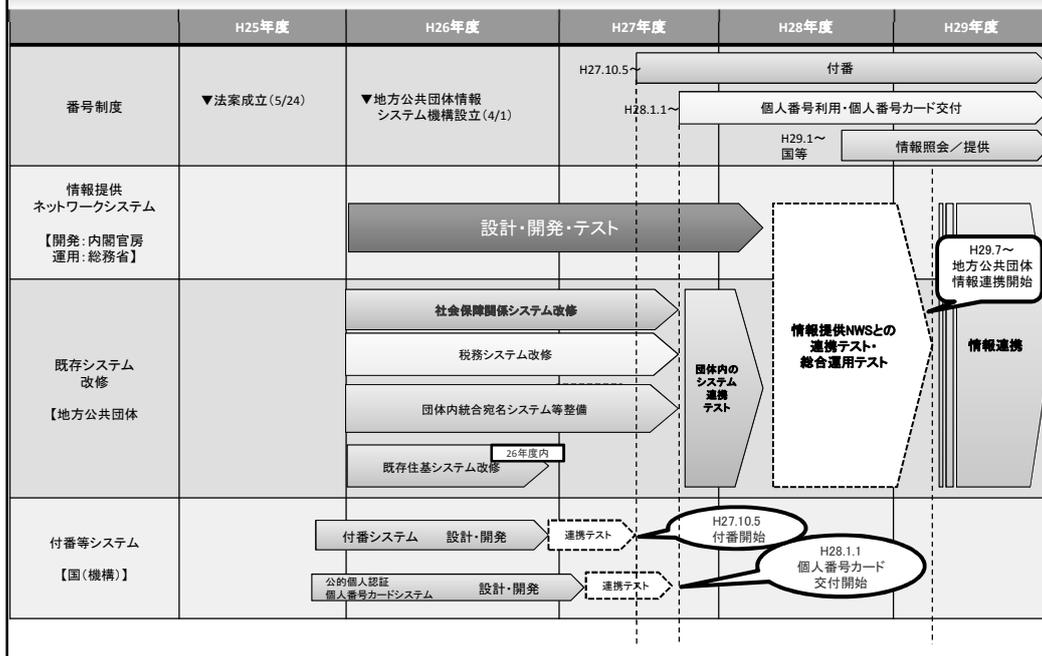
## (参考) 地方公共団体の社会保障関係システム

システム名		概要
都道府県・市町村	生活保護システム	生活保護の対象者の生活相談受付、保護申請審査、支給管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	障害者福祉システム	障害者資格の管理、給付の管理、進達処理、通知書発行、支払管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	児童福祉システム	児童手当、児童扶養手当等の対象者の資格管理、現況受付、支払管理、統計処理、その他保育所保育料の算定等を行うシステムを指す。
市町村	国民年金システム	国民年金第1号被保険者の資格、付加保険料、保険料の免除等、年金給付の情報の管理等を行うシステムを指す。
	国民健康保険システム	国民健康保険の資格の管理、保険料(税)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	後期高齢者医療システム	後期高齢者医療の資格の管理、保険料(税)の賦課・収納管理、給付・レセプト管理、統計処理等を行うシステムを指す。
	介護保険システム	介護保険被保険者の資格管理・介護保険料の賦課・介護保険料の収納管理・受給者の台帳管理を行うシステムを指す。
	健康管理システム	乳幼児及び高齢者の予防接種管理対象者への予防接種の案内通知、接種履歴管理、その他保健衛生等の管理を行うシステムを指す。

## (参考) 社会保障関係システム改修支援等の範囲



(参考) 社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



### III 参考資料

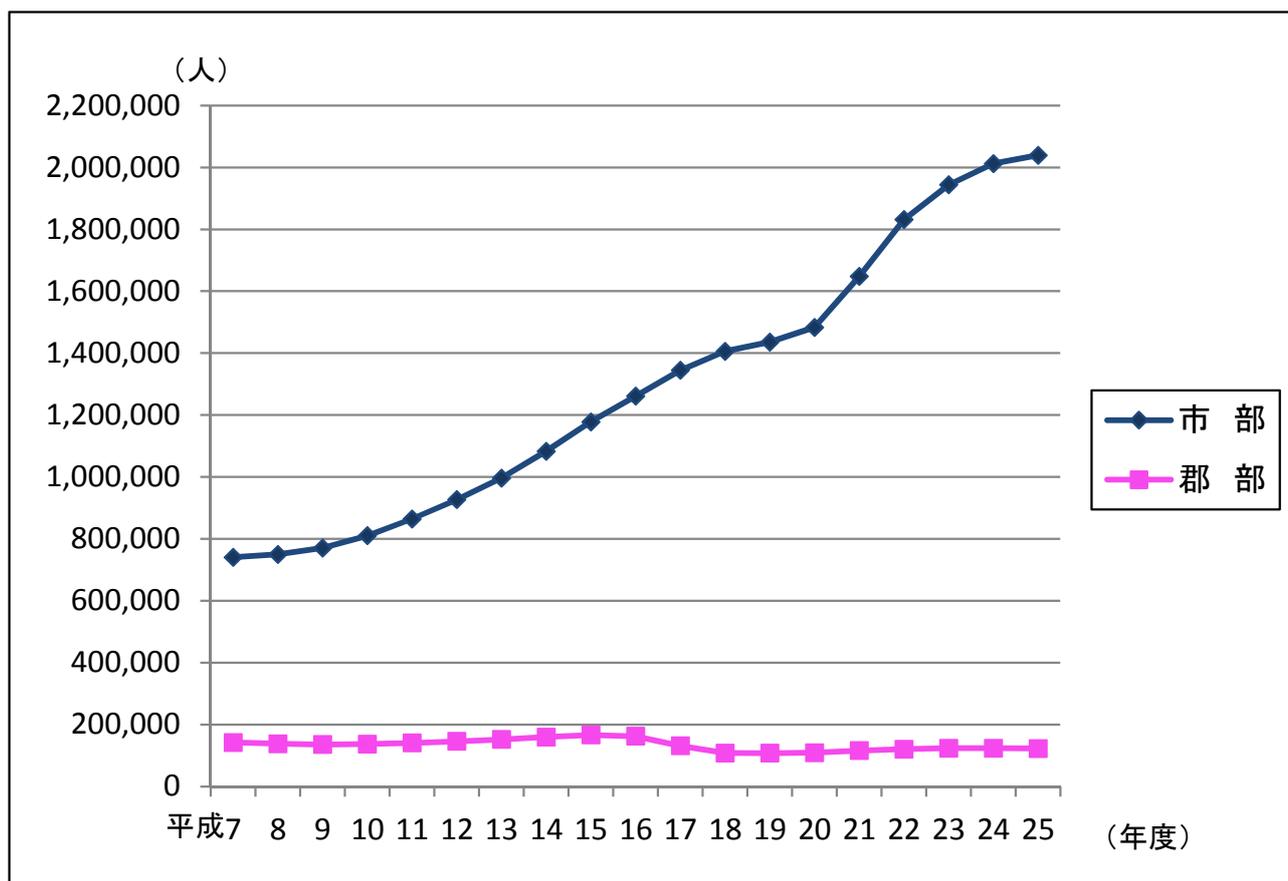


(参考資料 1)

生活保護の動向



# 1 市部・郡部別被保護人員の年次推移



	総数	市部	郡部
	人	人	人
平成7年度	882,229	740,365	141,864
8	887,450	749,724	137,726
9	905,589	770,050	135,539
10	946,994	809,882	137,111
11	1,004,472	864,079	140,394
12	1,072,241	926,434	145,806
13	1,148,088	996,085	152,003
14	1,242,723	1,083,142	159,581
15	1,344,327	1,178,016	166,311
16	1,423,388	1,261,038	162,351
17	1,475,838	1,344,391	131,447
18	1,513,892	1,405,999	107,893
19	1,543,321	1,435,824	107,497
20	1,592,620	1,483,332	109,288
21	1,763,572	1,647,827	115,745
22	1,952,063	1,831,371	120,692
23	2,067,244	1,943,604	123,641
24	2,135,708	2,012,206	123,502
25	2,161,612	2,038,960	122,653

資料：被保護者調査（平成23年度までは福祉行政報告例）

## 2 都道府県・指定都市・中核市別保護率

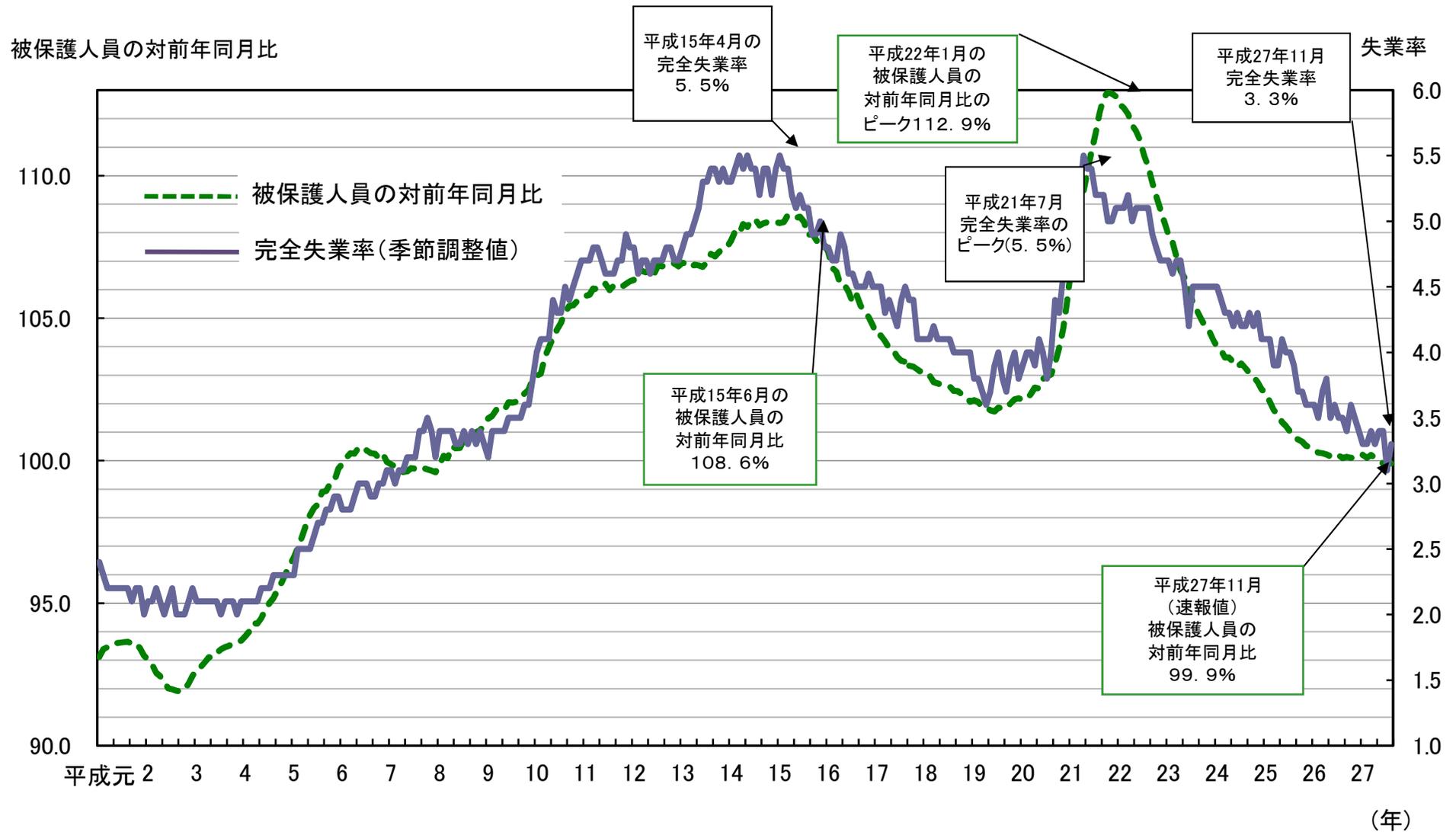
		平成25年度		
全 国		%		
		1.70		
大 阪 市	市	5.64	新 潟 市	1.43
大 阪 市	市	4.73	新 潟 市	1.42
大 阪 市	市	4.18	秋 田 県	1.38
旭 川 市	市	4.02	宮 崎 県	1.33
高 知 市	市	3.84	横 須 賀 市	1.32
高 知 市	市	3.83	京 都 府	1.30
那 覇 市	市	3.61	京 都 府	1.29
京 都 市	市	3.23	い わ き 市	1.28
長 崎 市	市	3.19	川 越 市	1.27
神 戸 市	市	3.18	埼 玉 県	1.25
堺 市	市	3.09	奈 良 県	1.24
青 森 市	市	3.03	静 岡 市	1.23
福 岡 市	市	2.89	神 奈 川 県	1.21
豊 中 市	市	2.61	大 津 市	1.21
鹿 児 島 市	市	2.59	千 葉 県	1.14
福 岡 県	市	2.54	前 橋 市	1.10
北 九 州 市	市	2.50	前 橋 市	1.09
北 海 道 市	市	2.48	山 口 県	1.08
松 山 市	市	2.47	愛 媛 県	1.08
和 歌 山 市	市	2.42	和 歌 山 県	1.01
広 島 市	市	2.38	柏 市	0.99
川 崎 市	市	2.26	三 重 県	0.97
熊 本 市	市	2.25	佐 賀 県	0.95
東 京 都	市	2.20	郡 山 市	0.95
奈 良 市	市	2.20	浜 松 市	0.94
大 阪 府	市	2.17	岩 手 県	0.93
名 古 屋 市	市	2.17	兵 庫 県	0.92
宮 崎 市	市	2.07	熊 本 県	0.90
青 森 県	市	2.06	金 沢 市	0.90
沖 縄 県	市	2.05	茨 城 県	0.89
久 留 米 市	市	2.03	島 根 県	0.88
高 知 市	市	2.01	栃 木 県	0.86
千 葉 市	市	1.99	香 川 県	0.86
徳 島 県	市	1.91	高 崎 市	0.84
岡 山 市	市	1.91	長 野 市	0.80
横 浜 市	市	1.90	宮 城 県	0.79
相 模 原 市	市	1.87	山 梨 県	0.76
大 分 市	市	1.85	岡 山 県	0.76
長 崎 県	市	1.80	福 島 県	0.75
盛 岡 市	市	1.73	滋 賀 県	0.68
高 槻 市	市	1.71	豊 橋 市	0.65
下 関 市	市	1.71	山 形 県	0.64
秋 田 市	市	1.69	静 岡 県	0.62
西 宮 市	市	1.69	新 潟 県	0.60
福 山 市	市	1.68	群 馬 県	0.59
宇 都 宮 市	市	1.67	愛 知 県	0.59
姫 路 市	市	1.67	豊 田 市	0.58
大 分 県	市	1.66	岡 崎 市	0.57
仙 台 市	市	1.63	福 井 県	0.50
さいたま市	市	1.60	長 野 県	0.49
岐 阜 市	市	1.60	石 川 県	0.48
鹿 児 島 県	市	1.59	富 山 市	0.42
高 松 市	市	1.58	岐 阜 県	0.33
倉 敷 市	市	1.49	富 山 県	0.27

資料：平成25年度被保護者調査（月次調査）

注）都道府県データは、指定都市及び中核市分を除く。

※保護率の大きい順である。

### 3 被保護人員の対前年同月比と完全失業率の月次推移



資料: 被保護者調査〔平成26年4月以降は速報値(平成23年度以前は福祉行政報告例)〕、労働力調査(総務省)

#### 4 世帯類型別被保護世帯数の年次推移

年度	世帯類型別被保護世帯数						世帯類型別指数(平成7年度=100)						世帯類型別構成割合					
	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688		41,627	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	42.3	8.7	42.0		6.9
8	612,180	264,626	51,671	254,449		41,434	101.9	104.1	98.7	100.7	99.5	100.0	43.2	8.4	41.6		6.8	
9	630,577	277,409	52,206	258,558		42,404	104.9	109.1	99.7	102.3	101.9	100.0	44.0	8.3	41.0		6.7	
10	662,094	294,680	54,503	267,582		45,329	110.2	115.9	104.1	105.9	108.9	100.0	44.5	8.2	40.4		6.8	
11	703,072	315,933	58,435	70,778	207,742	50,184	117.0	124.2	111.6	28.0	82.2	120.6	100.0	44.9	8.3	10.1	29.5	7.1
12	750,181	341,196	63,126	76,484	214,136	55,240	124.8	134.2	120.5	30.3	84.7	132.7	100.0	45.5	8.4	10.2	28.5	7.4
13	803,993	370,049	68,460	81,519	222,035	61,930	133.8	145.5	130.7	32.3	87.9	148.8	100.0	46.0	8.5	10.1	27.6	7.7
14	869,637	402,835	75,097	87,339	231,963	72,403	144.7	158.4	143.4	34.6	91.8	173.9	100.0	46.3	8.6	10.0	26.7	8.3
15	939,733	435,804	82,216	95,283	241,489	84,941	156.4	171.4	157.0	37.7	95.6	204.1	100.0	46.4	8.7	10.1	25.7	9.0
16	997,149	465,680	87,478	102,418	247,426	94,148	165.9	183.1	167.0	40.5	97.9	226.2	100.0	46.7	8.8	10.3	24.8	9.4
17	1,039,570	451,962	90,531	117,271	272,547	107,259	173.0	177.7	172.9	46.4	107.9	257.7	100.0	43.5	8.7	11.3	26.2	10.3
18	1,073,650	473,838	92,609	125,187	272,170	109,847	178.6	186.3	176.8	49.5	107.7	263.9	100.0	44.1	8.6	11.7	25.3	10.2
19	1,102,945	497,665	92,910	132,007	269,080	111,282	183.5	195.7	177.4	52.2	106.5	267.3	100.0	45.1	8.4	12.0	24.4	10.1
20	1,145,913	523,840	93,408	137,733	269,362	121,570	190.7	206.0	178.4	54.5	106.6	292.0	100.0	45.7	8.2	12.0	23.5	10.6
21	1,270,588	563,061	99,592	146,790	289,166	171,978	211.4	221.4	190.2	58.1	114.4	413.1	100.0	44.3	7.8	11.6	22.8	13.5
22	1,405,281	603,540	108,794	157,390	308,150	227,407	233.8	237.3	207.7	62.3	121.9	546.3	100.0	42.9	7.7	11.2	21.9	16.2
23	1,492,396	636,469	113,323	169,488	319,376	253,740	248.3	250.3	216.4	67.1	126.4	609.6	100.0	42.6	7.6	11.4	21.4	17.0
24	1,551,707	677,577	114,122	177,648	297,458	284,902	258.2	266.5	217.9	70.3	117.7	684.4	100.0	43.7	7.4	11.4	19.2	18.4
25	1,583,919	719,625	111,520	182,418	282,301	288,055	263.6	283.0	212.9	72.2	111.7	692.0	100.0	45.4	7.0	11.5	17.8	18.2
平成27年11月 (速報値)	1,623,536	803,846	104,850	190,724	252,905	271,211	270.1	316.1	200.2	75.5	100.1	651.5	100.0	49.5	6.5	11.7	15.6	16.7

注1) 保護停止中の世帯を除く。

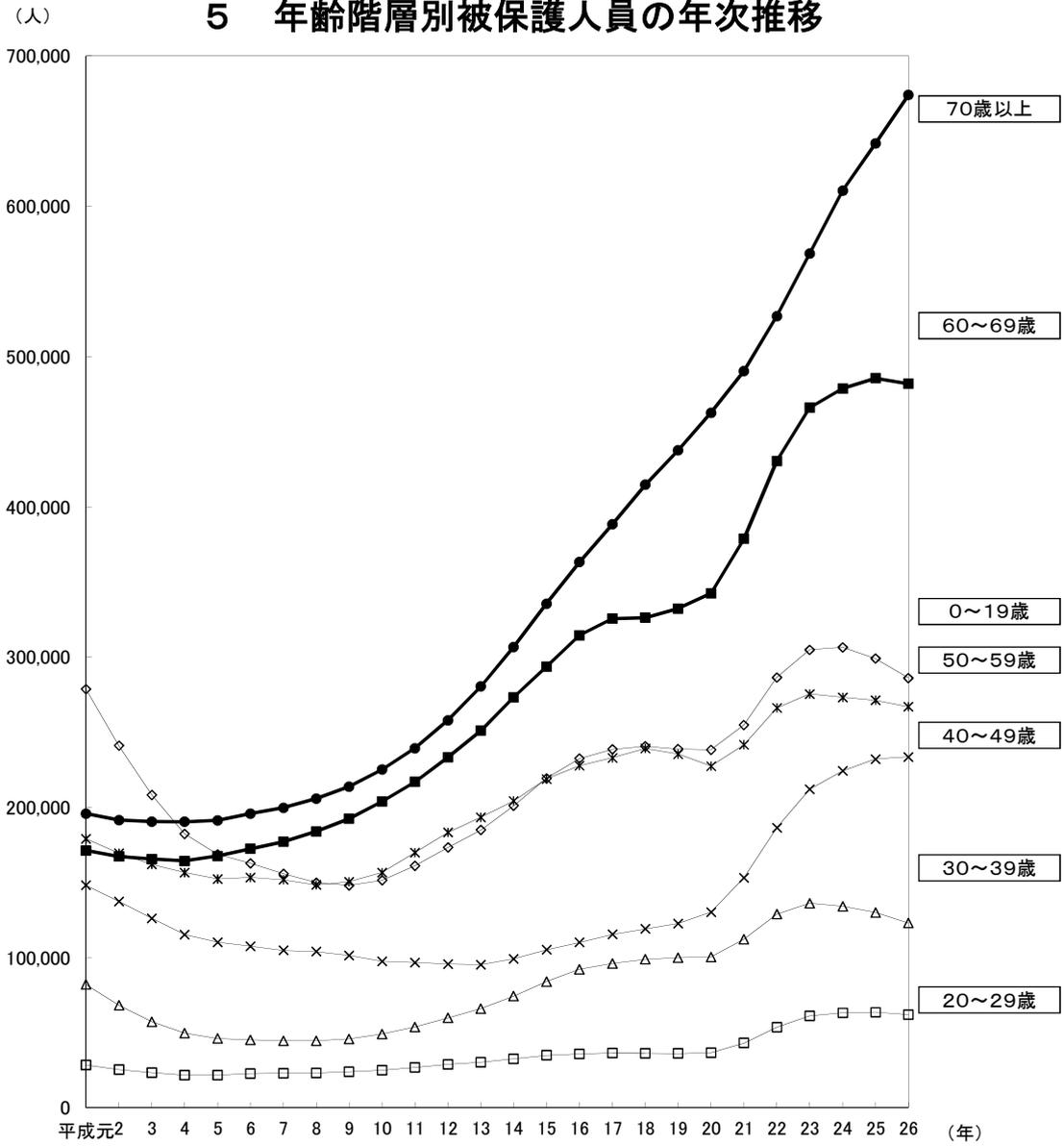
2) 平成17年4月より世帯類型の定義を一部変更

「高齢者世帯」: 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

「母子世帯」: 死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

資料: 被保護者調査[平成27年11月分は速報値(平成23年度以前は福祉行政報告例)]

## 5 年齢階層別被保護人員の年次推移



	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	計
平成元年	278,569	28,398	82,053	148,034	179,030	171,274	195,767	1,083,125
2年	240,981	25,327	68,332	137,277	169,360	167,286	191,527	1,000,090
3年	208,204	23,369	57,268	126,140	161,980	165,536	190,474	932,971
4年	182,269	21,644	49,743	115,215	156,591	164,362	190,319	880,143
5年	168,649	21,700	46,129	110,187	152,299	167,515	191,301	857,780
6年	162,606	22,771	45,189	107,485	153,336	172,391	195,785	859,563
7年	155,699	22,916	44,549	104,769	151,706	177,100	199,654	856,393
8年	149,768	23,202	44,653	103,955	148,244	183,908	205,801	859,531
9年	147,954	24,001	45,846	101,374	150,386	192,356	213,735	875,652
10年	151,323	24,936	49,107	97,449	156,507	203,833	225,063	908,218
11年	161,083	26,861	53,834	96,756	169,792	216,920	239,333	964,579
12年	173,170	28,922	59,808	95,657	183,166	233,208	257,839	1,031,770
13年	184,847	30,336	65,997	95,274	193,259	251,062	280,398	1,101,173
14年	200,960	32,505	74,321	99,207	204,256	273,213	306,689	1,191,151
15年	219,265	34,888	84,072	105,139	218,846	293,555	335,447	1,291,212
16年	232,470	35,848	92,139	110,077	227,726	314,502	363,164	1,375,926
17年	238,573	36,396	96,122	115,378	232,937	325,563	388,258	1,433,227
18年	240,573	36,289	98,843	119,054	239,172	326,175	414,631	1,474,737
19年	238,728	36,125	99,962	122,605	235,409	332,255	437,576	1,502,660
20年	238,308	36,646	100,431	130,228	227,426	342,318	462,536	1,537,893
21年	254,767	43,064	112,174	153,005	241,623	378,662	490,356	1,673,651
22年	286,456	53,557	128,834	186,307	266,145	430,494	526,932	1,878,725
23年	304,879	61,113	136,095	212,031	275,475	465,950	568,546	2,024,089
24年	306,474	63,259	134,122	224,246	273,191	478,678	610,465	2,090,435
25年	299,003	63,549	129,966	232,067	271,263	485,540	641,869	2,123,257
26年	286,048	61,929	122,962	233,597	266,976	481,932	674,158	2,127,602
構成割合(%)	13.4%	2.9%	5.8%	11.0%	12.5%	22.7%	31.7%	100.0%

資料：被保護者調査 各年7月31日現在（平成22年以前は7月1日現在）

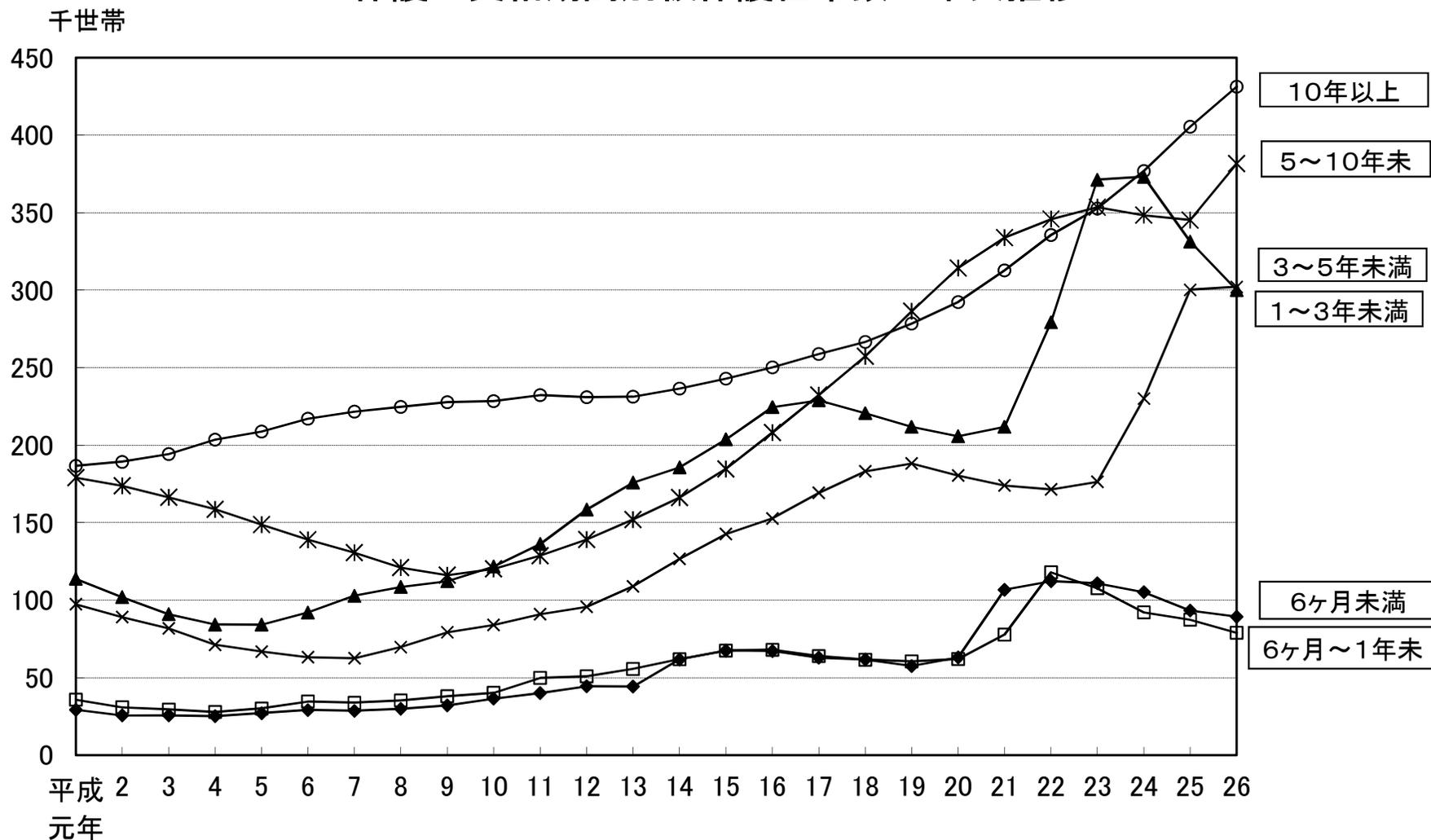
6 被保護世帯と一般世帯の世帯人員別世帯数の年次推移

		総	1	2	3	4	5	6	6人以上	平均	
		数	人	人	人	人	人	人	人	世帯	
		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	人員	
被 保 護	年										
	昭和35	575,063	202,089	84,149	74,986	74,183	61,332	78,324	3.00		
	40	608,630	237,078	115,896	84,957	73,123	50,038	47,538	2.60		
	45	629,155	314,561	131,010	74,624	54,588	30,854	23,518	2.11		
	50	680,647	379,936	141,176	69,715	47,475	24,298	18,047	1.91		
	55	721,673	401,701	146,670	80,501	52,078	23,764	16,959	1.91		
	60	764,628	438,500	154,425	87,695	50,438	20,490	13,080	1.83		
	平成2	614,626	397,793	118,693	54,487	27,171	10,288	6,194	1.63		
	7	585,682	420,779	101,471	36,633	17,083	6,189	3,527	1.46		
	12	724,561	532,875	121,754	40,828	18,741	6,709	3,654	1.42		
	13	774,650	570,232	130,203	43,561	19,824	6,965	3,865	1.42		
	14	837,099	615,217	141,355	47,332	21,604	7,464	4,127	1.42		
	15	906,184	664,683	153,870	51,806	23,302	8,045	4,478	1.42		
	16	967,437	710,145	164,525	55,231	24,398	8,475	4,663	1.42		
	17	1,012,855	746,593	171,228	57,015	24,681	8,650	4,688	1.42		
	18	1,049,733	778,539	175,549	57,974	24,623	8,517	4,531	1.40		
	19	1,078,668	805,869	178,372	57,706	23,976	8,317	4,428	1.39		
	20	1,113,283	838,647	180,668	57,708	23,651	8,246	4,363	1.38		
	21	1,215,214	919,191	194,665	62,072	25,413	8,989	4,884	1.38		
	22	1,361,149	1,029,052	217,082	69,979	28,912	10,393	5,731	1.38		
	23	1,469,290	1,112,382	234,096	74,886	30,763	10,974	6,189	1.38		
	24	1,526,015	1,160,365	241,978	75,835	30,620	11,001	6,216	1.37		
	25	1,562,754	1,196,657	244,968	74,727	29,604	10,565	6,233	1.36		
	26	1,583,211	1,223,676	243,882	71,916	27,885	9,913	5,939	1.34		
	世 帯	年	%	%	%	%	%	%	%	%	
		昭和35	100.0	35.1	14.6	13.0	12.9	10.7	13.6	.	
40		100.0	39.0	19.0	14.0	12.0	8.2	7.8	.		
45		100.0	50.0	20.8	11.9	8.7	4.9	3.7	.		
50		100.0	55.8	20.7	10.2	7.0	3.6	2.7	.		
55		100.0	55.7	20.3	11.2	7.2	3.3	2.4	.		
60		100.0	57.4	20.2	11.5	6.6	2.7	1.7	.		
平成2		100.0	64.7	19.3	8.9	4.4	1.7	1.0	.		
7		100.0	71.8	17.3	6.3	2.9	1.1	0.6	.		
12		100.0	73.5	16.8	5.6	2.6	0.9	0.5	.		
13		100.0	73.6	16.8	5.6	2.6	0.9	0.5	.		
14		100.0	73.5	16.9	5.7	2.6	0.9	0.5	.		
15		100.0	73.4	17.0	5.7	2.6	0.9	0.5	.		
16		100.0	73.4	17.0	5.7	2.5	0.9	0.5	.		
17		100.0	73.7	16.9	5.6	2.4	0.9	0.5	.		
18		100.0	74.2	16.7	5.5	2.4	0.8	0.4	.		
19		100.0	74.7	16.5	5.4	2.2	0.8	0.4	.		
20		100.0	75.3	16.2	5.2	2.1	0.7	0.4	.		
21		100.0	75.6	16.0	5.1	2.1	0.7	0.4	.		
22		100.0	75.6	16.0	5.1	2.1	0.8	0.4	.		
23		100.0	75.7	15.9	5.1	2.1	0.8	0.4	.		
24		100.0	76.0	15.9	5.0	2.0	0.7	0.4	.		
25		100.0	76.6	15.7	4.8	1.9	0.7	0.4	.		
26		100.0	77.3	15.4	4.5	1.8	0.6	0.4	.		
全 世 帯		年	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	人
		昭和35	22,476	3,894	2,309	2,991	3,667	3,492	6,122	4.13	
	40	25,940	4,627	3,208	4,076	5,159	3,941	4,929	3.75		
	45	29,887	5,542	4,318	5,180	7,004	3,947	3,897	3.45		
	50	32,877	5,991	5,078	5,982	8,175	4,205	3,446	3.35		
	55	35,338	6,402	5,983	6,274	9,132	4,280	3,268	3.28		
	60	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22		
	平成2	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05		
	7	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91		
	12	45,545	10,988	11,968	8,767	8,211	3,266	2,345	2.76		
	13	45,664	11,017	12,106	8,782	8,068	3,327	2,363	2.75		
	14	46,005	10,800	12,651	9,099	8,027	3,165	2,261	2.74		
	15	45,800	10,673	12,428	8,953	8,345	3,074	2,327	2.76		
	16	46,323	10,817	12,966	9,034	8,261	3,139	2,107	2.72		
	17	47,043	11,580	13,260	9,265	7,499	3,250	2,189	2.68		
	18	47,531	12,043	13,311	9,288	7,740	3,124	2,024	2.65		
	19	48,023	11,983	13,764	9,903	7,549	3,038	1,787	2.63		
	20	47,957	11,928	13,920	9,673	7,582	3,015	1,838	2.63		
	21	48,013	11,955	13,986	9,653	7,598	3,104	1,716	2.62		
	22	48,638	12,386	14,237	10,016	7,476	2,907	1,616	2.59		
	23	46,684	11,787	13,959	9,292	7,422	2,680	1,544	2.58		
	24	48,170	12,160	14,502	9,610	7,580	2,828	1,490	2.57		
	25	50,112	13,285	15,406	10,057	7,301	2,699	1,364	2.51		
	26	50,431	13,662	15,604	9,911	7,275	2,656	1,323	2.49		
	世 帯	年	%	%	%	%	%	%	%	%	
		昭和35	100.0	17.3	10.3	13.3	16.3	15.5	27.2	.	
40		100.0	17.8	12.4	15.7	19.9	15.2	19.0	.		
45		100.0	18.5	14.4	17.3	23.4	13.2	13.0	.		
50		100.0	18.2	15.4	18.2	24.9	12.8	10.5	.		
55		100.0	18.1	16.9	17.8	25.8	12.1	9.2	.		
60		100.0	18.4	18.5	17.6	25.2	12.1	8.1	.		
平成2		100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	.		
7		100.0	22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	.		
12		100.0	24.1	26.3	19.2	18.0	7.2	5.1	.		
13		100.0	24.1	26.5	19.2	17.7	7.3	5.2	.		
14		100.0	23.5	27.5	19.8	17.4	6.9	4.9	.		
15		100.0	23.3	27.1	19.5	18.2	6.7	5.1	.		
16		100.0	23.4	28.0	19.5	17.8	6.8	4.5	.		
17		100.0	24.6	28.2	19.7	15.9	6.9	4.7	.		
18		100.0	25.3	28.0	19.5	16.3	6.6	4.3	.		
19		100.0	25.0	28.7	20.6	15.7	6.3	3.7	.		
20		100.0	24.9	29.0	20.2	15.8	6.3	3.8	.		
21		100.0	24.9	29.1	20.1	15.8	6.5	3.6	.		
22		100.0	25.5	29.3	20.6	15.4	6.0	3.3	.		
23		100.0	25.2	29.9	19.9	15.9	5.7	3.3	.		
24		100.0	25.2	30.1	20.0	15.7	5.9	3.1	.		
25		100.0	26.5	30.7	20.1	14.6	5.4	2.7	.		
26		100.0	27.1	30.9	19.7	14.4	5.3	2.6	.		

資料：被保護者調査 各年7月31日現在（平成22年以前は7月1日現在）、国民生活基礎調査（昭和60年以前は厚生行政基礎調査）

注 平成7年の全世帯の実数は兵庫県を除いたものである。

## 7 保護の受給期間別被保護世帯数の年次推移



## 8 世帯の労働力類型別被保護世帯数の年次推移

	実 数									構成割合			
	総数	総数	稼働世帯						世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	非稼働世帯 働いていない世帯	総数	稼働世帯	非稼働世帯
			世帯主が働いている世帯										
			総数	常用	日雇	内職	その他	その他					
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	%	%	%		
平成7年度	600,980	81,604	63,705	37,546	8,788	7,076	10,294	17,899	519,376	100.0	13.6	86.4	
8	612,180	79,466	62,515	37,215	8,547	6,714	10,039	16,951	532,714	100.0	13.0	87.0	
9	630,577	79,711	62,987	38,058	8,529	6,599	9,802	16,724	550,865	100.0	12.6	87.4	
10	662,094	80,745	63,838	39,027	8,596	6,403	9,812	16,907	581,348	100.0	12.2	87.8	
11	703,072	84,076	66,508	41,592	8,713	6,341	9,863	17,568	618,996	100.0	12.0	88.0	
12	750,181	89,660	71,151	45,552	9,318	6,360	9,921	18,509	660,522	100.0	12.0	88.0	
13	803,993	95,295	75,726	49,397	9,910	6,339	10,079	19,569	708,698	100.0	11.9	88.1	
14	869,637	103,711	82,746	54,504	11,057	6,364	10,820	20,965	765,926	100.0	11.9	88.1	
15	939,733	113,967	91,082	60,651	12,443	6,456	11,532	22,885	825,766	100.0	12.1	87.9	
16	997,149	123,531	99,141	66,559	14,028	6,480	12,074	24,390	873,618	100.0	12.4	87.6	
17	1,039,570	130,544	105,505	71,493	15,302	6,526	12,184	25,039	909,026	100.0	12.6	87.4	
18	1,073,650	136,000	110,687	76,315	15,725	6,617	12,029	25,313	937,650	100.0	12.7	87.3	
19	1,102,945	141,682	115,738	80,644	16,233	6,781	12,080	25,944	961,262	100.0	12.8	87.2	
20	1,145,913	148,463	121,294	85,029	16,932	6,913	12,420	27,169	997,450	100.0	13.0	87.0	
21	1,270,588	164,283	133,906	93,578	19,538	7,116	13,674	30,377	1,106,305	100.0	12.9	87.1	
22	1,405,281	186,748	152,427	106,684	22,996	7,553	15,194	34,321	1,218,533	100.0	13.3	86.7	
23	1,492,396	203,916	167,279	118,498	24,037	7,720	17,025	36,636	1,288,480	100.0	13.7	86.3	
24	1,551,707	242,934	185,869	132,651	26,456	8,214	18,548	39,064	1,326,773	100.0	15.7	85.5	
25	1,583,919	242,145	201,662	145,777	28,112	8,656	19,117	40,483	1,341,775	100.0	15.3	84.7	
平成27年11月 (速報値)	1,623,536	260,420	219,795	161,310	28,682	9,739	20,064	40,625	1,363,116	100.0	16.0	84.0	

資料：被保護者調査〔平成27年11月は速報値（平成23年以前は福祉行政報告例）〕

（注）保護停止中の世帯を除く。

### 9 世帯類型・稼働状況別被保護世帯数の年次推移

		総数			高齢者世帯			母子世帯			傷病者・障害者世帯			その他の世帯			
		総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	
		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
実数	平成7年度	600,980	81,603	519,376	254,292	11,372	242,921	52,373	28,776	23,597	252,688	22,039	230,648	41,627	19,417	22,210	
	8	612,180	79,466	532,714	264,626	11,362	253,264	51,671	28,015	23,656	254,449	21,456	232,993	41,434	18,633	22,801	
	9	630,577	79,712	550,865	277,409	11,727	265,682	52,206	28,016	24,189	258,558	21,439	237,119	42,404	18,529	23,875	
	10	662,094	80,745	581,348	294,680	12,130	282,550	54,503	28,114	26,390	267,582	21,854	245,728	45,329	18,648	26,680	
	11	703,072	84,076	618,996	315,933	12,803	303,130	58,435	29,311	29,125	278,520	22,270	256,250	50,184	19,693	30,492	
	12	750,181	89,660	660,522	341,196	13,432	327,763	63,126	31,243	31,883	290,620	23,577	267,043	55,240	21,407	33,832	
	13	803,993	95,295	708,698	370,049	14,185	355,864	68,460	33,332	35,129	303,554	24,696	278,858	61,930	23,082	38,847	
	14	869,637	103,711	765,926	402,835	15,429	387,406	75,097	36,226	38,872	319,302	26,231	293,070	72,403	25,825	46,578	
	15	939,733	113,967	825,766	435,804	16,943	418,861	82,216	39,602	42,613	336,772	27,443	309,329	84,941	29,979	54,962	
	16	997,149	123,530	873,618	465,680	18,115	447,565	87,478	42,342	45,136	349,844	29,058	320,785	94,148	34,015	60,132	
	17	1,039,570	130,544	909,026	451,962	15,042	436,921	90,531	43,997	46,534	389,818	31,470	358,348	107,259	40,035	67,223	
	18	1,073,650	136,000	937,650	473,838	15,458	458,380	92,609	44,772	47,836	397,357	32,649	364,708	109,847	43,121	66,726	
	19	1,102,945	141,682	961,262	497,665	16,712	480,953	92,910	44,833	48,078	401,087	34,177	366,910	111,282	45,961	65,321	
	20	1,145,913	148,463	997,450	523,840	18,178	505,662	93,408	44,457	48,952	407,095	36,112	370,983	121,570	49,716	71,853	
	21	1,270,588	164,283	1,106,305	563,061	20,046	543,016	99,592	44,667	54,926	435,956	39,003	396,953	171,978	60,567	111,411	
	22	1,405,281	186,747	1,218,533	603,540	21,749	581,791	108,794	46,837	61,958	465,540	42,381	423,158	227,407	75,781	151,626	
	23	1,492,396	203,916	1,288,480	636,469	22,278	614,192	113,323	48,477	64,846	488,864	45,024	443,840	253,740	88,138	165,602	
	24	1,551,707	224,934	1,326,773	677,577	24,686	652,890	114,122	51,361	62,762	475,106	50,479	424,627	284,902	98,408	186,494	
	25	1,583,919	242,144	1,341,775	719,625	28,244	691,381	111,520	52,711	58,809	464,720	54,740	409,979	288,055	106,449	181,606	
		平成27年11月 (速報値)	1,609,869	256,196	1,353,673	803,846	36,033	767,813	104,850	52,637	52,213	443,629	62,140	381,489	271,211	109,610	161,601
	構成割合	平成7年度	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		8	100.0	13.6	86.4	100.0	4.5	95.5	100.0	54.9	45.1	100.0	8.7	91.3	100.0	46.6	53.4
		9	100.0	12.6	87.4	100.0	4.2	95.8	100.0	53.7	46.3	100.0	8.3	91.7	100.0	43.7	56.3
		10	100.0	12.2	87.8	100.0	4.1	95.9	100.0	51.6	48.4	100.0	8.2	91.8	100.0	41.1	58.9
		11	100.0	12.0	88.0	100.0	4.1	95.9	100.0	50.2	49.8	100.0	8.0	92.0	100.0	39.2	60.8
12		100.0	12.0	88.0	100.0	3.9	96.1	100.0	49.5	50.5	100.0	8.1	91.9	100.0	38.8	61.2	
13		100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.7	51.3	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7	
14		100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.2	51.8	100.0	8.2	91.8	100.0	35.7	64.3	
15		100.0	12.1	87.9	100.0	3.9	96.1	100.0	48.2	51.8	100.0	8.1	91.9	100.0	35.3	64.7	
16		100.0	12.4	87.6	100.0	3.9	96.1	100.0	48.4	51.6	100.0	8.3	91.7	100.0	36.1	63.9	
17		100.0	12.6	87.4	100.0	3.3	96.7	100.0	48.6	51.4	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7	
18		100.0	12.7	87.3	100.0	3.3	96.7	100.0	48.3	51.7	100.0	8.2	91.8	100.0	39.3	60.7	
19		100.0	12.8	87.2	100.0	3.4	96.6	100.0	48.3	51.7	100.0	8.5	91.5	100.0	41.3	58.7	
20		100.0	13.0	87.0	100.0	3.5	96.5	100.0	47.6	52.4	100.0	8.9	91.1	100.0	40.9	59.1	
21		100.0	12.9	87.1	100.0	3.6	96.4	100.0	44.8	55.2	100.0	8.9	91.1	100.0	35.2	64.8	
22		100.0	13.3	86.7	100.0	3.6	96.4	100.0	43.1	56.9	100.0	9.1	90.9	100.0	33.3	66.7	
23		100.0	13.7	86.3	100.0	3.5	96.5	100.0	42.8	57.2	100.0	9.2	90.8	100.0	34.7	65.3	
24		100.0	14.5	85.5	100.0	3.6	96.4	100.0	45.0	55.0	100.0	10.6	89.4	100.0	34.5	65.5	
25		100.0	15.3	84.7	100.0	3.9	96.1	100.0	47.3	52.7	100.0	11.8	88.2	100.0	37.0	63.0	
		平成27年11月 (速報値)	100.0	15.9	84.1	100.0	4.5	95.5	100.0	50.2	49.8	100.0	14.0	86.0	100.0	40.4	59.6

資料：被保護者調査〔平成27年11月は速報値（平成23年度以前は福祉行政報告例）〕

注）保護停止中の世帯を除く。また、各年度の数値は、年度平均を四捨五入してあるので、内訳の合計が総数と合わない場合がある。

10 都道府県・指定都市・中核市、稼働状況、世帯類型別被保護世帯の構成割合

平成25年度

		稼働状況別構成割合		世帯類型別構成割合			
		稼働	非稼働	高齢	母子	傷病・障害	その他
		%	%	%	%	%	%
全	国	15.3	84.7	45.4	7.0	29.3	18.2
北	海	13.9	86.1	47.2	8.8	31.0	13.0
青	森	8.9	91.1	53.0	3.7	30.2	13.0
岩	手	18.9	81.1	47.8	4.1	29.3	18.8
宮	城	13.7	86.3	48.6	5.1	26.6	19.7
秋	田	15.2	84.8	50.2	3.8	25.1	20.8
山	形	14.7	85.3	46.6	3.8	30.0	19.6
福	島	15.9	84.1	46.6	3.9	30.1	19.4
茨	城	10.9	89.1	48.0	4.5	29.3	18.2
栃	木	12.4	87.6	46.1	4.4	32.4	17.1
群	馬	9.9	90.1	48.8	3.8	32.4	15.0
埼	玉	15.5	84.5	43.1	7.3	30.4	19.2
千	葉	14.0	86.0	46.8	6.0	34.8	12.4
東	京	16.8	83.2	46.3	5.8	29.5	18.5
神	奈	16.1	83.9	44.9	7.6	28.9	18.6
新	潟	16.7	83.3	41.1	4.3	30.8	23.8
富	山	10.3	89.7	55.3	2.1	27.6	15.0
石	川	11.6	88.4	55.4	2.1	31.4	11.2
福	井	14.7	85.3	46.9	3.6	29.0	20.5
山	梨	13.3	86.7	50.8	4.1	28.1	17.1
長	野	16.2	83.8	44.3	4.3	35.0	16.4
岐	阜	14.8	85.2	51.0	3.4	29.7	15.9
静	岡	13.9	86.1	50.4	4.5	28.3	16.9
愛	知	15.4	84.6	44.0	5.9	29.1	21.1
三	重	12.6	87.4	47.1	6.4	31.3	15.1
滋	賀	18.3	81.7	40.2	9.6	35.5	14.6
京	都	20.7	79.3	43.0	11.4	28.9	16.8
大	阪	16.8	83.2	45.5	10.9	29.4	14.1
兵	庫	14.5	85.5	44.9	7.5	32.8	14.8
奈	良	11.9	88.1	51.7	7.8	30.1	10.4
和	歌	9.9	90.1	57.1	3.4	29.9	9.7
鳥	取	18.5	81.5	40.9	5.6	33.9	19.6
島	根	20.5	79.5	40.2	6.1	28.6	25.1
岡	山	17.7	82.3	45.8	4.2	33.1	17.0
広	島	15.6	84.4	45.3	6.5	30.9	17.3
山	口	14.3	85.7	49.2	4.9	28.8	17.1
徳	島	12.9	87.1	46.8	5.4	36.4	11.4
香	川	14.3	85.7	43.6	5.6	36.3	14.5
愛	媛	10.5	89.5	48.6	3.3	33.1	15.0
高	知	11.1	88.9	53.1	3.6	26.2	17.1
福	岡	12.4	87.6	45.9	7.7	26.7	19.7
佐	賀	11.5	88.5	47.7	3.6	36.8	11.8
長	崎	14.6	85.4	46.3	5.6	30.7	17.5
熊	本	11.5	88.5	48.3	3.6	27.1	21.1
大	分	14.0	86.0	53.2	3.2	26.4	17.2
宮	崎	11.0	89.0	49.4	4.2	26.9	19.4
鹿	児	12.4	87.6	48.6	4.8	30.8	15.7
沖	縄	11.6	88.4	44.4	6.0	35.2	14.4
礼	幌	18.9	81.1	38.6	11.0	28.3	22.0
仙	台	17.6	82.4	37.5	8.6	29.0	24.8
い	た	17.5	82.5	39.1	6.9	25.8	28.2
千	葉	11.9	88.1	44.7	5.5	17.4	32.4
横	浜	20.2	79.8	45.7	7.7	27.7	18.9
川	崎	18.7	81.3	44.1	8.1	26.5	21.3
相	模	17.3	82.7	35.2	11.3	25.6	27.9
新	潟	15.1	84.9	39.3	7.3	25.6	27.8
静	岡	14.5	85.5	46.6	6.5	28.3	18.7
浜	松	15.1	84.9	34.5	5.7	27.4	32.4
名	古	13.6	86.4	43.8	5.8	27.8	22.6
京	都	19.9	80.1	43.7	11.3	25.8	19.2
大	阪	13.7	86.3	49.7	6.5	26.2	17.5
堺	市	15.9	84.1	47.2	9.6	29.4	13.8
神	戸	19.3	80.7	44.5	9.3	26.5	19.6
岡	山	17.7	82.3	39.6	9.2	28.3	23.0
広	島	18.1	81.9	37.0	9.9	31.4	21.7
北	九	12.5	87.5	52.5	4.9	22.9	19.7
福	岡	14.4	85.6	41.0	7.3	31.3	20.5
熊	本	13.3	86.7	43.4	6.3	37.9	12.4
旭	川	17.9	82.1	46.1	10.5	29.7	13.7
函	館	13.8	86.2	46.0	9.7	26.5	17.8
青	森	13.8	86.2	47.1	4.6	27.7	20.6
盛	岡	19.4	80.6	38.7	7.6	29.4	24.3
秋	田	14.4	85.6	47.9	5.3	29.0	17.8
郡	山	12.5	87.5	43.2	4.3	31.3	21.2
い	わ	8.9	91.1	46.0	5.1	35.1	13.8
宇	都	11.2	88.8	37.5	6.7	34.6	21.2
前	橋	16.1	83.9	46.5	5.0	29.9	18.6
高	崎	13.0	87.0	49.8	5.0	30.4	14.7
川	越	16.7	83.3	40.7	8.2	26.9	24.2
船	橋	15.3	84.7	44.0	6.4	33.4	16.3
柏	市	16.8	83.2	45.3	7.7	34.7	12.2
横	須	11.3	88.7	50.3	6.4	32.1	11.2
富	山	9.6	90.4	53.7	1.4	28.9	16.0
金	沢	9.6	90.4	49.0	3.7	33.3	14.0
長	野	17.4	82.6	41.6	5.3	35.8	17.4
岐	阜	10.7	89.3	53.5	4.0	31.8	10.8
豊	橋	11.5	88.5	41.8	5.4	26.1	26.8
豊	田	15.5	84.5	32.4	10.7	32.6	24.2
岡	崎	18.8	81.2	38.4	5.8	33.0	22.9
大	津	17.1	82.9	40.6	9.2	31.0	19.2
高	槻	16.5	83.5	38.0	10.9	34.0	17.1
東	大	17.7	82.3	42.8	12.1	30.2	14.8
豊	中	22.8	77.2	48.5	9.1	26.3	16.1
姫	路	14.5	85.5	46.4	6.3	31.0	16.3
西	宮	12.6	87.4	38.3	10.4	33.5	17.8
尼	崎	11.8	88.2	47.0	7.9	34.2	10.9
奈	良	14.6	85.4	39.0	11.7	31.4	17.9
和	歌	10.2	89.8	55.6	5.0	26.0	13.4
倉	敷	8.4	91.6	42.1	8.7	28.4	20.9
福	山	15.5	84.5	42.1	9.4	32.2	16.3
下	関	12.8	87.2	51.0	5.4	25.7	17.9
高	松	12.9	87.1	42.7	8.4	28.2	20.6
松	山	10.0	90.0	43.8	5.6	37.1	13.5
高	知	15.1	84.9	45.9	7.3	27.9	18.9
久	留	11.5	88.5	41.7	6.0	35.8	16.5
長	崎	15.3	84.7	34.6	7.6	34.7	23.1
大	分	14.3	85.7	45.9	5.1	27.7	21.3
宮	崎	13.8	86.2	46.2	5.3	31.3	17.2
鹿	児	16.2	83.8	40.4	7.4	29.0	23.2
那	覇	11.5	88.5	46.2	5.1	34.8	13.9

資料：平成25年度被保護者調査（月次）

注1）都道府県データは指定都市、中核市分を除いたものである。

注2）保護停止中の世帯を除く。

## 11 保護の種類別扶助人員の年次推移

	生活扶助人員		住宅扶助人員		教育扶助人員		医療扶助人員		介護扶助人員	
	人	指数 (平成7年度 =100)	人	指数 (平成7年度 =100)	人	指数 (平成7年度 =100)	人	指数 (平成7年度 =100)	人	指数 (平成12年度 =100)
平成7年度	760,162	100.0	639,129	100.0	88,176	100.0	679,826	100.0	...	...
8	766,232	100.8	648,591	101.5	84,973	96.4	695,075	102.2	...	...
9	783,840	103.1	668,756	104.6	84,006	95.3	715,662	105.3	...	...
10	821,931	108.1	707,094	110.6	86,254	97.8	753,366	110.8	...	...
11	877,080	115.4	763,315	119.4	91,042	103.3	803,855	118.2	...	...
12	943,025	124.1	824,129	128.9	96,944	109.9	864,231	127.1	66,832	100.0
13	1,014,524	133.5	891,223	139.4	104,590	118.6	928,527	136.6	84,463	126.4
14	1,105,499	145.4	975,486	152.6	114,213	129.5	1,002,886	147.5	105,964	158.6
15	1,201,836	158.1	1,069,135	167.3	124,270	140.9	1,082,648	159.3	127,164	190.3
16	1,273,502	167.5	1,143,310	178.9	132,019	149.7	1,154,521	169.8	147,239	220.3
17	1,320,413	173.7	1,194,020	186.8	135,734	153.9	1,207,814	177.7	164,093	245.5
18	1,354,242	178.2	1,233,105	192.9	137,129	155.5	1,226,233	180.4	172,214	257.7
19	1,379,945	181.5	1,262,158	197.5	135,503	153.7	1,248,145	183.6	184,258	275.7
20	1,422,217	187.1	1,304,858	204.2	134,734	152.8	1,281,838	188.6	195,576	292.6
21	1,586,013	208.6	1,459,768	228.4	144,339	163.7	1,406,456	206.9	209,735	313.8
22	1,767,315	232.5	1,634,773	255.8	155,450	176.3	1,553,662	228.5	228,235	341.5
23	1,871,659	246.2	1,741,888	272.5	159,372	180.7	1,657,093	243.8	248,100	371.2
24	1,928,241	253.7	1,811,575	283.4	159,038	180.4	1,716,158	252.4	269,793	403.7
25	1,941,036	255.3	1,835,940	287.3	154,014	174.7	1,745,615	256.8	290,174	434.2
平成27年11月 (速報値)	1,943,948	255.7	1,849,187	289.3	141,865	160.9	1,776,756	261.4	332,932	498.2

資料：被保護者調査〔平成27年11月は速報値(平成23年度以前は福祉行政報告例)〕

(参考資料 2)

就労・自立支援



# 1 生活保護受給者に対する就労支援の状況（平成26年度実績）

生活保護受給者に対しては、就労能力や就労意欲に応じて就労支援を実施しており、就労・増収に一定数繋がる等の成果が見られる。

	事業概要	対象者数	就労・増収者数	
①ハローワークの就職支援ナビゲーターによる福祉事務所とのチーム支援	福祉事務所とハローワーク等の中で協定を締結し、就職支援ナビゲーターによる支援を中心に各種就労支援を実施する。	65,872人 (前年比：24.1%増)	41,228人 (前年比：29.0%増) (就労・増収率62.6%)	
②就労支援員を活用した就労支援 (※ 就労意欲喚起等支援事業等含む)	福祉事務所に配置された就労支援員が、ハローワークへの同行訪問、履歴書の書き方など就労を支援するほか、受給者の就労意欲喚起を行う。	96,310人 (前年比：6.9%増)	37,524人 (前年比：9.9%減) (就労・増収率39.0%)	
③福祉事務所における②以外の就労支援	上記のほか、各自治体独自の就労支援を行う。	10,910人 (前年比：35.2%増)	4,152人 (前年比：24.8%増) (就労・増収率38.1%)	
合 計		173,092人 (前年比：14.4%増)	82,904人 (前年比：7.7%増) (就労・増収率47.9%)	
【参考】実 数		対象者 122,810人	就労・増収者 46,767人	(うち廃止者) 12,216人

※1 ①は生活保護受給者等就労自立促進事業

※2 ①の「対象者数」、「就労・増収者数」は職業安定局調べ。②③は社会・援護局調べ。

※3 合計は、①②③の合計であるが重複している者がいる。

※4 実数の中には、就労支援を終了した後に、年度内に再度就労支援を受けた者が重複している場合がある。

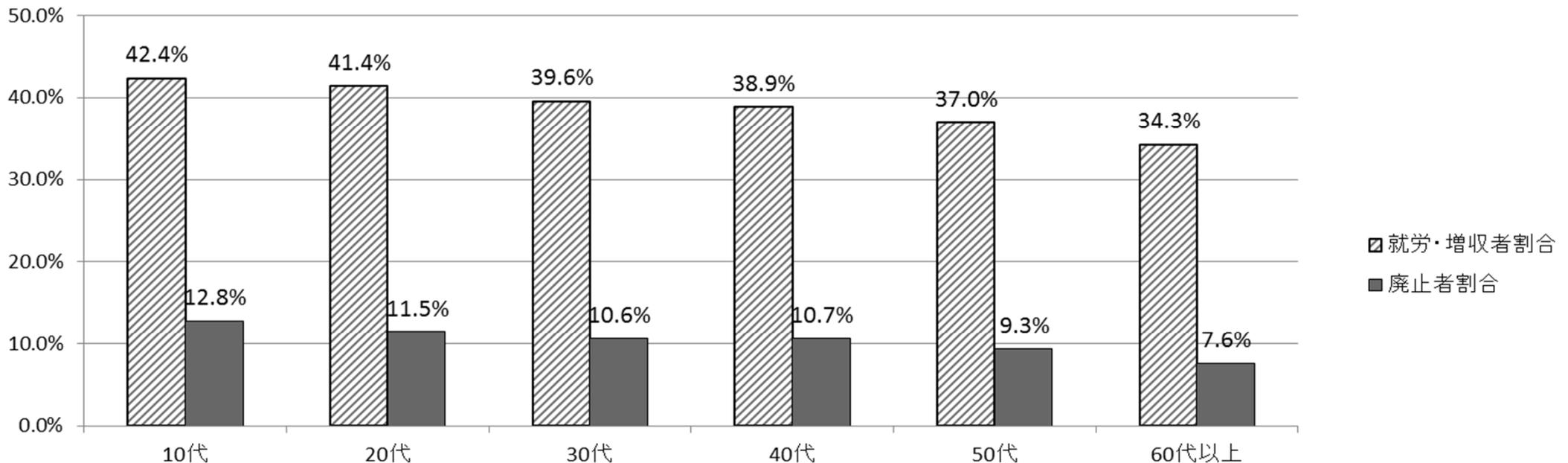
※5 廃止者は、就労・増収者の内数。

## 2 就労支援の状況（年齢別）

- 事業参加者の7割以上が40代以上であり、50代以上も4割を超えている。
- 就労・増収者割合および廃止者割合は、年代が下がるにつれて、比較的高くなる傾向がある。

		10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
事業参加者数（構成割合）		3,313 (2.7%)	11,286 (9.2%)	18,934 (15.4%)	33,982 (27.7%)	37,375 (30.4%)	17,920 (14.6%)	122,810 (100%)
	うち就労・増収者数 （廃止者含む）	1,406	4,678	7,497	13,216	13,830	6,140	46,767
	うち廃止者数	423	1,295	2,014	3,624	3,491	1,369	12,216

### 年齢別の就労・増収者割合および廃止者割合

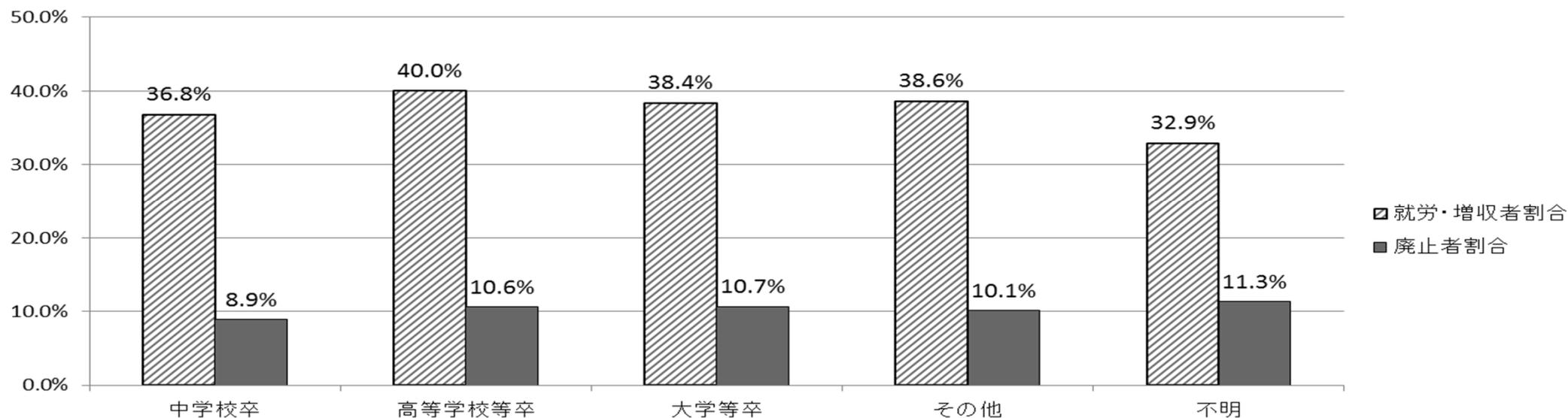


### 3 就労支援の状況（最終学歴別）

○ 事業対象者の最終学歴については、中学校卒の者が約4割を占めている。なお、平成22年国勢調査によると、在学中及び未就学の者を除く15～64歳の者のうち、小学校又は中学校卒業者の割合は1割程度となっている。

		中学校卒	高等学校等卒	大学等卒	その他	不明	合計
事業参加者数（構成割合）		48,555	53,661	7,765	3,571	9,258	122,810
		(39.5%)	(43.7%)	(6.3%)	(2.9%)	(7.5%)	(100%)
うち就労・増収者数 （廃止者含む）		17,876	21,479	2,983	1,380	3,049	46,767
	うち廃止者数	4,315	5,665	827	360	1,049	12,216

最終学歴別の就労・増収者割合および廃止者割合



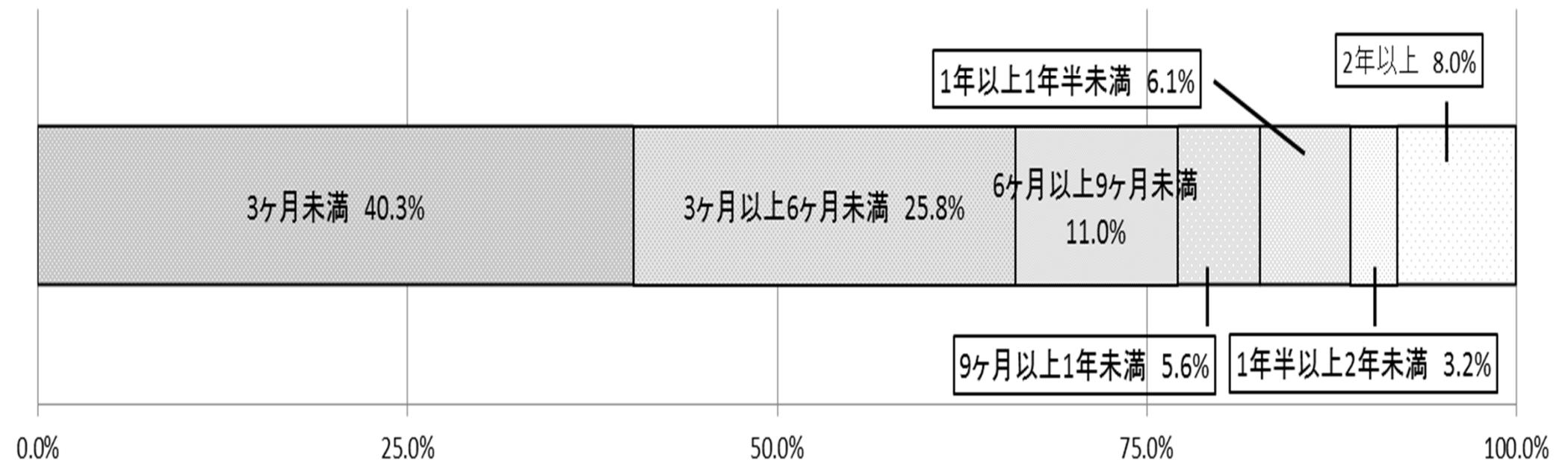
就労支援等の状況調査（平成26年度）

※ 最終学歴別の事業参加者数を母数として計上

## 4 就労支援開始から就労開始までの期間

- 就労・増収者のうち、約7割が支援開始から6ヶ月未満で就労を開始している。
- 支援開始から就労開始まで1年以上かかるケースは、全体の約2割である。

### 就労支援開始から就労開始までの期間

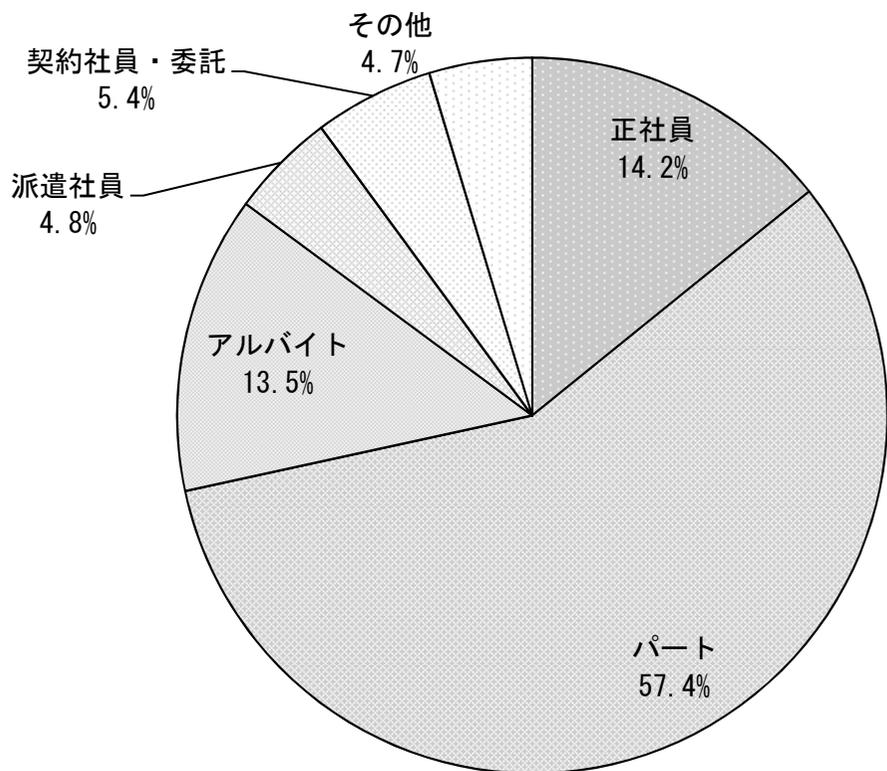


※ 就労・増収者を母数として割合を計上

## 5 就労支援の実績（雇用形態）

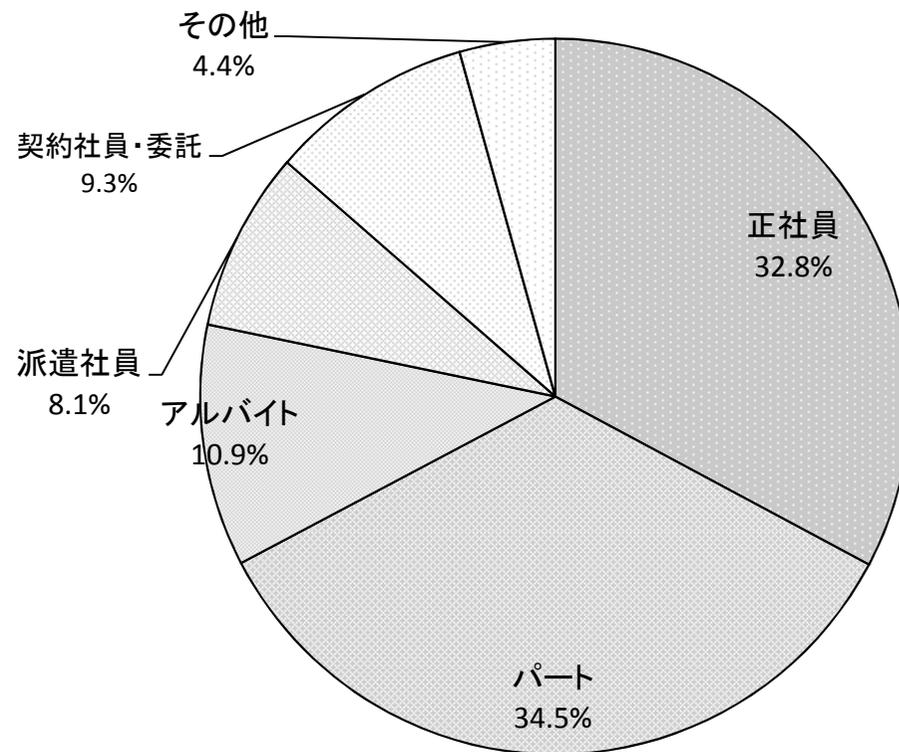
- 就労・増収者の雇用形態は、パートが57.4%と最も高く、正社員が14.2%である。
- 廃止者の雇用形態は、パートが34.5%であり、次いで正社員が32.8%である。

### 就労・増収者の雇用形態別割合



n=46,767人

### 廃止者の雇用形態別割合



n=12,216人

## 6 就労支援の実績（職種別の就労・増収、廃止状況）

○ 就労・増収者数は清掃業が最も多く、廃止者数は生産・製造業が最も多い。

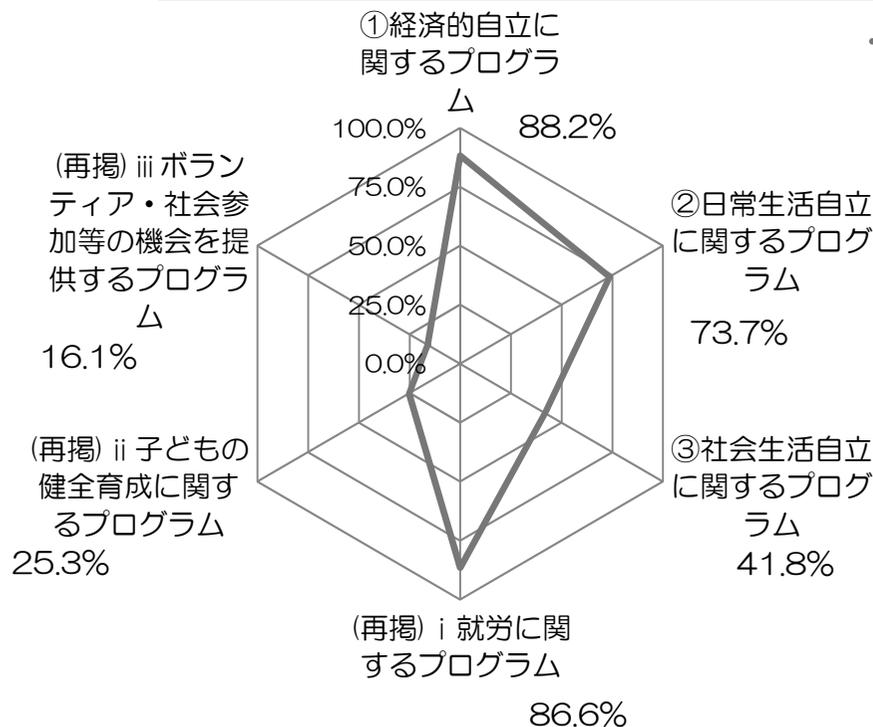
		清掃	販売従事者	接客・給仕	管理・保安	事務関係	介護・福祉	調理	輸送・機械運転
就労・増収者数（構成割合）		7,680	3,458	3,599	3,103	2,908	2,675	2,884	2,124
		(16.4%)	(7.4%)	(7.7%)	(6.6%)	(6.2%)	(5.7%)	(6.2%)	(4.5%)
うち廃止者数（構成割合）		1,060	797	780	979	743	682	630	836
		(8.7%)	(6.5%)	(6.4%)	(8.0%)	(6.1%)	(5.6%)	(5.2%)	(6.8%)
		運搬・倉庫作業	生産・製造	建設・土木	営業	医療	農林漁業	その他	合計
就労・増収者数（構成割合）		3,867	6,029	2,849	539	306	552	4,194	46,767
		(8.3%)	(12.9%)	(6.1%)	(1.2%)	(0.7%)	(1.2%)	(9.0%)	(100%)
うち廃止者数（構成割合）		1,030	1,907	1,370	211	87	150	954	12,216
		(8.4%)	(15.6%)	(11.2%)	(1.7%)	(0.7%)	(1.2%)	(7.8%)	(100%)

※ 職種の順は調査項目。順就労支援等の状況調査（平成26年度）

## 7 自立支援プログラム策定率（平成26年度実績）

○ 自立支援プログラムは、福祉事務所設置自治体の98.6%で策定され、中でも経済的自立に関するプログラムを策定している自治体が多い。

	策定自治体数(a)	策定率 (a/901)
自立支援プログラム策定自治体数	888	98.6%
①経済的自立に関するプログラム	795	88.2%
②日常生活自立に関するプログラム	664	73.7%
③社会生活自立に関するプログラム	377	41.8%
(再掲) i 就労に関するプログラム	780	86.6%
(再掲) ii 子どもの健全育成に関するプログラム	228	25.3%
(再掲) iii ボランティア・社会参加等の機会を提供するプログラム	145	16.1%



- ①経済的自立に関するプログラム  
「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用して行うものを除く、経済的自立に関するプログラムの合計
- ②日常生活自立に関するプログラム  
日常生活自立に関するプログラムの合計
- ③社会生活自立に関するプログラム  
社会生活自立に関するプログラムの合計
- (再掲) i 就労に関するプログラム  
就労支援専門員等の専門職員を活用して就労支援を行うもの、協力事業所において職場適応訓練を実施するもの、就職セミナーの開催など、就労意欲を高めることに特化した支援を行うもの、SV・CWのみで就労支援を行うもの、資格取得に関して支援を行うものの合計
- (再掲) ii 子どもの健全育成に関するプログラム  
就労の体験を行うもの、母子世帯の日常生活を支援するもの、引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うものの合計
- (再掲) iii ボランティア・社会参加等の機会を提供するプログラム  
協力事業所において職場適応訓練を実施するもの、ボランティア活動に参加させるものの合計

## 8 自立支援プログラム策定状況・実施状況リスト平成26年度実績①

プログラム内容	プログラム策定状況	プログラム実施状況	
	H27年3月末	参加者数	達成者数
(日常生活自立に関する自立支援プログラム)			
入院患者（精神障害者）の退院支援を行うもの	270	3,605	1,131
入院患者（精神障害者以外）の退院支援を行うもの	101	1,052	168
看護師や保健師の派遣など、傷病者の在宅療養を支援するもの	62	2,259	926
ヘルパー派遣や介護・障害認定の再確認など、適切な介護サービス・障害者福祉サービスの提供を支援するもの	140	1,654	1,220
健康管理など、在宅高齢者の日常生活を支援するもの	223	19,428	14,294
健康管理など、在宅障害者の日常生活を支援するもの	196	5,670	2,395
母子世帯の日常生活を支援するもの	112	1,676	623
多重債務者の債務整理等の支援を行うもの	641	3,213	1,340
金銭管理の支援を行うもの	121	1,549	1,438
アルコール依存、ギャンブル依存等者の日常生活を支援するもの	64	110	70
外国人・帰国者等の日常生活を支援するもの	14	872	485
総合的に日常生活を支援するもの	153	68,197	64,027
その他の日常生活自立に関する自立支援プログラム	111	6,000	3,585

※ 達成者数は、自治体が定めたそれぞれのプログラムの目標を達成した者の人数。自立支援プログラム等の取組状況調査（平成26年度）

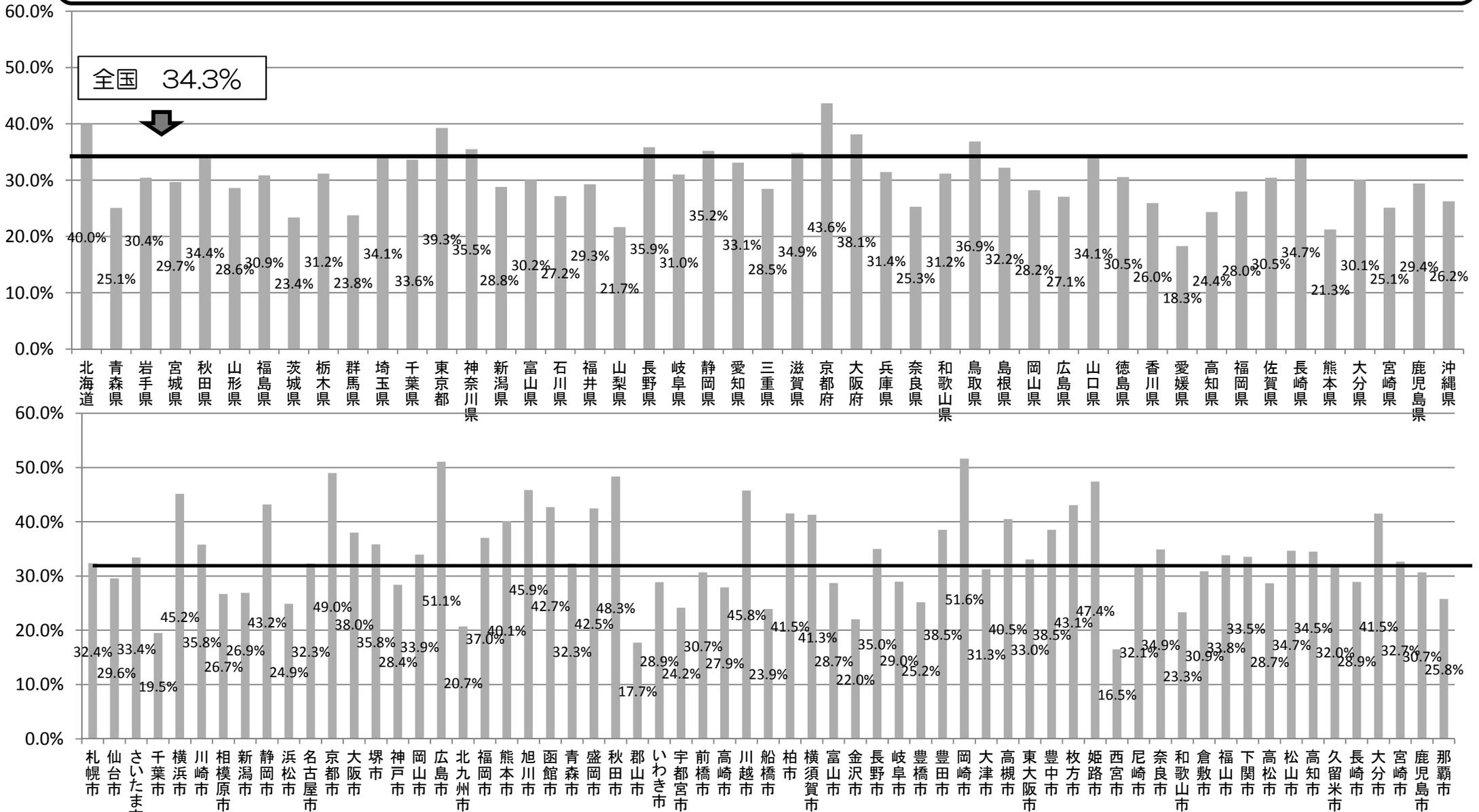
## 8 自立支援プログラム策定状況・実施状況リスト平成26年度実績②

プログラム内容	プログラム策定状況	プログラム実施状況	
	H27年3月末	参加者数	達成者数
<b>(社会生活自立に関する自立支援プログラム)</b>			
ボランティア活動（福祉、環境等に関する地域貢献活動、公園清掃など）に参加させるもの	126	2,427	1,106
引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの	161	1,292	792
元ホームレスに対して支援を行うもの	77	3,657	2,204
中学生の高等学校等への進学、高校生の在学継続など、児童・生徒等に対して支援を行うもの	303	17,151	11,352
その他の社会生活自立に関する自立支援プログラム	83	19,726	4,262
<b>(経済的自立に関する自立支援プログラム)</b>			
「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用して就労支援を行うもの	878	52,673	26,776
就労支援専門員等の専門職員を活用して就労支援を行うもの	846	86,285	38,843
協力事業所において職場適応訓練を実施するもの	58	1,579	818
就職セミナーの開催など、就労意欲を高めることに特化した支援を行うもの	89	9,648	3,633
SV・CWのみで就労支援を行うもの	389	20,030	5,617
就労の体験を行うもの	83	683	255
資格取得に関して支援を行うもの	64	134	106
年金裁定や年金受給権の再確認など、年金受給に関する支援を行うもの	112	84,482	19,264
その他の経済的自立に関する自立支援プログラム	86	17,458	3,558

※ 達成者数は、自治体が定めたそれぞれのプログラムの目標を達成した者の人数。自立支援プログラム等の取組状況調査（平成26年度）

# 9 「その他の世帯」のうち、就労者がいる世帯の割合（都道府県・政令指定都市・中核市別）

その他の世帯のうち就労者のいる世帯の割合は、平成26年度で34.3%である。  
 （都道府県のみでの同割合は34.0%、政令指定都市のみでの同割合は35.0%、中核市のみでの同割合は33.3%）



出典 平成26年度被保護者調査 ※都道府県数値は政令市・中核市を除く。

(参考資料 3)

医療・介護扶助



# 1 生活保護法による医療扶助人員、医療扶助費の年次推移

	被 保 護 実 人 員 A	医療扶助人員						医療扶助率 B/A	医療扶助費 総 額	生活保護費 のうち医療 扶助費の占 める割合
		総 数 B	精神 (再掲)	入 院	精神 (再掲)	入院外	精神 (再掲)			
平成7年度	882,229	679,826	126,555	123,924	64,399	555,903	62,156	77.1	8,819	59.4
平成8年度	887,450	695,075	131,592	124,794	64,117	570,281	67,475	78.3	8,773	58.0
平成9年度	905,589	715,662	135,681	126,530	64,212	589,132	71,469	79.0	9,230	57.5
平成10年度	946,993	753,366	141,798	130,358	64,743	623,008	77,055	79.6	9,659	57.0
平成11年度	1,004,472	803,855	148,286	134,043	65,122	669,812	83,164	80.0	10,416	57.0
平成12年度	1,072,241	864,231	155,852	132,751	64,913	731,480	90,939	80.6	10,711	55.2
平成13年度	1,148,088	928,527	163,149	134,956	64,900	793,572	98,249	80.9	11,229	54.1
平成14年度	1,242,723	1,002,886	172,619	135,197	64,608	867,689	108,011	80.7	11,622	52.4
平成15年度	1,344,327	1,082,648	183,139	132,578	63,708	950,070	119,431	80.5	12,361	51.8
平成16年度	1,423,388	1,154,521	195,400	132,285	63,193	1,022,236	132,207	81.1	13,029	51.9
平成17年度	1,475,838	1,207,814	204,600	131,104	62,479	1,076,710	142,121	81.8	13,470	51.2
平成18年度	1,513,892	1,226,233	97,650	130,487	59,239	1,095,746	38,411	81.0	13,500	50.6
平成19年度	1,543,321	1,248,145	95,028	125,900	57,687	1,122,245	37,341	80.9	13,074	49.9
平成20年度	1,592,620	1,281,838	95,433	123,279	56,513	1,158,558	38,920	80.5	13,393	49.6
平成21年度	1,763,572	1,406,456	98,651	125,820	56,090	1,280,636	42,561	79.8	14,515	48.3
平成22年度	1,952,063	1,553,662	102,973	129,805	55,841	1,423,857	47,132	79.6	15,701	47.2
平成23年度	2,067,244	1,657,093	107,539	129,362	55,154	1,527,731	52,385	80.2	16,432	46.9
平成24年度	2,135,708	1,716,158	110,543	126,595	54,391	1,589,563	56,152	80.4	16,759	46.5
平成25年度	2,161,612	1,745,615	113,339	123,648	53,105	1,621,967	60,234	80.8	17,077	47.0

資料：被保護者調査（平成23年度までは福祉行政報告例）、生活保護費等国庫負担金事業実績報告



## 2 都道府県・指定都市・中核市別医療扶助人員（入院・入院外）

自治体名	被保護実人員	医療扶助人員		
		総数	入院	入院外
全 国	2,164,375	1,776,756	115,660	1,661,096
北 海 道	168,866	147,863	9,789	138,074
青 森 県	30,329	26,789	1,585	25,204
岩 手 県	13,901	12,272	986	11,286
宮 城 県	28,172	23,595	1,149	22,446
秋 田 県	15,303	12,775	866	11,909
山 形 県	7,572	6,438	449	5,989
福 島 県	16,787	14,194	1,337	12,857
茨 城 県	26,525	21,125	2,071	19,054
栃 木 県	21,683	17,639	1,413	16,226
群 馬 県	14,923	12,637	868	11,769
埼 玉 県	97,153	77,078	4,566	72,512
千 葉 県	83,327	65,669	4,085	61,584
東 京 都	295,346	238,474	15,054	223,420
神 奈 川 県	158,277	136,080	7,646	128,434
新 潟 県	21,230	16,406	1,152	15,254
富 山 県	3,517	2,859	358	2,501
石 川 県	7,686	6,119	645	5,474
福 井 県	4,126	3,260	226	3,034
山 梨 県	6,916	4,564	346	4,218
長 野 県	11,467	8,695	805	7,890
岐 阜 県	12,007	9,246	701	8,545
静 岡 県	30,773	22,766	1,476	21,290
愛 知 県	79,839	58,992	3,893	55,099
三 重 県	17,255	13,820	1,024	12,796
滋 賀 県	11,683	9,762	558	9,204
京 都 府	61,425	47,420	3,024	44,396
大 阪 府	298,304	242,399	12,346	230,053
兵 庫 県	108,025	90,909	4,831	86,078
奈 良 県	20,996	16,725	947	15,778
和 歌 山 県	15,383	12,784	771	12,013
鳥 取 県	7,684	6,110	349	5,761
島 根 県	6,159	4,744	331	4,413
岡 山 県	26,291	22,083	1,112	20,971
広 島 県	46,708	35,912	1,910	34,002
山 口 県	16,431	13,844	1,266	12,578
徳 島 県	14,278	12,825	1,182	11,643
香 川 県	11,084	9,530	744	8,786
愛 媛 県	22,174	19,251	1,294	17,957
高 知 県	20,501	17,241	1,370	15,871
福 岡 県	131,437	113,654	8,309	105,345
佐 賀 県	8,043	7,021	652	6,369
長 崎 県	30,490	24,453	2,005	22,448
熊 本 県	27,120	21,404	1,778	19,626
大 分 県	20,474	17,350	1,734	15,616
宮 崎 県	18,497	15,281	1,240	14,041
鹿 児 島 県	32,128	29,326	3,073	26,253
沖 縄 県	36,080	27,373	2,344	25,029

自治体名	被保護実人員	医療扶助人員		
		総数	入院	入院外
指定都市（別掲）				
札幌市	74,511	65,275	3,679	61,596
仙台市	17,836	15,130	458	14,672
さいたま市	20,184	18,042	630	17,412
千葉市	20,319	15,047	675	14,372
横浜市	71,402	66,034	4,223	61,811
川崎市	32,389	24,964	1,126	23,838
相模原市	14,068	12,849	488	12,361
新潟市	11,892	9,354	641	8,713
静岡市	8,931	6,133	323	5,810
浜松市	7,546	5,156	177	4,979
名古屋市	49,426	35,384	1,979	33,405
京都市	46,156	34,776	2,268	32,508
大阪市	147,215	116,369	5,433	110,936
堺市	26,040	21,851	1,455	20,396
神戸市	48,318	39,515	1,658	37,857
岡山市	13,743	11,432	371	11,061
広島市	27,252	19,381	678	18,703
北九州市	24,003	21,534	2,071	19,463
福岡市	44,365	36,782	2,009	34,773
熊本市	17,143	13,440	963	12,477
中核市（別掲）				
旭川市	13,459	11,679	538	11,141
函館市	12,616	11,400	670	10,730
青森市	8,795	7,641	463	7,178
盛岡市	4,889	4,559	271	4,288
秋田市	5,412	4,606	370	4,236
郡山市	3,168	2,935	353	2,582
いわき市	4,175	3,692	364	3,328
宇都宮市	8,757	7,083	509	6,574
前橋市	3,941	2,968	191	2,777
高崎市	3,316	3,063	175	2,888
川越市	4,494	2,545	221	2,324
越谷市	3,999	3,699	130	3,569
船橋市	8,898	6,755	364	6,391
柏市	4,366	2,832	188	2,644
八王子市	10,776	7,726	666	7,060
横須賀市	5,354	4,479	148	4,331
富山市	1,764	1,421	152	1,269
金沢市	4,422	3,447	403	3,044
長野市	3,143	1,898	247	1,651
岐阜市	6,559	4,766	262	4,504
豊橋市	2,339	1,980	173	1,807
豊田市	2,388	1,239	124	1,115
岡崎市	1,997	1,412	97	1,315
大津市	4,192	3,544	159	3,385
高槻市	6,266	5,994	230	5,764
東大阪市	20,449	15,089	629	14,460
豊中市	10,318	8,195	441	7,754
枚方市	7,923	5,393	280	5,113
姫路市	8,984	7,925	371	7,554
西宮市	8,247	6,803	431	6,372
尼崎市	18,529	16,516	853	15,663
奈良市	7,864	5,576	216	5,360
和歌山市	9,176	7,355	350	7,005
倉敷市	7,191	6,114	340	5,774
福山市	7,055	5,714	224	5,490
下関市	4,635	3,695	303	3,392
高松市	6,427	5,513	386	5,127
松山市	12,779	10,876	527	10,349
高知市	12,762	10,502	692	9,810
久留米市	6,574	5,729	383	5,346
長崎市	13,470	10,217	691	9,526
大分市	8,867	7,203	613	6,590
宮崎市	8,881	7,469	435	7,034
鹿児島市	15,723	15,064	1,162	13,902
那覇市	12,384	8,537	713	7,824

資料：被保護者調査（平成27年11月分速報値）

### 3 長期入院患者の実態把握の状況(平成26年度)

自治体名	① 書類検討総数 (入院百八十日を超え た患者数)	② ①のうち主治医等と意 見調整を行ったもの	③ ②の結果医療扶助によ る入院の必要がないと された者	④ ③のうち措置状況							⑤ ③のうち未措置の 患者数	② ／ ①の割 合 (%)	③ ／ ②の割 合 (%)	⑤ ／ ③の割 合 (%)
				退院又は移替え等				そ の 他						
				小 計	地域への移替		他法への移替							
	居宅保 護	施設入 所	感 染 症 予 防 法 (結 核 に 係 る もの。)	福 祉 法 健										
北海道	2,629	765	28	16	8	5	0	0	3	12	29.1	3.7	42.9	
青森県	407	294	40	24	12	2	0	0	10	16	72.2	13.6	40.0	
岩手県	333	258	50	38	10	8	0	0	20	12	77.5	19.4	24.0	
宮城県	278	219	13	5	0	0	0	0	5	8	78.8	5.9	61.5	
秋田県	322	257	15	6	3	3	0	0	0	9	79.8	5.8	60.0	
山形県	195	125	48	39	19	10	0	0	10	9	64.1	38.4	18.8	
福島県	301	197	58	43	5	12	0	0	26	15	65.4	29.4	25.9	
茨城県	1,062	944	93	36	11	22	0	0	3	57	88.9	9.9	61.3	
栃木県	503	261	6	5	2	3	0	0	0	1	51.9	2.3	16.7	
群馬県	323	166	1	1	0	1	0	0	0	0	51.4	0.6	0.0	
埼玉県	1,493	694	84	35	5	18	0	1	11	49	46.5	12.1	58.3	
千葉県	1,419	1,286	56	46	13	17	0	0	16	10	90.6	4.4	17.9	
東京都	7,486	3,201	802	686	193	302	2	13	176	116	42.8	25.1	14.5	
神奈川県	828	810	45	26	7	11	0	0	8	19	97.8	5.6	42.2	
新潟県	249	153	23	15	6	3	0	0	6	8	61.4	15.0	34.8	
富山県	111	90	2	1	0	1	0	0	0	1	81.1	2.2	50.0	
石川県	147	76	5	4	1	3	0	0	0	1	51.7	6.6	20.0	
福井県	157	133	19	16	10	5	0	0	1	3	84.7	14.3	15.8	
山梨県	227	107	7	7	3	4	0	0	0	0	47.1	6.5	0.0	
長野県	164	111	16	12	2	7	0	0	3	4	67.7	14.4	25.0	
岐阜県	179	99	9	5	0	3	0	0	2	4	55.3	9.1	44.4	
静岡県	424	213	2	1	0	1	0	0	0	1	50.2	0.9	50.0	
愛知県	613	235	17	12	5	5	0	0	2	5	38.3	7.2	29.4	
三重県	592	592	27	25	16	9	0	0	0	2	100.0	4.6	7.4	
滋賀県	149	85	5	4	2	2	0	0	0	1	57.0	5.9	20.0	
京都府	308	203	1	0	0	0	0	0	0	1	65.9	0.5	100.0	
大阪府	1,702	827	75	63	39	11	0	0	13	12	48.6	9.1	16.0	
兵庫県	857	751	123	100	24	41	0	1	34	23	87.6	16.4	18.7	
奈良県	344	160	10	10	3	3	0	0	4	0	46.5	6.3	0.0	
和歌山県	159	116	3	1	0	1	0	0	0	2	73.0	2.6	66.7	
鳥取県	160	92	28	22	3	13	0	0	6	6	57.5	30.4	21.4	
島根県	178	111	11	5	0	2	0	0	3	6	62.4	9.9	54.5	
岡山県	224	98	1	1	0	0	0	0	1	0	43.8	1.0	0.0	
広島県	456	312	31	22	3	11	0	2	6	9	68.4	9.9	29.0	
山口県	536	298	20	17	8	7	0	0	2	3	55.6	6.7	15.0	
徳島県	789	359	14	14	3	10	0	0	1	0	45.5	3.9	0.0	
香川県	196	146	10	6	2	1	0	0	3	4	74.5	6.8	40.0	
愛媛県	331	215	28	7	3	4	0	0	0	21	65.0	13.0	75.0	
高知県	393	220	13	3	1	2	0	0	0	10	56.0	5.9	76.9	
福岡県	2,262	1,647	290	145	76	53	0	0	16	145	72.8	17.6	50.0	
佐賀県	457	363	63	58	32	15	0	0	11	5	79.4	17.4	7.9	
長崎県	1,191	359	50	29	5	8	0	0	16	21	30.1	13.9	42.0	
熊本県	524	362	78	47	14	23	0	0	10	31	69.1	21.5	39.7	
大分県	769	297	7	7	4	1	0	0	2	0	38.6	2.4	0.0	
宮崎県	556	439	41	26	10	11	0	0	5	15	79.0	9.3	36.6	
鹿児島県	1,103	1,079	45	45	15	30	0	0	0	0	97.8	4.2	0.0	
沖縄県	749	564	150	85	18	27	0	0	40	65	75.3	26.6	43.3	

自治体名	① 書類検討総数 (入院百八十日を超えた患者数)	② ①のうち主治医等と意見調整を行ったもの	③ ②の結果医療扶助に必要がないとされた者	④ ③のうち措置状況							⑤ ③のうち未措置の患者数	②／①の割合 (%)	③／②の割合 (%)	⑤／③の割合 (%)
				退院又は移替え等										
				小計	地域への移替		他法への移替		その他					
					居宅保護	施設入所	感染症予防法 (結核に係るもの。)	福祉保健 精神保健						
札幌市	1,543	237	6	5	2	3	0	0	0	1	15.4	2.5	16.7	
仙台市	195	135	1	1	1	0	0	0	0	0	69.2	0.7	0.0	
さいたま市	386	133	72	71	36	27	0	0	8	1	34.5	54.1	1.4	
千葉市	289	159	14	13	4	9	0	0	0	1	55.0	8.8	7.1	
横浜市	916	742	202	132	35	57	1	2	37	70	81.0	27.2	34.7	
川崎市	542	515	104	55	21	15	0	1	18	49	95.0	20.2	47.1	
相模原市	303	278	117	105	39	5	0	0	61	12	91.7	42.1	10.3	
新潟市	318	108	1	1	0	1	0	0	0	0	34.0	0.9	0.0	
静岡市	224	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0.4	100.0	0.0	
浜松市	144	59	4	3	2	1	0	0	0	1	41.0	6.8	25.0	
名古屋市	1,466	1,552	407	357	98	106	0	2	151	50	105.9	26.2	12.3	
京都市	989	626	142	83	64	19	0	0	0	59	63.3	22.7	41.5	
大阪市	4,156	2,660	173	61	14	17	0	1	29	112	64.0	6.5	64.7	
堺市	537	215	35	34	25	9	0	0	0	1	40.0	16.3	2.9	
神戸市	925	812	187	128	63	55	0	0	10	59	87.8	23.0	31.6	
岡山市	311	172	39	11	0	2	0	0	9	28	55.3	22.7	71.8	
広島市	529	491	32	28	7	16	0	1	4	4	92.8	6.5	12.5	
北九州市	1,137	998	120	94	44	47	0	0	3	26	87.8	12.0	21.7	
福岡市	1,237	1,192	62	40	20	17	0	0	3	22	96.4	5.2	35.5	
熊本市	362	340	9	8	2	1	1	4	0	1	93.9	2.6	11.1	
旭川市	213	75	28	18	1	13	0	0	4	10	35.2	37.3	35.7	
函館市	522	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
青森市	137	7	1	1	0	1	0	0	0	0	5.1	14.3	0.0	
盛岡市	136	70	0	0	0	0	0	0	0	0	51.5	0.0	0.0	
秋田市	201	16	0	0	0	0	0	0	0	0	8.0	0.0	0.0	
郡山市	98	7	5	0	0	0	0	0	0	5	7.1	71.4	100.0	
いわき市	207	90	1	1	0	0	0	0	1	0	43.5	1.1	0.0	
宇都宮市	293	117	0	0	0	0	0	0	0	0	39.9	0.0	0.0	
高崎市	103	42	12	11	0	1	0	0	10	1	40.8	28.6	8.3	
前橋市	83	78	5	5	1	4	0	0	0	0	94.0	6.4	0.0	
川越市	99	14	7	2	0	1	0	0	1	5	14.1	50.0	71.4	
船橋市	220	49	0	0	0	0	0	0	0	0	22.3	0.0	0.0	
柏市	147	142	11	11	9	1	0	0	1	0	96.6	7.7	0.0	
横須賀市	113	113	8	8	2	6	0	0	0	0	100.0	7.1	0.0	
富山市	96	96	11	11	8	3	0	0	0	0	100.0	11.5	0.0	
金沢市	197	197	53	31	3	0	0	0	28	22	100.0	26.9	41.5	
長野市	101	8	0	0	0	0	0	0	0	0	7.9	0.0	0.0	
岐阜市	109	34	9	6	6	0	0	0	0	3	31.2	26.5	33.3	
豊橋市	130	130	4	4	1	3	0	0	0	0	100.0	3.1	0.0	
豊田市	83	83	1	1	1	0	0	0	0	0	100.0	1.2	0.0	
岡崎市	64	64	16	16	4	6	0	0	6	0	100.0	25.0	0.0	
大津市	101	101	37	37	8	3	0	0	26	0	100.0	36.6	0.0	
高槻市	91	91	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	
豊中市	172	3	2	0	0	0	0	0	0	2	1.7	66.7	100.0	
東大阪市	343	72	4	3	2	1	0	0	0	1	21.0	5.6	25.0	
枚方市	134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
姫路市	218	4	4	3	1	0	0	0	2	1	1.8	100.0	25.0	
西宮市	195	68	27	6	4	0	0	0	2	21	34.9	39.7	77.8	
尼崎市	467	259	75	30	7	19	0	0	4	45	55.5	29.0	60.0	
奈良市	99	20	16	16	6	2	0	0	8	0	20.2	80.0	0.0	
和歌山市	192	66	0	0	0	0	0	0	0	0	34.4	0.0	0.0	
倉敷市	110	44	3	3	1	2	0	0	0	0	40.0	6.8	0.0	
福山市	112	60	1	1	1	0	0	0	0	0	53.6	1.7	0.0	
下関市	165	165	17	10	7	2	0	0	1	7	100.0	10.3	41.2	
高松市	181	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
松山市	121	121	11	11	6	5	0	0	0	0	100.0	9.1	0.0	
高知市	370	191	79	51	20	11	0	0	20	28	51.6	41.4	35.4	
久留米市	180	159	8	5	0	2	0	0	3	3	88.3	5.0	37.5	
長崎市	478	86	3	3	1	1	0	0	1	0	18.0	3.5	0.0	
大分市	766	248	42	15	2	12	0	0	1	27	32.4	16.9	64.3	
宮崎市	276	83	47	47	13	5	0	0	29	0	30.1	56.6	0.0	
鹿児島市	556	499	36	31	18	8	0	0	5	5	89.7	7.2	13.9	
那覇市	410	167	28	7	7	0	0	0	0	21	40.7	16.8	75.0	
合計	60,238	35,753	4,903	3,457	1,213	1,251	4	28	961	1,446	59.4	13.7	29.5	

資料：保護課調

4 保険外併用療養費（長期入院選定療養）に係る例外的給付の状況について（平成26年度）

自治体名	当該年度給付件数										当該年度 給付総額 (円)	1件あたり 給付金額 (円)
	前年度 継続 A	新規開始 B	退院 C (①+②+③ +④+⑤)	① 在宅	② 介護保険 施設	③ 社会福祉 施設等	④ 扶養義務者 引き取り	⑤ その他	当該年度 継続 D=A+B-C	退院率 E=C/(A+B)		
北海道	0	4	3	2	0	1	0	0	1	75.0%	359,717	89,929
青森県	1	3	4	2	0	1	0	1	0	100.0%	502,549	125,637
岩手県	1	1	2	0	0	0	0	2	0	100.0%	172,577	86,289
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
福島県	1	0	1	0	1	0	0	0	0	100.0%	117,070	117,070
茨城県	3	3	6	0	2	1	0	3	0	100.0%	1,771,690	295,282
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
埼玉県	0	3	3	1	1	0	0	1	0	100.0%	628,610	209,537
千葉県	3	4	4	2	1	0	0	1	3	57.1%	889,968	127,138
東京都	26	64	51	14	5	4	7	21	39	56.7%	12,970,160	144,113
神奈川県	1	2	3	0	1	1	1	0	0	100.0%	433,440	144,480
新潟県	0	2	1	1	0	0	0	0	1	50.0%	119,596	59,798
富山県	0	1	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	2,390	2,390
石川県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	605,383	605,383
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
静岡県	0	2	2	1	1	0	0	0	0	100.0%	138,392	69,196
愛知県	0	3	3	0	2	1	0	0	0	100.0%	1,043,930	347,977
三重県	1	0	1	0	1	0	0	0	0	100.0%	467,340	467,340
滋賀県	0	1	1	0	0	1	0	0	0	100.0%	118,000	118,000
京都府	0	1	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	176,900	176,900
大阪府	7	20	21	10	0	5	0	7	6	77.8%	4,183,240	154,935
兵庫県	1	2	3	1	0	0	0	2	0	100.0%	445,630	148,543
奈良県	1	1	2	0	0	0	0	2	0	100.0%	395,550	197,775
和歌山県	1	1	1	0	1	0	0	0	1	50.0%	541,863	270,932
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
岡山県	0	2	2	0	0	2	0	0	0	100.0%	510,150	255,075
広島県	0	1	1	1	0	0	0	0	0	100.0%	119,520	119,520
山口県	1	0	1	1	0	0	0	0	0	100.0%	219,174	219,174
徳島県	1	1	2	1	0	1	0	0	0	100.0%	187,200	93,600
香川県	0	2	1	0	0	0	0	1	1	50.0%	794,470	397,235
愛媛県	3	1	2	2	0	0	0	0	2	50.0%	1,709,880	427,470
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
福岡県	8	7	9	1	3	0	0	5	6	60.0%	2,112,970	140,865
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
長崎県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	709,829	709,829
熊本県	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	529,250	529,250
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0

自治体名	当該年度給付件数										当該年度 給付総額 (円)	1件あたり 給付金額 (円)
	前年度 継続 A	新規開始 B	退院 C (①+②+③ +④+⑤)						当該年度 継続 D=A+B-C	退院率 E=C/(A+B)		
				① 在宅	② 介護保険 施設	③ 社会福祉 施設等	④ 扶養義務者 引き取り	⑤ その他				
札幌市	1	1	2	1	0	0	0	1	0	100.0%	158,150	79,075
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
さいたま市	0	4	3	1	1	0	0	1	1	75.0%	358,100	89,525
千葉市	1	3	4	1	0	0	0	3	0	100.0%	1,101,780	275,445
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
川崎市	0	1	1	0	0	1	0	0	0	100.0%	90,620	90,620
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
浜松市	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0.0%	642,400	321,200
名古屋市	9	22	23	1	4	1	0	17	8	74.2%	5,841,650	188,440
京都市	1	1	2	2	0	0	0	0	0	100.0%	16,500	8,250
大阪市	88	152	201	58	1	19	0	123	39	83.8%	26,873,940	111,975
堺市	1	5	5	2	0	1	0	2	1	83.3%	429,080	71,513
神戸市	0	3	1	1	0	0	0	1	2	33.3%	69,510	23,170
岡山市	0	1	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	113,274	113,274
広島市	1	1	2	0	0	0	0	2	0	100.0%	401,300	200,650
北九州市	0	4	4	0	1	1	0	2	0	0.0%	219,400	54,850
福岡市	0	1	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	525,600	525,600
熊本市	2	1	3	3	0	0	0	0	0	100.0%	411,864	137,288
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
青森市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
宇都宮市	0	1	1	0	0	0	0	0	0	100.0%	4,320	4,320
高崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
川越市	0	1	1	0	0	1	0	0	0	100.0%	50,190	50,190
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
富山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
金沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
豊橋市	1	1	1	1	0	0	0	0	1	50.0%	344,500	172,250
豊田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
高槻市	2	0	1	1	0	0	0	0	1	50.0%	260,230	130,115
豊中市	0	5	3	0	0	1	0	2	2	60.0%	226,760	45,352
東大阪市	0	3	2	1	1	0	0	1	1	66.7%	417,580	139,193
枚方市	1	2	3	0	0	1	0	2	0	100.0%	377,070	125,690
姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
西宮市	2	0	2	0	0	0	0	0	0	100.0%	64,180	32,090
尼崎市	1	1	2	1	0	0	0	1	0	100.0%	203,080	101,540
奈良市	0	2	1	0	0	0	0	1	1	50.0%	146,880	73,440
和歌山市	2	7	3	3	0	0	0	0	6	33.3%	475,920	52,880
倉敷市	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0.0%	381,442	190,721
福山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
下関市	6	4	3	2	0	0	0	1	7	30.0%	2,118,904	211,890
高松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
松山市	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0.0%	683,650	341,825
高知市	1	2	2	2	0	0	0	0	1	66.7%	94,460	31,487
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
長崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
大分市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0
合計	186	364	410	121	27	44	8	210	140	74.5%	76,078,772	138,325

資料：保護課調

## 5 頻回受診者に対する適正受診指導結果について（平成26年度）

自治体名	受診状況把握対象者数		指導対象外		指導対象									
	人数 A+B	うち筋骨格系・結合組織	人数 A	うち筋骨格系・結合組織	人数 B	うち筋骨格系・結合組織	うち改善された者							
							人数 C	うち筋骨格系・結合組織	1人当たり平均効果月数 D	効果月数計 d	1人当たり平均効果日数 E	効果日数計 e	1人当たり効果日数/月 E/D	
北海道	201	52	178	40	23	12	17	9	6.4	108.0	80.4	1367.0	12.7	
青森県	51	27	35	19	16	8	8	5	6.0	48.0	69.2	553.5	11.5	
岩手県	20	7	15	3	5	4	3	2	7.0	21.0	55.7	167.1	8.0	
宮城県	17	9	17	9	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
秋田県	16	9	10	4	6	5	4	3	4.3	17.0	58.3	233.0	13.7	
山形県	9	7	3	2	6	5	4	4	3.2	12.8	40.7	162.8	12.7	
福島県	11	4	7	3	4	1	1	1	6.0	6.0	30.0	30.0	5.0	
茨城県	94	27	50	14	44	13	23	10	5.6	128.0	58.8	1353.4	10.6	
栃木県	31	20	22	12	9	8	6	6	5.5	33.0	101.7	610.0	18.5	
群馬県	25	14	18	11	7	3	1	1	9.0	9.0	7.2	7.2	0.8	
埼玉県	381	215	312	156	69	59	37	30	5.8	213.0	63.0	2330.2	10.9	
千葉県	176	136	135	100	41	36	16	16	6.4	102.0	62.8	1005.0	9.9	
東京都	2,292	1,178	1,568	696	724	482	273	178	5.3	1452.0	66.2	18077.6	12.5	
神奈川県	85	53	56	26	29	27	11	15	7.5	82.0	102.8	1130.5	13.8	
新潟県	3	1	3	1	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
富山県	6	2	5	1	1	1	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
石川県	23	13	23	13	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
福井県	56	14	50	8	6	6	3	3	6.7	20.0	74.0	222.0	11.1	
山梨県	16	2	6	1	10	1	7	1	5.6	39.0	87.4	612.0	15.7	
長野県	12	5	6	0	6	5	3	3	6.0	18.0	71.0	213.0	11.8	
岐阜県	3	0	2	0	1	0	1	0	7.0	7.0	117.4	117.4	16.8	
静岡県	38	15	29	12	9	3	5	1	6.2	31.0	85.6	428.0	13.8	
愛知県	141	47	119	33	22	14	10	6	5.7	56.5	61.4	614.2	10.9	
三重県	96	69	55	46	41	23	19	14	5.5	104.0	60.5	1149.9	11.1	
滋賀県	348	0	345	0	3	0	1	0	7.0	7.0	46.9	46.9	6.7	
京都府	68	35	53	43	15	4	6	2	4.3	26.0	47.2	283.0	10.9	
大阪府	596	287	361	158	235	129	107	65	5.7	614.0	61.5	6582.3	10.7	
兵庫県	222	129	138	80	84	49	50	29	5.7	286.0	61.0	3048.1	10.7	
奈良県	129	44	114	39	15	5	13	3	4.1	53.0	36.5	474.7	9.0	
和歌山県	90	42	83	41	7	1	4	0	7.8	31.0	56.0	224.0	7.2	
鳥取県	19	14	10	6	9	8	2	1	4.5	9.0	40.1	80.2	8.9	
島根県	18	6	17	6	1	0	1	0	1.0	1.0	14.0	14.0	14.0	
岡山県	11	5	5	2	6	3	1	0	11.0	11.0	55.0	55.0	5.0	
広島県	229	62	112	37	117	25	37	16	6.2	231.0	78.7	2913.1	12.6	
山口県	110	55	92	43	18	12	8	3	3.2	25.3	28.1	224.8	8.9	
徳島県	102	23	85	17	17	6	6	4	5.3	32.0	60.5	362.8	11.3	
香川県	61	38	56	36	5	2	3	2	8.7	26.0	92.3	277.0	10.7	
愛媛県	71	35	29	16	42	19	22	14	5.5	122.0	58.2	1280.9	10.5	
高知県	67	28	40	15	27	12	16	6	1.2	18.5	11.3	180.0	9.7	
福岡県	669	337	476	255	193	82	122	54	8.1	985.0	59.3	7229.0	7.3	
佐賀県	100	52	57	38	43	14	16	7	9.5	152.0	67.0	1072.4	7.1	
長崎県	96	61	44	26	52	35	25	17	1.1	27.7	7.7	192.0	6.9	
熊本県	78	4	58	0	20	4	8	2	3.6	29.0	41.5	332.3	11.5	
大分県	197	122	180	112	17	10	8	6	4.9	39.0	49.8	398.0	10.2	
宮崎県	78	50	64	43	14	7	8	5	6.0	48.0	72.3	578.3	12.0	
鹿児島県	101	33	94	31	7	2	5	2	6.4	32.0	68.4	342.0	10.7	
沖縄県	13	2	7	0	6	2	1	0	2.0	2.0	26.0	26.0	13.0	

自治体名	受診状況把握対象者数		指導対象外		指導対象								
	人数 A+B	うち筋骨格系・結合組織	人数 A	うち筋骨格系・結合組織	人数 B	うち筋骨格系・結合組織	うち改善された者						
							人数 C	うち筋骨格系・結合組織	1人当たり平均効果月数 D	効果月数計 d	1人当たり平均効果日数 E	効果日数計 e	1人当たり効果日数/月 E/D
札幌市	204	113	199	113	5	0	5	0	6.0	30.0	52.4	262.1	8.7
仙台市	75	52	42	27	33	25	15	12	6.1	92.0	66.5	997.1	10.8
さいたま市	131	116	118	106	13	10	7	6	6.0	42.0	56.6	396.4	9.4
千葉市	101	82	23	17	78	65	33	28	6.9	227.0	69.8	2302.6	10.1
横浜市	593	454	540	410	53	44	31	28	4.8	150.0	51.5	1596.2	10.6
川崎市	178	161	140	128	38	33	23	21	5.7	131.0	47.8	1100.2	8.4
相模原市	85	29	54	8	31	20	23	15	4.6	106.0	35.8	822.8	7.8
新潟市	27	19	12	4	15	15	8	8	6.3	50.0	74.4	594.9	11.9
静岡市	38	18	2	2	36	16	19	6	5.4	102.0	70.4	1336.7	13.1
浜松市	52	29	44	20	8	8	7	7	7.9	55.0	93.6	655.4	11.9
名古屋市	417	248	304	184	113	64	60	38	6.2	371.0	59.6	3575.4	9.6
京都市	122	26	102	19	20	7	9	2	3.0	27.0	46.8	421.0	15.6
大阪市	2,608	1,276	1,985	1,055	623	221	189	84	4.7	890.0	51.2	9677.9	10.9
堺市	150	84	112	56	38	28	30	22	6.2	186.0	63.3	1900.0	10.2
神戸市	480	308	418	275	62	33	23	16	6.7	153.0	78.4	1803.5	11.8
岡山市	84	39	81	37	3	2	3	2	6.0	18.0	72.1	216.3	12.0
広島市	203	53	180	44	23	9	10	6	5.2	52.0	52.8	528.0	10.2
北九州市	184	146	103	73	81	73	59	50	6.8	404.0	79.7	4700.3	11.6
福岡市	154	111	85	67	69	44	37	23	6.2	229.0	70.4	2604.4	11.4
熊本市	57	38	26	17	31	20	11	6	6.2	68.0	64.6	711.0	10.5
旭川市	23	14	12	6	11	8	4	4	5.5	22.0	75.9	303.4	13.8
函館市	49	28	41	22	8	6	5	3	7.4	37.0	144.3	721.3	19.5
青森市	66	37	55	32	11	5	7	4	6.7	47.0	101.0	707.3	15.1
盛岡市	27	9	27	9	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
秋田市	9	5	8	4	1	1	1	1	9.0	9.0	84.6	84.6	9.4
郡山市	3	1	2	0	1	1	1	1	9.0	9.0	81.0	81.0	9.0
いわき市	27	13	24	12	3	1	3	1	5.0	15.0	36.5	109.6	7.3
宇都宮市	32	26	32	26	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高崎市	13	7	11	7	2	0	2	0	8.0	16.0	111.7	223.4	14.0
前橋市	11	9	8	7	3	2	1	0	5.0	5.0	64.5	64.5	12.9
川越市	13	11	13	11	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
船橋市	25	18	19	12	6	6	3	3	4.7	14.0	51.5	154.5	11.0
柏市	16	11	16	11	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
横須賀市	4	4	3	3	1	1	1	1	7.0	7.0	126.0	126.0	18.0
富山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金沢市	26	19	26	19	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
長野市	13	8	13	8	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岐阜市	62	23	55	23	7	0	4	0	6.0	24.0	89.0	356.0	14.8
豊橋市	2	0	2	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
豊田市	4	4	0	0	4	4	2	2	6.0	12.0	60.6	121.2	10.1
岡崎市	12	8	9	5	3	3	2	2	7.0	14.0	57.0	113.9	8.1
大津市	19	14	0	0	19	14	9	8	6.4	57.6	85.2	766.8	13.2
高槻市	58	28	25	12	33	16	23	10	6.4	147.2	63.0	1449.0	9.8
豊中市	14	11	14	11	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東大阪市	309	207	300	200	9	0	0	0	0.0	13.0	0.0	132.0	0.0
枚方市	74	59	74	59	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
姫路市	23	8	9	2	14	6	10	5	4.3	43.0	52.9	529.2	12.3
西宮市	33	30	19	19	14	11	10	8	4.4	44.0	54.5	544.7	12.4
尼崎市	187	171	130	122	57	49	31	25	5.0	155.0	59.0	1829.0	11.8
奈良市	28	28	28	28	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
和歌山市	246	48	212	43	34	5	14	3	4.6	65.0	51.7	724.1	11.1
倉敷市	91	8	72	3	19	5	16	3	3.9	63.0	70.6	1129.9	17.9
福山市	39	8	33	4	6	4	3	2	4.0	12.0	57.7	173.1	14.4
下関市	48	26	39	21	9	6	6	4	5.5	33.0	78.5	471.0	14.3
高松市	41	17	25	12	16	5	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
松山市	103	69	99	67	4	2	3	2	5.0	15.0	51.6	154.8	10.3
高知市	96	55	36	17	60	38	34	21	5.4	185.0	60.0	2038.9	11.0
久留米市	20	12	17	11	3	1	1	0	7.0	7.0	14.9	14.9	2.1
長崎市	201	138	199	137	2	1	1	0	9.0	9.0	207.0	207.0	23.0
大分市	48	31	17	0	31	31	17	17	4.8	81.0	93.1	1582.0	19.5
宮崎市	32	27	23	18	9	9	7	7	7.4	52.0	77.2	540.7	10.4
鹿児島市	87	13	85	11	2	2	2	2	6.0	12.0	37.0	74.0	6.2
那覇市	9	6	7	4	2	2	2	2	4.0	8.0	82.5	164.9	20.6
合計	15,462	8,061	11,653	5,934	3,809	2,129	1,749	1,067	5.7	9,930.6	62.0	108,495.6	10.9

資料：保護課調

## 6 頻回転院患者の実態把握調査（平成26年度）

自治体名	① 書類検討総数 （～九十日間 で居宅に戻ること なく2回以上 続けて転院が あった者）	② 転院事由発生 の後に転院が 行われたこと となった	③ ②のうち主治 医等と意見調 整を行ったもの	④ ③の結果他の 医療機関へ の転院の必要 があるものと された者 (※)	⑤ ④のうち未措 置の患者数	⑥ ③の結果医療 扶助による入 院の必要がな いとされた者	⑦ ⑥のうち措置状況					⑧ ⑥のうち未措 置の患者数	⑨ ③／①の割合 (%)	⑩ ⑥／③の割合 (%)	⑪ ⑨／⑥の割合 (%)
							退院又は移替等								
							小計	居宅保護	施設入所	他法への移替	その他				
北海道	75	37	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5.3	0.0	0.0	
青森県	13	8	3	0	0	1	1	0	1	0	0	23.1	33.3	0.0	
岩手県	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	50.0	0.0	0.0	
宮城県	9	9	5	5	0	0	0	0	0	0	0	55.6	0.0	0.0	
秋田県	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	25.0	0.0	0.0	
山形県	14	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
福島県	4	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	25.0	0.0	0.0	
茨城県	29	12	6	1	0	0	0	0	0	0	0	20.7	0.0	0.0	
栃木県	20	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
群馬県	10	5	2	2	0	0	0	0	0	0	0	20.0	0.0	0.0	
埼玉県	55	15	8	7	0	1	0	0	0	0	1	14.5	12.5	100.0	
千葉県	106	19	5	5	0	0	0	0	0	0	0	4.7	0.0	0.0	
東京都	373	179	84	47	2	28	23	6	17	0	5	22.5	33.3	17.9	
神奈川県	28	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	17.9	0.0	0.0	
新潟県	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
石川県	10	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
福井県	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
山梨県	11	7	4	0	0	1	1	0	1	0	0	36.4	25.0	0.0	
長野県	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
岐阜県	4	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	75.0	0.0	0.0	
静岡県	16	6	3	2	0	0	0	0	0	0	0	18.8	0.0	0.0	
愛知県	15	12	4	4	0	0	0	0	0	0	0	26.7	0.0	0.0	
三重県	33	20	9	0	0	0	0	0	0	0	0	27.3	0.0	0.0	
滋賀県	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
京都府	15	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	13.3	0.0	0.0	
大阪府	81	56	23	7	0	4	4	2	2	0	0	28.4	17.4	0.0	
兵庫県	57	46	10	0	0	0	0	0	0	0	0	17.5	0.0	0.0	
奈良県	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
和歌山県	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	50.0	0.0	0.0	
鳥取県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
島根県	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	66.7	0.0	0.0	
岡山県	39	28	15	11	4	0	0	0	0	0	0	38.5	0.0	0.0	
広島県	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
山口県	31	28	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3.2	0.0	0.0	
徳島県	16	13	6	6	0	0	0	0	0	0	0	37.5	0.0	0.0	
香川県	19	18	16	0	0	0	0	0	0	0	0	84.2	0.0	0.0	
愛媛県	35	18	14	0	0	0	0	0	0	0	0	40.0	0.0	0.0	
高知県	22	17	3	0	0	0	0	0	0	0	0	13.6	0.0	0.0	
福岡県	128	79	29	0	0	1	1	0	1	0	0	22.7	3.4	0.0	
佐賀県	25	24	22	10	6	11	11	6	0	0	5	88.0	50.0	0.0	
長崎県	7	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14.3	0.0	0.0	
熊本県	45	36	25	10	0	1	1	0	1	0	0	55.6	4.0	0.0	
大分県	43	7	7	3	0	0	0	0	0	0	0	16.3	0.0	0.0	
宮崎県	30	15	10	6	0	0	0	0	0	0	0	33.3	0.0	0.0	
鹿児島県	21	15	15	14	0	0	0	0	0	0	0	71.4	0.0	0.0	
沖縄県	30	27	9	8	0	0	0	0	0	0	0	30.0	0.0	0.0	

自治体名	① 書類検討総数 （～九十日間 で居宅に戻るこ となく2回以上 続けて転院が あった者）	② 転院事由発生 の後に転院が 行われたもの の件数	③ ②のうち主治 医等と意見調 整を行ったもの の件数	④ ③の結果他の 医療機関へ の転院の必要 があるものと された者 （※）	⑤ ④のうち未措 置の患者数	⑥ ③の結果医療 扶助による入 院の必要がな いとされた者	⑦ ⑥のうち措置状況					⑧ ⑥のうち未措 置の患者数	⑨ ③／①の割合 （％）	⑩ ④／③の割合 （％）	⑪ ⑤／⑥の割合 （％）
							退院又は移替等								
							小計	居宅保 護	施設入 所	他法へ の移替	その他				
札幌市	143	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
仙台市	5	5	3	3	0	0	0	0	0	0	0	60.0	0.0	0.0	
さいたま市	15	9	3	1	0	2	1	1	0	0	1	20.0	66.7	50.0	
千葉市	12	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	25.0	0.0	0.0	
横浜市	64	43	19	1	0	2	2	0	2	0	0	29.7	10.5	0.0	
川崎市	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
相模原市	2	0	2	0	0	2	1	0	1	0	1	100.0	100.0	50.0	
新潟市	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
浜松市	4	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	25.0	0.0	0.0	
名古屋	140	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
京都市	53	53	5	0	0	1	1	0	1	0	0	9.4	20.0	0.0	
大阪市	1073	1049	37	3	1	17	15	10	4	0	1	3.4	45.9	11.8	
堺市	45	35	2	2	0	0	0	0	0	0	0	4.4	0.0	0.0	
神戸市	33	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3.0	0.0	0.0	
岡山市	26	12	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3.8	0.0	0.0	
広島市	10	3	3	0	0	1	1	1	0	0	0	30.0	33.3	0.0	
北九州市	135	115	5	5	0	0	0	0	0	0	0	3.7	0.0	0.0	
福岡市	110	66	18	0	0	2	1	1	0	0	1	16.4	11.1	50.0	
熊本市	22	21	21	2	0	0	0	0	0	0	0	95.5	0.0	0.0	
旭川市	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
函館市	32	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
青森市	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
盛岡市	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
秋田市	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	
郡山市	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
宇都宮市	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
高崎市	12	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
前橋市	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
川越市	14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
船橋市	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
柏市	5	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	20.0	0.0	0.0	
横須賀市	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
富山市	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	
金沢市	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
長野市	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	
岐阜市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
豊橋市	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
豊田市	5	5	5	3	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	
岡崎市	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
高槻市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
豊中市	26	16	4	4	0	0	0	0	0	0	0	15.4	0.0	0.0	
東大阪市	38	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
枚方市	24	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
姫路市	11	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
西宮市	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
尼崎市	18	6	5	3	0	2	0	0	0	0	2	27.8	40.0	100.0	
奈良市	15	15	15	0	0	10	10	8	0	0	2	100.0	66.7	0.0	
和歌山市	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
倉敷市	22	17	17	0	0	0	0	0	0	0	0	77.3	0.0	0.0	
福山市	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
下関市	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
高松市	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
松山市	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
高知市	58	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1.7	0.0	0.0	
久留米市	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	20.0	0.0	0.0	
長崎市	45	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
大分市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
宮崎市	17	17	17	1	0	15	15	12	1	0	2	100.0	88.2	0.0	
鹿児島市	70	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
那覇市	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
合計	4057	2720	557	185	13	102	89	47	32	0	10	13.7	18.3	12.7	

(※)複数の疾患を有しており、特定の診療科のみでは対応が困難であるケース等、患者の疾病を踏まえた、より適切な医療を提供できる診療体制の整った他の医療機関に転院させる必要があると主治医が判断した者

資料：保護課調

## 7 向精神薬の重複処方の改善状況（平成26年度）

（単位：人）

自治体名	重複処方患者	①適切な受診であった者	不適切な受診であった者		
			②被保護者へ指導を行い、すでに改善した場合	③被保護者へ指導中の場合	④保護廃止等により指導するに至らなかった場合
北海道	229	83	112	19	15
青森県	6	2	4	0	0
岩手県	15	4	8	1	2
宮城県	20	0	9	9	2
秋田県	18	11	2	3	2
山形県	10	2	7	1	0
福島県	9	2	5	1	1
茨城県	38	3	26	5	4
栃木県	43	10	17	7	9
群馬県	35	4	24	4	3
埼玉県	91	15	51	13	12
千葉県	78	19	43	7	9
東京都	569	132	266	94	77
神奈川県	55	15	34	3	3
新潟県	9	4	5	0	0
富山県	0	0	0	0	0
石川県	6	3	3	0	0
福井県	1	0	1	0	0
山梨県	43	2	26	9	6
長野県	7	0	6	0	1
岐阜県	5	2	3	0	0
静岡県	59	15	29	11	4
愛知県	48	20	15	7	6
三重県	34	13	14	7	0
滋賀県	36	7	10	16	3
京都府	31	4	20	2	5
大阪府	153	27	73	33	20
兵庫県	68	6	49	5	8
奈良県	67	6	39	16	6
和歌山県	26	3	19	2	2
鳥取県	11	5	2	1	3
島根県	3	0	2	1	0
岡山県	27	8	9	9	1
広島県	33	5	21	6	1
山口県	37	5	14	10	8
徳島県	51	12	26	7	6
香川県	35	10	13	10	2
愛媛県	35	7	17	1	10
高知県	34	5	14	6	9
福岡県	191	42	108	19	22
佐賀県	7	3	3	1	0
長崎県	26	8	13	3	2
熊本県	15	3	9	0	3
大分県	45	9	19	10	7
宮崎県	10	3	5	0	2
鹿児島県	11	2	7	2	0
沖縄県	16	3	8	3	2

自治体名	重複処方患者	①適切な受診であった者	不適切な受診であった者		
			②被保護者へ指導を行い、すでに改善した場合	③被保護者へ指導中の場合	④保護廃止等により指導するに至らなかった場合
札幌市	468	117	285	14	52
仙台市	44	3	26	11	4
さいたま市	24	10	5	7	2
千葉市	75	6	63	2	4
横浜市	273	98	133	24	18
川崎市	50	16	22	7	5
相模原市	1	0	1	0	0
新潟市	23	6	12	3	2
静岡市	8	3	4	1	0
浜松市	13	2	8	2	1
名古屋	121	22	50	41	8
京都市	76	6	43	10	17
大阪市	1,087	220	325	293	249
堺市	169	42	91	23	13
神戸市	199	1	174	9	15
岡山市	76	22	42	5	7
広島市	27	3	13	6	5
北九州	128	33	57	22	16
福岡市	96	31	38	9	18
熊本市	39	14	17	7	1
旭川市	53	24	22	3	4
函館市	5	0	5	0	0
青森市	27	5	18	4	0
盛岡市	12	2	7	1	2
秋田市	3	0	0	2	1
郡山市	3	0	1	0	2
いわき市	4	0	1	1	2
宇都宮市	38	10	17	7	4
高崎市	4	1	3	0	0
前橋市	20	4	13	0	3
川越市	4	2	2	0	0
船橋市	13	13	0	0	0
柏市	25	0	20	2	3
横須賀市	14	3	10	0	1
富山市	9	7	0	1	1
金沢市	6	0	5	0	1
長野市	2	2	0	0	0
岐阜市	36	8	24	4	0
豊橋市	6	0	6	0	0
豊田市	1	1	0	0	0
岡崎市	3	0	3	0	0
大津市	10	1	5	3	1
高槻市	8	0	3	4	1
豊中市	13	4	4	3	2
東大阪市	20	0	10	5	5
枚方市	6	1	5	0	0
姫路市	77	7	63	5	2
西宮市	67	5	20	36	6
尼崎市	88	11	57	14	6
奈良市	37	10	4	19	4
和歌山市	44	3	32	6	3
倉敷市	17	2	6	3	6
福山市	7	2	5	0	0
下関市	6	0	6	0	0
高松市	44	2	13	15	14
松山市	32	6	18	2	6
高知市	60	11	23	20	6
久留米市	6	2	2	0	2
長崎市	16	1	10	3	2
大分市	11	6	0	5	0
宮崎市	77	24	42	8	3
鹿児島市	24	3	19	1	1
那覇市	5	0	5	0	0
合計	6,356	1,382	3,128	1,037	809

資料：保護課調

8 各都道府県・市別レセプト点検の実施状況（平成26年度分4月支払分～3月支払分）

自治体名	レセプト総数 A	内容点検(単月) 対象総数 B	内容点検(縦覧) 対象総数 C	点検実施状況					
				点検実施枚数			点検実施率		
				資格点検 (※1) D	内容点検(※2)		資格点検 G=D/A	内容点検	
					単月 E	縦覧 F		単月 H=E/B	縦覧 I=F/C
北海道	1,420,307	1,342,751	1,317,706	1,420,307	1,342,751	1,317,706	100.00%	100.00%	100.00%
青森県	459,017	436,565	426,849	459,017	436,565	426,849	100.00%	100.00%	100.00%
岩手県	170,473	157,601	141,119	170,473	157,601	141,119	100.00%	100.00%	100.00%
宮城県	212,512	204,906	191,741	212,512	204,906	190,349	100.00%	100.00%	99.27%
秋田県	192,463	183,164	157,545	192,463	183,164	157,545	100.00%	100.00%	100.00%
山形県	140,065	135,001	123,892	140,065	135,001	123,892	100.00%	100.00%	100.00%
福島県	179,531	166,965	166,965	179,531	166,965	166,965	100.00%	100.00%	100.00%
茨城県	487,059	454,211	407,406	487,059	454,211	407,406	100.00%	100.00%	100.00%
栃木県	229,842	218,362	220,015	229,842	218,362	220,015	100.00%	100.00%	100.00%
群馬県	146,443	135,120	129,465	146,443	135,120	129,465	100.00%	100.00%	100.00%
埼玉県	1,346,153	1,264,321	1,264,321	1,346,153	1,264,321	1,264,321	100.00%	100.00%	100.00%
千葉県	915,269	860,352	801,847	915,269	860,352	801,847	100.00%	100.00%	100.00%
東京都	6,606,769	5,962,157	6,304,007	6,582,434	5,937,822	6,279,672	99.63%	99.59%	99.61%
神奈川県	675,479	639,480	639,735	675,479	639,480	639,735	100.00%	100.00%	100.00%
新潟県	155,135	147,286	140,406	155,135	147,286	140,406	100.00%	100.00%	100.00%
富山県	27,478	26,118	26,118	27,478	26,118	26,118	100.00%	100.00%	100.00%
石川県	60,610	56,692	56,692	60,610	56,692	56,692	100.00%	100.00%	100.00%
福井県	67,513	62,446	60,219	67,513	62,446	60,219	100.00%	100.00%	100.00%
山梨県	126,730	123,101	115,816	126,730	123,101	115,816	100.00%	100.00%	100.00%
長野県	148,790	124,754	122,662	148,790	124,754	122,662	100.00%	100.00%	100.00%
岐阜県	101,398	99,476	98,170	101,397	99,270	97,979	100.00%	99.79%	99.81%
静岡県	271,151	257,676	260,951	271,151	257,676	260,951	100.00%	100.00%	100.00%
愛知県	432,006	416,998	380,326	432,006	416,998	380,326	100.00%	100.00%	100.00%
三重県	344,134	331,205	331,205	344,134	331,205	331,205	100.00%	100.00%	100.00%
滋賀県	141,379	136,784	135,673	141,379	136,784	135,673	100.00%	100.00%	100.00%
京都府	265,674	258,962	259,613	265,674	258,962	259,613	100.00%	100.00%	100.00%
大阪府	1,762,406	1,659,160	1,949,004	1,762,406	1,659,160	1,949,004	100.00%	100.00%	100.00%
兵庫県	499,347	470,597	462,978	499,347	470,597	462,978	100.00%	100.00%	100.00%
奈良県	278,503	271,123	271,034	278,503	271,123	271,034	100.00%	100.00%	100.00%
和歌山県	132,727	131,519	131,519	132,727	131,519	131,519	100.00%	100.00%	100.00%
鳥取県	147,266	138,862	125,884	147,266	138,862	125,884	100.00%	100.00%	100.00%
島根県	114,548	103,653	98,537	114,548	103,653	98,537	100.00%	100.00%	100.00%
岡山県	107,909	103,165	97,193	107,909	103,165	97,193	100.00%	100.00%	100.00%
広島県	266,751	245,274	236,333	266,751	245,274	236,333	100.00%	100.00%	100.00%
山口県	277,200	265,661	265,661	277,200	265,661	265,661	100.00%	100.00%	100.00%
徳島県	318,773	301,021	301,021	318,773	301,021	301,021	100.00%	100.00%	100.00%
香川県	98,741	91,855	89,919	98,741	91,855	89,919	100.00%	100.00%	100.00%
愛媛県	189,293	180,806	162,724	189,293	180,806	162,724	100.00%	100.00%	100.00%
高知県	162,820	152,790	152,790	162,820	152,790	152,790	100.00%	100.00%	100.00%
福岡県	1,327,898	1,261,017	1,242,442	1,327,898	1,261,017	1,242,442	100.00%	100.00%	100.00%
佐賀県	191,831	187,782	189,119	191,831	187,782	189,119	100.00%	100.00%	100.00%
長崎県	361,805	346,337	346,337	361,805	346,337	346,337	100.00%	100.00%	100.00%
熊本県	203,766	192,001	176,065	203,766	192,001	176,065	100.00%	100.00%	100.00%
大分県	246,452	236,830	214,540	246,452	236,830	214,540	100.00%	100.00%	100.00%
宮崎県	199,274	188,634	188,926	199,274	188,634	188,926	100.00%	100.00%	100.00%
鹿児島県	330,395	315,877	315,877	330,395	315,877	315,877	100.00%	100.00%	100.00%
沖縄県	416,065	395,224	395,052	416,065	395,224	395,052	100.00%	100.00%	100.00%

自治体名	レセプト総数	内容点検(単月) 対象総数	内容点検(縦覧) 対象総数	点検実施状況					
				点検実施枚数			点検実施率		
				資格点検 (※1)	内容点検(※2)		資格点検	内容点検	
					単月	縦覧		単月	縦覧
A	B	C	D	E	F	G=D/A	H=E/B	I=F/C	
札幌市	1,647,779	1,530,272	1,530,272	1,647,779	1,530,272	1,530,272	100.00%	100.00%	100.00%
仙台市	388,480	366,269	366,269	388,480	366,269	366,269	100.00%	100.00%	100.00%
さいたま市	381,291	356,161	356,161	381,291	356,161	356,161	100.00%	100.00%	100.00%
千葉市	372,654	346,900	346,900	372,654	346,900	346,900	100.00%	100.00%	100.00%
横浜市	1,606,716	1,511,390	1,511,390	1,606,716	1,511,390	1,511,390	100.00%	100.00%	100.00%
川崎市	681,974	654,026	654,026	681,974	654,026	654,026	100.00%	100.00%	100.00%
相模原市	258,316	241,830	241,830	258,316	241,830	241,830	100.00%	100.00%	100.00%
新潟市	237,571	220,941	220,941	237,571	220,941	220,941	100.00%	100.00%	100.00%
静岡市	172,035	162,027	162,027	172,035	162,027	162,027	100.00%	100.00%	100.00%
浜松市	128,137	126,726	126,726	128,137	126,726	126,726	100.00%	100.00%	100.00%
名古屋	980,240	938,315	938,315	980,240	938,315	938,315	100.00%	100.00%	100.00%
京都市	915,461	871,250	871,250	915,461	871,250	871,250	100.00%	100.00%	100.00%
大阪市	3,574,807	3,574,807	3,574,807	3,574,807	3,574,807	3,574,807	100.00%	100.00%	100.00%
堺市	605,814	566,305	566,305	605,814	566,305	566,305	100.00%	100.00%	100.00%
神戸市	1,196,712	1,135,233	1,135,233	1,196,712	1,135,233	1,135,233	100.00%	100.00%	100.00%
岡山市	281,062	265,139	265,139	281,062	265,139	265,139	100.00%	100.00%	100.00%
広島市	601,342	567,179	567,179	601,342	567,179	567,179	100.00%	100.00%	100.00%
北九州市	640,568	611,050	611,050	640,568	611,050	611,050	100.00%	100.00%	100.00%
福岡市	1,099,712	1,031,423	1,031,423	1,099,712	1,031,423	1,031,423	100.00%	100.00%	100.00%
熊本	718,210	345,424	345,404	718,210	345,424	345,404	100.00%	100.00%	100.00%
旭川市	299,720	286,475	286,475	299,720	286,475	286,475	100.00%	100.00%	100.00%
函館市	305,532	302,832	302,832	305,532	302,832	302,832	100.00%	100.00%	100.00%
青森市	214,794	202,609	202,609	214,794	202,609	202,609	100.00%	100.00%	100.00%
盛岡市	105,431	97,279	51,289	105,431	97,279	51,289	100.00%	100.00%	100.00%
秋田市	119,226	109,252	109,252	119,226	109,252	109,252	100.00%	100.00%	100.00%
郡山市	53,978	50,233	53,978	53,978	50,233	53,978	100.00%	100.00%	100.00%
いわき市	94,277	94,277	94,277	94,277	94,277	94,277	100.00%	100.00%	100.00%
宇都宮市	154,632	149,084	149,084	154,632	149,084	149,084	100.00%	100.00%	100.00%
高崎市	65,121	63,268	57,789	65,121	63,268	57,789	100.00%	100.00%	100.00%
前橋市	77,857	70,522	70,522	77,857	70,522	70,522	100.00%	100.00%	100.00%
川越市	85,082	79,810	79,810	85,082	79,810	79,810	100.00%	100.00%	100.00%
船橋市	173,695	164,912	164,912	173,695	164,912	164,912	100.00%	100.00%	100.00%
柏市	76,619	71,236	76,619	76,619	71,236	76,619	100.00%	100.00%	100.00%
横須賀市	125,738	117,962	51,657	125,738	117,962	51,657	100.00%	100.00%	100.00%
富山市	31,384	29,609	29,609	31,384	29,609	29,609	100.00%	100.00%	100.00%
金沢市	79,617	74,738	74,738	79,617	74,738	74,738	100.00%	100.00%	100.00%
長野市	55,074	55,000	55,000	55,074	55,000	55,000	100.00%	100.00%	100.00%
岐阜市	151,913	146,113	146,113	151,913	146,113	146,113	100.00%	100.00%	100.00%
豊橋市	39,832	39,832	39,832	39,832	39,832	39,832	100.00%	100.00%	100.00%
豊田市	42,081	39,459	39,459	42,081	39,459	39,459	100.00%	100.00%	100.00%
岡崎市	40,556	38,884	38,884	40,556	38,884	38,884	100.00%	100.00%	100.00%
大津市	80,795	76,679	30,000	80,795	76,679	30,000	100.00%	100.00%	100.00%
高槻市	130,995	117,511	117,511	130,995	117,511	117,511	100.00%	100.00%	100.00%
豊中市	242,948	224,586	224,586	242,948	224,586	224,586	100.00%	100.00%	100.00%
東大阪市	460,991	433,521	433,521	460,991	433,521	433,521	100.00%	100.00%	100.00%
枚方市	167,365	156,959	156,959	167,365	156,959	156,959	100.00%	100.00%	100.00%
姫路市	188,808	186,974	186,974	188,808	186,974	186,974	100.00%	100.00%	100.00%
西宮市	191,952	185,773	185,773	191,952	185,773	185,773	100.00%	100.00%	100.00%
尼崎市	428,486	406,796	406,796	428,486	406,796	406,796	100.00%	100.00%	100.00%
奈良市	162,343	154,141	154,141	162,343	154,141	154,141	100.00%	100.00%	100.00%
和歌山市	204,544	197,889	197,889	204,544	197,889	197,889	100.00%	100.00%	100.00%
倉敷市	136,852	127,205	127,475	136,852	127,205	127,475	100.00%	100.00%	100.00%
福山市	151,064	139,780	139,780	151,064	139,780	139,780	100.00%	100.00%	100.00%
下関市	107,908	103,040	103,040	107,908	103,040	103,040	100.00%	100.00%	100.00%
高松市	147,276	140,750	141,415	147,276	140,750	141,415	100.00%	100.00%	100.00%
松山市	266,748	255,289	99,548	266,748	255,289	99,548	100.00%	100.00%	100.00%
高知市	286,521	265,831	265,831	286,521	265,831	265,831	100.00%	100.00%	100.00%
久留米市	151,234	137,917	137,917	151,234	137,917	137,917	100.00%	100.00%	100.00%
長崎市	308,406	293,142	293,142	308,406	293,142	293,142	100.00%	100.00%	100.00%
大分市	197,259	186,359	186,359	197,259	186,359	186,359	100.00%	100.00%	100.00%
宮崎市	215,680	201,125	201,125	215,680	201,125	201,125	100.00%	100.00%	100.00%
鹿児島市	342,107	321,041	265,729	342,107	321,041	265,729	100.00%	100.00%	100.00%
那覇市	252,305	238,996	238,996	252,305	238,996	238,996	100.00%	100.00%	100.00%
合計	46,660,777	43,698,999	43,585,313	46,636,441	43,674,458	43,559,395	99.95%	99.94%	99.94%

資料：平成26年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金等に係る国庫負担協議等について

※1 「資格点検」とは、医療券の有効性等の医療扶助受給資格の有無に係る点検をいう。

※2 「内容点検」とは、診療報酬、調剤報酬の算定方法等の診療内容に係る点検をいう。

9 各都道府県・市別レセプト点検（過誤調整）の状況（平成26年度）

（単位：円）

自治体名	原審査 （算定額） （※1） A	過誤調整額		過誤調整率（％） （※2）			
		B=C+D	資格 C	内容 D	B/A	資格 C/A	内容 D/A
北海道	58,812,896,695	297,056,964	134,792,517	162,264,447	0.51	0.23	0.28
青森県	14,538,751,363	80,488,492	49,439,590	31,048,902	0.55	0.34	0.21
岩手県	6,156,075,449	63,643,207	50,667,705	12,975,502	1.03	0.82	0.21
宮城県	7,218,454,935	69,635,507	55,468,350	14,167,157	0.96	0.77	0.20
秋田県	6,844,936,850	47,576,202	26,687,543	20,888,659	0.70	0.39	0.31
山形県	5,734,366,706	72,849,963	39,445,964	33,403,999	1.27	0.69	0.58
福島県	7,269,996,537	34,567,371	19,266,854	15,300,517	0.48	0.27	0.21
茨城県	21,112,850,468	253,522,374	193,319,120	60,203,254	1.20	0.92	0.29
栃木県	10,105,241,615	181,083,885	123,112,553	57,971,332	1.79	1.22	0.57
群馬県	6,050,369,449	67,237,589	40,044,387	27,193,202	1.11	0.66	0.45
埼玉県	50,702,452,930	452,622,787	303,790,575	148,832,212	0.89	0.60	0.29
千葉県	37,098,820,826	272,425,627	151,317,577	121,108,050	0.73	0.41	0.33
東京都	240,694,211,584	1,180,799,031	736,885,047	443,913,984	0.49	0.31	0.18
神奈川県	24,431,700,425	199,328,249	126,500,395	72,827,854	0.82	0.52	0.30
新潟県	5,787,478,183	44,012,692	28,699,333	15,313,359	0.76	0.50	0.26
富山県	1,644,729,226	17,521,752	12,022,286	5,499,466	1.07	0.73	0.33
石川県	3,234,942,668	50,689,739	35,875,147	14,814,592	1.57	1.11	0.46
福井県	3,358,948,652	31,925,801	26,805,301	5,120,500	0.95	0.80	0.15
山梨県	5,320,183,587	80,915,402	53,476,826	27,438,576	1.52	1.01	0.52
長野県	5,819,969,931	136,118,670	85,521,596	50,597,074	2.34	1.47	0.87
岐阜県	4,168,604,271	27,163,438	18,335,244	8,828,194	0.65	0.44	0.21
静岡県	11,572,390,615	120,467,444	95,467,911	24,999,533	1.04	0.82	0.22
愛知県	16,407,969,180	136,756,115	96,630,867	40,125,248	0.83	0.59	0.24
三重県	13,945,014,448	82,924,361	48,130,072	34,794,289	0.59	0.35	0.25
滋賀県	5,228,904,885	112,640,152	35,423,658	77,216,494	2.15	0.68	1.48
京都府	10,739,739,175	68,798,388	49,137,739	19,660,649	0.64	0.46	0.18
大阪府	62,669,908,206	612,311,680	413,056,882	199,254,798	0.98	0.66	0.32
兵庫県	19,417,742,133	162,533,908	87,134,337	75,399,571	0.84	0.45	0.39
奈良県	10,523,967,614	105,887,478	79,938,188	25,949,290	1.01	0.76	0.25
和歌山県	5,057,888,920	36,861,389	24,522,876	12,338,513	0.73	0.48	0.24
鳥取県	4,987,064,330	38,214,191	15,786,994	22,437,457	0.77	0.32	0.45
島根県	4,718,416,917	68,353,254	38,126,872	30,226,382	1.45	0.81	0.64
岡山県	5,033,691,401	36,790,907	22,119,850	14,671,057	0.73	0.44	0.29
広島県	11,083,549,841	144,726,797	74,924,763	69,802,034	1.31	0.68	0.63
山口県	10,939,033,815	79,088,574	46,656,454	32,432,120	0.72	0.43	0.30
徳島県	12,911,003,902	146,042,915	128,974,695	17,068,220	1.13	1.00	0.13
香川県	4,196,263,293	28,861,138	16,303,652	12,557,486	0.69	0.39	0.30
愛媛県	8,244,092,634	60,153,151	41,186,855	18,966,296	0.73	0.50	0.23
高知県	7,939,679,511	80,966,626	50,485,784	30,480,842	1.02	0.64	0.38
福岡県	50,983,573,457	252,061,639	147,736,894	104,324,745	0.49	0.29	0.20
佐賀県	8,117,453,248	150,173,818	106,403,504	43,770,314	1.85	1.31	0.54
長崎県	14,553,904,565	148,593,988	125,763,998	22,829,990	1.02	0.86	0.16
熊本県	8,742,357,632	207,510,222	147,617,622	59,892,600	2.37	1.69	0.69
大分県	12,184,619,703	125,463,160	84,997,707	40,465,453	1.03	0.70	0.33
宮崎県	8,918,527,479	149,768,078	79,371,885	70,396,193	1.68	0.89	0.79
鹿児島県	16,338,265,908	308,833,004	235,955,666	72,877,338	1.89	1.44	0.45
沖縄県	19,188,224,675	295,528,826	210,405,108	85,123,718	1.54	1.10	0.44

自治体名	原審査 (算定額) (※1) A	過誤調整額		過誤調整率 (%)			
		B=C+D	資格 C	内容 D	(※2) B/A	資格 C/A	内容 D/A
札幌市	60,950,744,555	204,871,056	120,934,316	83,936,740	0.34	0.20	0.14
仙台市	11,090,910,161	67,709,566	55,201,637	12,507,929	0.61	0.50	0.11
さいたま市	12,246,478,551	56,451,472	15,923,111	40,528,361	0.46	0.13	0.33
千葉市	12,314,285,643	86,497,071	65,470,605	21,026,466	0.70	0.53	0.17
横浜市	45,980,352,099	324,796,754	279,324,028	45,472,726	0.71	0.61	0.10
川崎市	24,017,566,789	232,463,486	106,240,681	126,222,805	0.97	0.44	0.53
相模原市	9,008,354,743	121,716,784	70,696,564	51,020,220	1.35	0.78	0.57
新潟市	7,674,871,936	78,215,069	52,094,738	26,120,331	1.02	0.68	0.34
静岡市	6,116,964,103	28,583,461	15,112,787	13,470,674	0.47	0.25	0.22
浜松市	4,404,794,835	63,863,721	61,924,519	1,939,202	1.45	1.41	0.04
名古屋市	38,061,968,355	361,537,883	206,780,756	154,757,127	0.95	0.54	0.41
京都市	33,969,205,084	82,729,761	53,818,947	28,910,814	0.24	0.16	0.09
大阪市	132,461,619,947	2,659,601,840	2,111,172,616	548,429,224	2.01	1.59	0.41
堺市	22,865,728,263	208,682,163	82,319,893	126,362,270	0.91	0.36	0.55
神戸市	36,717,874,274	577,636,505	363,929,736	213,706,769	1.57	0.99	0.58
岡山市	10,258,026,838	81,387,292	77,656,296	3,730,996	0.79	0.76	0.04
広島市	18,382,385,359	63,802,182	43,792,228	20,009,954	0.35	0.24	0.11
北九州市	25,271,214,759	38,249,410	17,354,544	20,894,866	0.15	0.07	0.08
福岡市	40,530,320,680	208,854,928	111,748,498	97,106,430	0.52	0.28	0.24
熊本市	14,011,414,654	164,799,572	72,545,804	92,253,768	1.18	0.52	0.66
旭川市	10,072,209,590	64,919,638	41,659,781	23,259,857	0.64	0.41	0.23
函館市	10,251,185,181	34,049,918	11,685,568	22,364,350	0.33	0.11	0.22
青森市	6,464,273,061	48,004,317	46,509,729	1,494,588	0.74	0.72	0.02
盛岡市	3,406,397,487	61,219,619	45,490,765	15,728,854	1.80	1.34	0.46
秋田市	4,418,800,504	36,401,395	24,484,381	11,917,014	0.82	0.55	0.27
郡山市	2,395,775,916	42,835,004	25,073,779	17,761,225	1.79	1.05	0.74
いわき市	3,520,067,286	1,872,653	401,553	1,471,100	0.05	0.01	0.04
宇都宮市	6,088,131,847	28,340,637	20,891,037	7,449,600	0.47	0.34	0.12
高崎市	2,752,303,331	66,632,865	47,962,494	18,670,371	2.42	1.74	0.68
前橋市	3,098,560,671	45,548,006	42,333,282	3,214,724	1.47	1.37	0.10
川越市	2,972,649,575	38,511,200	22,102,940	16,408,260	1.30	0.74	0.55
船橋市	6,293,081,123	45,730,232	39,863,911	5,866,321	0.73	0.63	0.09
柏市	3,249,048,562	26,846,752	21,874,002	4,972,750	0.83	0.67	0.15
横須賀市	4,117,499,528	20,230,889	9,955,840	10,275,049	0.49	0.24	0.25
富山市	1,650,436,610	6,780,632	6,649,912	130,720	0.41	0.40	0.01
金沢市	3,937,145,300	15,139,462	13,215,970	1,923,492	0.38	0.34	0.05
長野市	1,968,245,934	18,941,565	6,400,338	12,541,227	0.96	0.33	0.64
岐阜市	5,628,576,211	28,421,330	17,404,950	11,016,380	0.50	0.31	0.20
豊橋市	2,173,939,043	37,600,076	29,353,415	8,246,661	1.73	1.35	0.38
豊田市	1,700,156,206	14,752,639	14,751,169	1,470	0.87	0.87	0.00
岡崎市	1,406,251,989	12,763,548	7,204,582	5,558,966	0.91	0.51	0.40
大津市	2,919,656,271	34,626,854	20,529,114	14,097,740	1.19	0.70	0.48
高槻市	4,533,929,090	77,296,540	62,946,119	14,350,421	1.70	1.39	0.32
豊中市	8,543,830,223	32,312,998	18,269,869	14,043,129	0.38	0.21	0.16
東大阪市	15,879,477,046	180,234,924	86,102,435	94,132,489	1.14	0.54	0.59
枚方市	5,983,956,873	37,871,261	8,492,607	29,378,654	0.63	0.14	0.49
姫路市	6,590,336,747	41,531,000	32,491,248	9,039,752	0.63	0.49	0.14
西宮市	6,139,902,008	14,099,200	6,786,490	7,312,710	0.23	0.11	0.12
尼崎市	14,536,620,911	314,806,311	289,790,765	25,015,546	2.17	1.99	0.17
奈良市	5,526,984,584	64,780,276	53,340,342	11,439,934	1.17	0.97	0.21
和歌山市	8,260,375,622	67,219,133	50,474,233	16,744,900	0.81	0.61	0.20
倉敷市	5,656,620,275	42,868,917	33,101,211	9,767,706	0.76	0.59	0.17
福山市	5,488,801,186	140,345,381	100,109,426	40,235,955	2.56	1.82	0.73
下関市	4,365,885,168	30,581,786	26,153,720	4,428,066	0.70	0.60	0.10
高松市	5,633,399,537	43,885,206	41,237,706	2,647,500	0.78	0.73	0.05
松山市	10,314,455,432	49,949,996	40,566,576	9,383,420	0.48	0.39	0.09
高知市	10,717,448,658	50,447,403	28,556,051	21,891,352	0.47	0.27	0.20
久留米市	5,659,795,672	75,428,338	65,290,728	10,137,610	1.33	1.15	0.18
長崎市	10,410,625,792	58,271,797	34,245,476	24,026,321	0.56	0.33	0.23
大分市	8,214,538,874	115,560,937	64,193,700	51,367,237	1.41	0.78	0.63
宮崎市	6,622,105,963	46,380,193	25,734,838	20,645,355	0.70	0.39	0.31
鹿児島市	13,885,691,888	182,607,390	163,476,478	19,130,912	1.32	1.18	0.14
那覇市	10,410,061,127	178,726,906	126,369,482	52,357,424	1.72	1.21	0.50
合計	1,720,943,545,365	15,709,321,043	10,671,305,058	5,038,026,245	0.91	0.62	0.29

資料：平成26年度生活困窮者自立相談支援事業費等負担金等に係る国庫負担協議等について

※1 支払基金審査（原審査）結果の金額（診療報酬等請求内訳書に記載される算定額）

※2 再審査の結果、容認と返戻により原審査から減点（額）の調整を行ったものの割合（併用の相手先（社保等）や指定医療機関からの取り下げ等によるものを除いている）

10 自治体別後発医薬品使用割合

自治体名	調剤(数量ベース)					
	平成27年6月審査分				平成26年6月審査分	
	総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品割合(%)	後発医薬品割合(%)	対前年伸び分
全国(総計)	250,190,390	84,563,615	165,626,775	66.2	61.0	5.2
【都道府県】						
北海道	10,462,392	3,462,491	6,999,901	66.9	56.3	10.6
(郡部) 北海道(郡部)	3,018,249	986,017	2,032,232	67.3	55.9	11.4
(市部)						
小樽市	814,570	332,309	482,261	59.2	46.4	12.8
室蘭市	527,224	173,660	353,564	67.1	52.3	14.8
帯広市	653,439	210,087	443,352	67.8	64.1	3.7
夕張市	54,672	15,132	39,540	72.3	61.9	10.4
岩見沢市	205,187	69,587	135,600	66.1	51.7	14.4
網走市	47,210	17,642	29,568	62.6	56.8	5.8
留萌市	85,198	23,385	61,813	72.6	64.1	8.4
苫小牧市	966,157	362,937	603,220	62.4	51.6	10.8
稚内市	133,294	41,514	91,780	68.9	63.5	5.4
美唄市	103,276	27,526	75,750	73.3	58.6	14.8
芦別市	62,405	27,379	35,026	56.1	56.2	- 0.1
江別市	241,495	87,191	154,304	63.9	48.7	15.2
赤平市	79,964	18,578	61,386	76.8	67.3	9.5
紋別市	68,613	30,278	38,335	55.9	47.5	8.4
三笠市	63,356	20,739	42,617	67.3	61.0	6.2
根室市	85,158	36,196	48,962	57.5	33.8	23.7
千歳市	231,515	77,598	153,917	66.5	54.2	12.3
滝川市	120,207	27,827	92,380	76.9	70.2	6.7
砂川市	31,946	6,156	25,790	80.7	79.2	1.5
歌志内市	29,908	7,323	22,585	75.5	67.5	8.1
深川市	58,063	28,882	29,181	50.3	50.0	0.3
富良野市	50,412	12,140	38,272	75.9	57.8	18.2
登別市	133,061	35,111	97,950	73.6	61.4	12.2
恵庭市	181,129	37,472	143,657	79.3	63.7	15.7
伊達市	76,740	22,574	54,166	70.6	53.4	17.2
北広島市	77,418	30,880	46,538	60.1	58.6	1.5
石狩市	89,168	33,797	55,371	62.1	51.5	10.6
士別市	61,554	15,558	45,996	74.7	56.3	18.4
釧路市	1,626,602	491,615	1,134,987	69.8	61.3	8.4
北斗市	124,460	44,634	79,826	64.1	59.0	5.1
北見市	309,834	96,344	213,490	68.9	57.5	11.4
名寄市	50,908	14,423	36,485	71.7	41.5	30.2
青森県	3,438,878	961,665	2,477,213	72.0	65.9	6.1
(郡部) 青森県(郡部)	927,870	238,941	688,929	74.2	65.4	8.8
(市部)						
八戸市	606,061	157,487	448,574	74.0	69.9	4.1
黒石市	125,034	23,619	101,415	81.1	72.5	8.6
三沢市	85,353	22,767	62,586	73.3	70.0	3.3
むつ市	271,400	108,564	162,836	60.0	56.0	4.0
十和田市	147,117	42,446	104,671	71.1	68.5	2.6
つがる市	142,363	52,946	89,417	62.8	53.0	9.8
五所川原市	254,024	78,409	175,615	69.1	61.7	7.4
平川市	86,364	21,627	64,737	75.0	73.3	1.7
弘前市	793,292	214,859	578,433	72.9	66.9	6.0
岩手県	964,364	268,811	695,553	72.1	64.2	7.9
(郡部) 岩手県(郡部)	244,101	71,459	172,642	70.7	62.7	8.0
(市部)						
大船渡市	29,176	9,141	20,035	68.7	63.8	4.8
北上市	65,868	20,180	45,688	69.4	64.9	4.4
陸前高田市	10,514	3,601	6,913	65.8	57.8	7.9
釜石市	69,761	20,592	49,169	70.5	59.0	11.5
宮古市	74,735	16,801	57,934	77.5	70.5	7.0
八幡平市	27,742	9,746	17,996	64.9	58.3	6.6
一関市	116,396	30,996	85,400	73.4	65.4	8.0
遠野市	9,550	3,332	6,218	65.1	58.9	6.2
花巻市	97,257	26,718	70,539	72.5	64.2	8.3
二戸市	46,968	14,714	32,254	68.7	65.2	3.5
奥州市	89,969	22,844	67,125	74.6	65.7	8.9

自治体名	調剤(数量ベース)							
	平成27年6月審査分			平成26年6月審査分				
	総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品割合(%)	後発医薬品割合(%)	対前年伸び分		
宮城県 (郡部) (市部)	久慈市	48,518	8,953	39,565	81.5	67.1	14.5	
	滝沢市	33,809	9,734	24,075	71.2	68.9	2.4	
	宮城県(郡部)	1,217,874	346,831	871,043	71.5	69.1	2.4	
	塩釜市	291,985	73,186	218,799	74.9	72.6	2.3	
	白石市	92,064	18,721	73,343	79.7	77.4	2.3	
	名取市	32,425	13,075	19,350	59.7	59.3	0.4	
	角田市	65,174	19,720	45,454	69.7	69.5	0.3	
	多賀城市	10,333	3,064	7,269	70.3	77.3	- 6.9	
	岩沼市	90,543	22,995	67,548	74.6	71.2	3.4	
	石巻市	25,380	7,376	18,004	70.9	70.9	0.1	
	登米市	194,702	57,106	137,596	70.7	70.0	0.7	
	栗原市	72,167	30,349	41,818	57.9	53.6	4.3	
	東松島市	83,516	22,844	60,672	72.6	68.1	4.6	
	大崎市	43,726	14,223	29,503	67.5	60.4	7.1	
	気仙沼市	180,657	54,706	125,951	69.7	66.2	3.5	
秋田県 (郡部) (市部)	秋田県(郡部)	35,202	9,466	25,736	73.1	72.7	0.4	
	秋田県(郡部)	1,387,975	533,156	854,819	61.6	53.9	7.7	
	大館市	148,209	60,864	87,345	58.9	57.5	1.5	
	鹿角市	117,781	38,250	79,531	67.5	57.5	10.1	
	男鹿市	117,781	38,250	79,531	67.5	57.5	10.1	
	湯沢市	53,693	22,129	31,564	58.8	42.9	15.9	
	由利本荘市	104,472	45,573	58,899	56.4	52.3	4.1	
	湯沢市	121,876	32,846	89,030	73.0	67.2	5.8	
	由利本荘市	115,992	47,028	68,964	59.5	52.9	6.6	
	潟上市	87,275	41,548	45,727	52.4	43.4	9.0	
	大仙市	239,461	86,354	153,107	63.9	53.2	10.7	
	北秋田市	50,736	18,014	32,722	64.5	55.6	8.9	
	仙北市	81,859	38,072	43,787	53.5	46.0	7.5	
	横手市	117,426	38,626	78,800	67.1	54.5	12.6	
	にかほ市	24,745	10,262	14,483	58.5	53.1	5.4	
能代市	124,450	53,590	70,860	56.9	52.1	4.8		
山形県 (郡部) (市部)	山形県(郡部)	813,518	225,243	588,275	72.3	68.1	4.3	
	山形県(郡部)	121,537	29,880	91,657	75.4	70.1	5.3	
	山形市	174,615	53,043	121,572	69.6	66.4	3.2	
	米沢市	113,262	35,651	77,611	68.5	64.0	4.5	
	新庄市	30,189	7,521	22,668	75.1	72.1	3.0	
	寒河江市	6,326	1,881	4,445	70.3	52.7	17.6	
	上山市	11,060	4,293	6,767	61.2	50.2	11.0	
	村山市	6,152	1,187	4,965	80.7	88.3	- 7.6	
	長井市	21,661	7,472	14,189	65.5	47.5	18.0	
	天童市	24,896	7,483	17,413	69.9	71.7	- 1.8	
	東根市	19,250	4,515	14,735	76.5	70.6	6.0	
	尾花沢市	5,049	1,227	3,822	75.7	77.0	- 1.3	
	南陽市	12,794	2,154	10,640	83.2	77.3	5.8	
	鶴岡市	152,748	42,697	110,051	72.0	68.9	3.1	
	酒田市	113,979	26,239	87,740	77.0	72.4	4.5	
福島県 (郡部) (市部)	福島県(郡部)	1,139,235	348,574	790,661	69.4	62.5	6.9	
	福島県(郡部)	181,826	55,435	126,391	69.5	61.5	8.0	
	福島市	368,759	100,703	268,056	72.7	67.9	4.8	
	会津若松市	234,943	74,570	160,373	68.3	58.6	9.7	
	須賀川市	92,287	26,880	65,407	70.9	64.2	6.6	
	相馬市	22,619	9,375	13,244	58.6	50.4	8.1	
	田村市	17,056	7,114	9,942	58.3	49.4	8.9	
	白河市	42,013	14,561	27,452	65.3	61.5	3.8	
	二本松市	41,879	16,912	24,967	59.6	50.2	9.5	
	南相馬市	36,816	12,992	23,824	64.7	67.6	- 2.9	
	伊達市	36,032	12,378	23,654	65.6	55.0	10.7	
	喜多方市	49,042	14,929	34,113	69.6	62.1	7.5	
	本宮市	15,963	2,725	13,238	82.9	76.3	6.6	
	茨城県 (郡部) (市部)	茨城県(郡部)	3,122,011	1,076,076	2,045,935	65.5	59.8	5.7
		茨城県(郡部)	249,939	96,104	153,835	61.5	58.0	3.6
水戸市		585,168	196,129	389,039	66.5	61.8	4.7	
日立市	224,330	101,782	122,548	54.6	49.7	5.0		

自治体名	調剤(数量ベース)						
	平成27年6月審査分				平成26年6月審査分		
	総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品割合(%)	後発医薬品割合(%)	対前年伸び分	
土浦市	148,124	37,553	110,571	74.6	65.7	8.9	
結城市	47,954	17,539	30,415	63.4	55.3	8.1	
龍ヶ崎市	92,411	28,043	64,368	69.7	59.2	10.5	
下妻市	34,821	8,847	25,974	74.6	74.7	- 0.1	
常総市	48,690	13,920	34,770	71.4	52.9	18.5	
常陸太田市	36,611	11,292	25,319	69.2	65.3	3.8	
高萩市	47,251	15,362	31,889	67.5	70.6	- 3.1	
北茨城市	39,333	12,052	27,281	69.4	68.6	0.8	
取手市	89,682	34,919	54,763	61.1	55.0	6.1	
牛久市	41,532	15,480	26,052	62.7	59.7	3.0	
つくば市	135,362	42,686	92,676	68.5	61.4	7.0	
ひたちなか市	132,104	36,508	95,596	72.4	66.2	6.2	
鹿嶋市	84,000	31,779	52,221	62.2	65.7	- 3.5	
潮来市	23,023	8,067	14,956	65.0	59.2	5.7	
守谷市	22,096	7,240	14,856	67.2	64.2	3.1	
常陸大宮市	38,708	13,074	25,634	66.2	54.5	11.8	
那珂市	30,970	8,273	22,697	73.3	55.9	17.4	
坂東市	47,101	13,698	33,403	70.9	62.6	8.3	
稲敷市	33,906	10,210	23,696	69.9	55.5	14.4	
筑西市	114,417	44,004	70,413	61.5	56.0	5.5	
かすみがうら市	41,402	10,338	31,064	75.0	63.1	11.9	
神栖市	109,384	44,955	64,429	58.9	48.8	10.1	
行方市	27,173	6,934	20,239	74.5	63.8	10.7	
古河市	217,213	70,577	146,636	67.5	62.0	5.5	
桜川市	37,014	11,897	25,117	67.9	65.2	2.6	
石岡市	125,605	45,044	80,561	64.1	59.9	4.3	
鉾田市	67,357	24,595	42,762	63.5	51.3	12.2	
笠間市	77,646	32,629	45,017	58.0	61.8	- 3.8	
つくばみらい市	22,255	7,314	14,941	67.1	62.4	4.7	
小美玉市	49,429	17,232	32,197	65.1	55.1	10.0	
栃木県	1,282,523	443,010	839,513	65.5	59.6	5.8	
(郡部)	栃木県(郡部)	141,538	48,444	93,094	65.8	62.2	3.6
(市部)	足利市	236,318	71,104	165,214	69.9	64.6	5.4
	栃木市	145,099	55,930	89,169	61.5	56.5	5.0
	鹿沼市	43,329	18,021	25,308	58.4	56.6	1.8
	小山市	154,762	61,696	93,066	60.1	55.4	4.8
	真岡市	91,146	29,625	61,521	67.5	58.3	9.2
	大田原市	74,231	25,817	48,414	65.2	59.9	5.3
	矢板市	20,292	7,438	12,854	63.3	47.5	15.9
	那須塩原市	117,121	36,602	80,519	68.7	64.7	4.0
	佐野市	82,526	23,853	58,673	71.1	64.6	6.5
	さくら市	22,380	6,004	16,376	73.2	65.6	7.6
	那須烏山市	10,865	6,585	4,280	39.4	44.6	- 5.2
	下野市	38,636	10,594	28,042	72.6	55.8	16.8
	日光市	104,280	41,297	62,983	60.4	54.7	5.7
群馬県	935,430	250,081	685,349	73.3	70.8	2.5	
(郡部)	群馬県(郡部)	185,513	48,701	136,812	73.7	72.2	1.6
(市部)	桐生市	147,702	34,955	112,747	76.3	71.7	4.7
	沼田市	32,101	8,500	23,601	73.5	77.2	- 3.7
	館林市	69,227	25,036	44,191	63.8	63.9	- 0.1
	藤岡市	39,923	10,159	29,764	74.6	67.7	6.8
	伊勢崎市	167,911	39,174	128,737	76.7	72.6	4.1
	太田市	146,670	44,100	102,570	69.9	72.2	- 2.2
	渋川市	59,130	22,552	36,578	61.9	57.5	4.4
	安中市	30,033	6,704	23,329	77.7	70.1	7.6
	みどり市	40,212	7,552	32,660	81.2	74.7	6.5
	富岡市	17,008	2,648	14,360	84.4	76.5	7.9
埼玉県	7,318,509	2,241,845	5,076,664	69.4	65.1	4.2	
(郡部)	埼玉県(郡部)	537,665	185,097	352,568	65.6	61.7	3.9
(市部)	川口市	1,264,042	318,176	945,866	74.8	71.5	3.3
	行田市	91,015	38,634	52,381	57.6	49.7	7.8
	所沢市	448,756	132,191	316,565	70.5	66.3	4.2

自治体名	調剤(数量ベース)						
	平成27年6月審査分			平成26年6月審査分			
	総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品割合(%)	後発医薬品割合(%)	対前年伸び分	
飯能市	93,121	29,447	63,674	68.4	70.9	- 2.5	
東松山市	81,079	24,797	56,282	69.4	66.0	3.5	
狭山市	145,995	42,939	103,056	70.6	61.1	9.4	
羽生市	24,875	9,500	15,375	61.8	56.0	5.8	
鴻巣市	74,884	24,277	50,607	67.6	64.2	3.3	
上尾市	215,685	64,036	151,649	70.3	66.6	3.7	
草加市	425,419	128,435	296,984	69.8	68.9	0.9	
蕨市	129,860	30,878	98,982	76.2	72.2	4.0	
戸田市	272,285	65,736	206,549	75.9	73.1	2.8	
入間市	117,330	31,508	85,822	73.1	66.5	6.7	
朝霞市	199,355	54,640	144,715	72.6	63.5	9.1	
志木市	87,748	26,297	61,451	70.0	61.9	8.2	
和光市	86,577	28,845	57,732	66.7	59.3	7.4	
新座市	299,720	102,526	197,194	65.8	60.3	5.5	
桶川市	70,062	27,909	42,153	60.2	47.5	12.7	
北本市	69,409	24,458	44,951	64.8	64.6	0.1	
八潮市	189,392	38,610	150,782	79.6	73.9	5.7	
富士見市	176,714	61,891	114,823	65.0	65.2	- 0.2	
三郷市	316,297	77,232	239,065	75.6	72.4	3.1	
蓮田市	57,985	23,084	34,901	60.2	58.8	1.4	
坂戸市	114,263	33,976	80,287	70.3	68.5	1.8	
幸手市	73,522	24,162	49,360	67.1	55.2	11.9	
鶴ヶ島市	78,224	27,169	51,055	65.3	61.3	4.0	
日高市	60,425	18,278	42,147	69.8	67.5	2.3	
吉川市	64,310	19,486	44,824	69.7	69.9	- 0.2	
秩父市	74,450	26,735	47,715	64.1	62.1	2.0	
熊谷市	300,143	106,963	193,180	64.4	58.9	5.5	
春日部市	342,048	109,842	232,206	67.9	62.3	5.6	
ふじみ野市	177,399	74,584	102,815	58.0	56.1	1.8	
深谷市	167,408	64,899	102,509	61.2	52.1	9.1	
本庄市	95,854	38,973	56,881	59.3	55.5	3.9	
久喜市	153,462	58,345	95,117	62.0	56.5	5.5	
加須市	106,732	33,996	72,736	68.1	67.3	0.8	
白岡市	34,999	13,294	21,705	62.0	61.5	0.6	
千葉県	5,409,862	1,911,040	3,498,822	64.7	59.2	5.4	
(郡部)	千葉県(郡部)	235,147	86,149	148,998	63.4	59.4	4.0
(市部)	銚子市	69,420	28,242	41,178	59.3	51.8	7.6
	市川市	709,116	266,788	442,328	62.4	57.8	4.6
	館山市	87,483	30,426	57,057	65.2	52.5	12.7
	木更津市	196,081	94,139	101,942	52.0	50.0	2.0
	松戸市	1,052,415	366,470	685,945	65.2	60.1	5.1
	野田市	168,038	49,349	118,689	70.6	66.3	4.3
	茂原市	124,803	44,367	80,436	64.5	58.5	6.0
	成田市	153,045	51,831	101,214	66.1	63.1	3.1
	佐倉市	124,166	42,322	81,844	65.9	53.6	12.3
	東金市	83,931	28,604	55,327	65.9	59.6	6.3
	習志野市	215,243	59,891	155,352	72.2	62.4	9.8
	勝浦市	16,144	8,761	7,383	45.7	44.8	0.9
	市原市	594,910	214,819	380,091	63.9	58.6	5.3
	流山市	150,264	45,584	104,680	69.7	67.5	2.2
	八千代市	236,606	80,305	156,301	66.1	55.7	10.4
	我孫子市	126,086	38,249	87,837	69.7	64.6	5.1
	鎌ヶ谷市	113,688	34,357	79,331	69.8	67.9	1.9
	君津市	102,206	44,280	57,926	56.7	48.9	7.8
	富津市	56,044	23,687	32,357	57.7	55.8	1.9
	浦安市	131,686	46,822	84,864	64.4	56.2	8.3
	四街道市	73,800	21,787	52,013	70.5	63.3	7.2
	袖ヶ浦市	50,228	20,797	29,431	58.6	55.6	3.0
	八街市	133,017	47,308	85,709	64.4	63.9	0.5
	印西市	30,299	12,567	17,732	58.5	56.6	1.9
	白井市	40,316	10,807	29,509	73.2	67.6	5.6
	富里市	60,517	19,542	40,975	67.7	65.6	2.1

自治体名	調剤(数量ベース)					
	平成27年6月審査分				平成26年6月審査分	
	総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品割合(%)	後発医薬品割合(%)	対前年伸び分
東京都	34,363,571	10,541,793	23,821,778	69.3	66.1	3.2
(郡部)	169,740	53,783	115,957	68.3	65.0	3.3
(市部)	56,045	14,961	41,084	73.3	65.4	7.9
鴨川市	19,565	4,520	15,045	76.9	69.0	7.9
旭市	17,818	5,905	11,913	66.9	68.9	- 2.0
いすみ市	26,597	9,996	16,601	62.4	55.4	7.1
匝瑳市	20,353	8,570	11,783	57.9	54.8	3.1
南房総市	30,328	9,307	21,021	69.3	58.8	10.5
香取市	79,090	24,134	54,956	69.5	63.7	5.8
山武市	33,140	9,591	23,549	71.1	67.4	3.7
大網白里市	48,272	20,767	27,505	57.0	43.8	13.2
東京都(郡部)	169,740	53,783	115,957	68.3	65.0	3.3
千代田区	56,045	14,961	41,084	73.3	65.4	7.9
中央区	126,531	41,731	84,800	67.0	60.5	6.5
港区	248,690	78,917	169,773	68.3	63.1	5.2
新宿区	1,196,944	432,300	764,644	63.9	60.3	3.6
文京区	315,335	98,445	216,890	68.8	65.3	3.5
台東区	1,313,115	377,271	935,844	71.3	68.6	2.6
墨田区	1,023,775	293,206	730,569	71.4	69.1	2.3
江東区	1,438,298	475,018	963,280	67.0	64.0	3.0
品川区	759,632	214,089	545,543	71.8	69.2	2.6
目黒区	392,623	127,924	264,699	67.4	63.0	4.4
大田区	2,280,178	684,242	1,595,936	70.0	66.5	3.5
世田谷区	1,125,078	375,970	749,108	66.6	64.2	2.3
渋谷区	352,250	104,309	247,941	70.4	67.1	3.3
中野区	969,130	302,941	666,189	68.7	65.6	3.2
杉並区	914,573	331,574	582,999	63.7	60.2	3.5
豊島区	868,472	275,661	592,811	68.3	65.0	3.2
北区	1,247,365	400,530	846,835	67.9	64.2	3.6
荒川区	952,611	306,638	645,973	67.8	62.9	4.9
板橋区	2,199,509	682,049	1,517,460	69.0	64.8	4.2
練馬区	1,964,585	591,844	1,372,741	69.9	66.4	3.4
足立区	3,688,956	1,127,084	2,561,872	69.4	67.1	2.4
葛飾区	1,887,296	540,968	1,346,328	71.3	68.0	3.3
江戸川区	2,005,123	669,124	1,335,999	66.6	63.9	2.7
立川市	627,981	160,005	467,976	74.5	70.7	3.8
武蔵野市	197,202	53,119	144,083	73.1	68.9	4.1
三鷹市	393,293	124,303	268,990	68.4	66.1	2.3
青梅市	247,352	77,998	169,354	68.5	67.6	0.9
府中市	552,936	149,258	403,678	73.0	69.1	3.9
昭島市	282,427	90,760	191,667	67.9	66.4	1.5
調布市	358,833	111,880	246,953	68.8	66.0	2.8
町田市	808,057	225,798	582,259	72.1	68.6	3.4
小金井市	124,094	36,200	87,894	70.8	66.4	4.4
小平市	328,496	96,468	232,028	70.6	70.3	0.4
日野市	257,856	73,817	184,039	71.4	71.5	- 0.2
東村山市	350,187	110,703	239,484	68.4	64.4	3.9
国分寺市	102,898	27,328	75,570	73.4	73.2	0.2
国立市	101,203	24,882	76,321	75.4	72.4	3.0
西東京市	398,848	105,833	293,015	73.5	67.9	5.6
福生市	136,908	36,579	100,329	73.3	70.3	3.0
狛江市	129,164	37,308	91,856	71.1	66.4	4.8
東大和市	211,589	54,810	156,779	74.1	73.2	0.9
清瀬市	250,913	77,173	173,740	69.2	68.0	1.3
東久留米市	240,645	59,941	180,704	75.1	70.9	4.2
武蔵村山市	217,323	52,605	164,718	75.8	69.9	5.9
多摩市	249,118	72,273	176,845	71.0	66.1	4.9
稲城市	120,867	33,205	87,662	72.5	70.6	1.9
羽村市	82,198	28,460	53,738	65.4	65.6	- 0.3
あきる野市	97,329	20,508	76,821	78.9	75.0	3.9
神奈川県	3,673,504	1,292,752	2,380,752	64.8	60.9	3.9
(郡部)	409,589	136,890	272,699	66.6	62.0	4.6
(市部)	376,203	110,580	265,623	70.6	66.8	3.8
鎌倉市	112,426	34,717	77,709	69.1	60.6	8.5

自治体名	調剤(数量ベース)							
	平成27年6月審査分			平成26年6月審査分				
	総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品割合(%)	後発医薬品割合(%)	対前年伸び分		
新潟県	藤沢市	609,196	220,447	388,749	63.8	59.6	4.2	
	小田原市	339,027	145,681	193,346	57.0	53.7	3.4	
	茅ヶ崎市	235,924	64,570	171,354	72.6	70.7	1.9	
	逗子市	45,377	16,012	29,365	64.7	61.3	3.4	
	三浦市	95,114	27,237	67,877	71.4	65.0	6.3	
	秦野市	169,513	62,915	106,598	62.9	59.5	3.3	
	厚木市	254,907	109,058	145,849	57.2	56.9	0.3	
	大和市	495,146	185,521	309,625	62.5	59.4	3.1	
	伊勢原市	82,882	35,217	47,665	57.5	55.6	1.9	
	海老名市	76,014	23,154	52,860	69.5	63.5	6.1	
	座間市	234,942	74,546	160,396	68.3	62.2	6.1	
	南足柄市	44,761	19,848	24,913	55.7	51.0	4.7	
	綾瀬市	92,483	26,359	66,124	71.5	63.6	7.9	
	新潟県	785,258	252,445	532,813	67.9	62.9	5.0	
	(郡部)	新潟県(郡部)	42,357	19,758	22,599	53.4	48.5	4.8
	(市部)	長岡市	93,418	31,682	61,736	66.1	63.1	3.0
		上越市	108,862	27,030	81,832	75.2	72.7	2.5
		柏崎市	55,527	12,085	43,442	78.2	73.2	5.0
		新発田市	87,266	33,556	53,710	61.5	55.0	6.5
		小千谷市	9,661	3,030	6,631	68.6	71.0	- 2.3
		加茂市	21,251	8,732	12,519	58.9	53.7	5.2
		見附市	7,377	2,209	5,168	70.1	71.8	- 1.8
		村上市	55,548	28,617	26,931	48.5	40.9	7.6
		妙高市	19,046	6,014	13,032	68.4	68.1	0.3
		佐渡市	12,967	2,972	9,995	77.1	69.7	7.3
	阿賀野市	36,705	9,140	27,565	75.1	68.7	6.4	
	魚沼市	19,395	4,471	14,924	76.9	76.4	0.5	
	南魚沼市	12,026	2,676	9,350	77.7	60.6	17.1	
	糸魚川市	30,192	6,069	24,123	79.9	75.0	4.9	
	十日町市	26,217	5,795	20,422	77.9	68.2	9.7	
	三条市	54,092	21,477	32,615	60.3	60.0	0.3	
	胎内市	15,756	6,761	8,995	57.1	51.1	5.9	
	五泉市	38,121	10,130	27,991	73.4	62.0	11.4	
	燕市	39,474	10,241	29,233	74.1	63.1	11.0	
富山県		148,197	40,987	107,210	72.3	68.8	3.6	
(郡部)	富山県(郡部)	13,789	3,527	10,262	74.4	69.1	5.3	
(市部)	魚津市	7,799	1,217	6,582	84.4	84.6	- 0.2	
	氷見市	16,577	6,705	9,872	59.6	59.8	- 0.3	
	滑川市	10,024	3,245	6,779	67.6	61.6	6.1	
	砺波市	6,029	2,008	4,021	66.7	83.1	- 16.4	
	小矢部市	3,676	416	3,260	88.7	77.4	11.3	
	南砺市	7,843	3,517	4,326	55.2	77.1	- 21.9	
	高岡市	67,193	15,431	51,762	77.0	63.8	13.3	
	射水市	11,391	3,709	7,682	67.4	75.3	- 7.8	
	黒部市	3,876	1,212	2,664	68.7	67.2	1.6	
石川県		387,369	123,063	264,306	68.2	63.4	4.9	
(郡部)	石川県(郡部)	54,818	19,149	35,669	65.1	53.2	11.9	
(市部)	小松市	64,637	17,442	47,195	73.0	71.9	1.2	
	珠洲市	594	60	534	89.9	82.4	7.5	
	羽咋市	9,916	4,119	5,797	58.5	53.1	5.3	
	かほく市	8,366	3,174	5,192	62.1	60.8	1.3	
	七尾市	20,878	5,830	15,048	72.1	62.0	10.1	
	白山市	25,593	8,746	16,847	65.8	62.5	3.3	
	能美市	9,776	3,161	6,615	67.7	56.7	11.0	
	加賀市	137,349	48,342	89,007	64.8	62.7	2.1	
	輪島市	31,113	6,891	24,222	77.9	66.9	10.9	
	野々市市	24,329	6,149	18,180	74.7	71.4	3.4	
福井県		340,464	84,176	256,288	75.3	71.5	3.7	
(郡部)	福井県(郡部)	31,735	6,743	24,992	78.8	74.6	4.2	
(市部)	福井市	167,345	46,906	120,439	72.0	69.2	2.8	
	敦賀市	38,198	6,871	31,327	82.0	75.3	6.8	
	小浜市	20,995	7,172	13,823	65.8	69.4	- 3.6	

自治体名	調剤(数量ベース)						
	平成27年6月審査分				平成26年6月審査分		
	総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品割合(%)	後発医薬品割合(%)	対前年伸び分	
山梨県 (郡部) (市部)	大野市	10,219	2,109	8,110	79.4	79.1	0.3
	勝山市	4,442	1,074	3,368	75.8	45.4	30.4
	鯖江市	14,431	2,873	11,558	80.1	78.7	1.3
	あわら市	12,999	2,111	10,888	83.8	73.7	10.1
	越前市	22,720	5,047	17,673	77.8	72.0	5.8
	坂井市	17,380	3,270	14,110	81.2	73.7	7.5
	山梨県	758,104	270,760	487,344	64.3	60.1	4.1
	山梨県(郡部)	48,262	22,085	26,177	54.2	56.2	- 2.0
	甲府市	321,857	108,957	212,900	66.1	62.8	3.3
	富士吉田市	27,562	9,707	17,855	64.8	63.0	1.8
	都留市	18,964	4,881	14,083	74.3	69.3	4.9
	大月市	19,319	5,947	13,372	69.2	56.5	12.7
	韮崎市	14,198	3,686	10,512	74.0	72.2	1.8
	南アルプス市	38,114	9,736	28,378	74.5	67.1	7.4
	甲斐市	56,925	21,291	35,634	62.6	56.2	6.4
	笛吹市	111,883	35,341	76,542	68.4	63.9	4.6
	北杜市	22,352	9,020	13,332	59.6	56.3	3.3
	上野原市	7,712	2,767	4,945	64.1	53.9	10.2
山梨市	30,095	18,920	11,175	37.1	38.3	- 1.2	
甲州市	20,657	10,859	9,798	47.4	35.8	11.6	
中央市	20,204	7,563	12,641	62.6	54.1	8.4	
長野県 (郡部) (市部)	840,085	193,447	646,638	77.0	75.5	1.5	
長野県(郡部)	155,091	34,504	120,587	77.8	78.5	- 0.7	
松本市	181,926	43,548	138,378	76.1	72.9	3.2	
岡谷市	14,698	4,736	9,962	67.8	75.1	- 7.4	
飯田市	40,583	7,850	32,733	80.7	80.6	0.1	
諏訪市	25,697	9,293	16,404	63.8	68.5	- 4.6	
須坂市	16,696	2,816	13,880	83.1	84.6	- 1.5	
小諸市	36,853	10,389	26,464	71.8	81.8	- 10.0	
駒ヶ根市	11,975	1,712	10,263	85.7	77.5	8.2	
大町市	18,223	2,550	15,673	86.0	78.9	7.2	
飯山市	10,059	1,545	8,514	84.6	76.4	8.3	
茅野市	15,303	3,512	11,791	77.1	78.0	- 1.0	
塩尻市	33,818	10,536	23,282	68.8	74.8	- 6.0	
千曲市	25,909	7,345	18,564	71.7	69.3	2.3	
東御市	14,360	2,346	12,014	83.7	76.7	6.9	
中野市	21,314	6,390	14,924	70.0	61.4	8.6	
佐久市	57,747	11,279	46,468	80.5	77.7	2.7	
安曇野市	52,132	9,478	42,654	81.8	74.7	7.1	
上田市	92,590	20,723	71,867	77.6	74.0	3.6	
伊那市	15,111	2,895	12,216	80.8	70.0	10.8	
岐阜県 (郡部) (市部)	525,889	175,617	350,272	66.6	60.2	6.4	
岐阜県(郡部)	89,032	29,151	59,881	67.3	63.8	3.4	
大垣市	29,446	10,471	18,975	64.4	45.8	18.7	
高山市	44,549	10,383	34,166	76.7	72.6	4.1	
多治見市	45,274	17,971	27,303	60.3	63.4	- 3.1	
関市	29,114	8,673	20,441	70.2	56.6	13.6	
中津川市	27,749	10,065	17,684	63.7	50.5	13.2	
美濃市	7,153	2,045	5,108	71.4	66.2	5.2	
瑞浪市	3,153	689	2,464	78.1	78.0	0.2	
羽島市	26,879	10,849	16,030	59.6	47.5	12.2	
美濃加茂市	13,184	2,688	10,496	79.6	64.9	14.7	
土岐市	13,687	4,350	9,337	68.2	58.6	9.6	
各務原市	79,493	29,381	50,112	63.0	57.3	5.8	
可児市	27,867	7,232	20,635	74.0	72.5	1.5	
山県市	7,459	2,183	5,276	70.7	56.7	14.1	
瑞穂市	22,877	7,059	15,818	69.1	54.0	15.1	
本巣市	7,363	2,870	4,493	61.0	56.9	4.1	
飛騨市	5,526	897	4,629	83.8	77.2	6.5	
郡上市	15,414	8,108	7,306	47.4	40.1	7.3	
下呂市	11,109	3,967	7,142	64.3	65.0	- 0.7	
恵那市	13,746	4,924	8,822	64.2	59.1	5.0	

自治体名	調剤(数量ベース)						
	平成27年6月審査分			平成26年6月審査分			
	総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品割合(%)	後発医薬品割合(%)	対前年伸び分	
海津市	5,815	1,661	4,154	71.4	72.7	- 1.3	
静岡県	1,491,008	463,085	1,027,923	68.9	65.5	3.4	
(郡部)	静岡県(郡部)	194,256	57,135	137,121	70.6	67.0	3.6
(市部)	沼津市	283,706	85,199	198,507	70.0	67.4	2.5
	熱海市	83,817	26,353	57,464	68.6	60.8	7.7
	三島市	100,492	24,830	75,662	75.3	73.6	1.7
	富士宮市	43,697	14,504	29,193	66.8	61.7	5.1
	伊東市	172,768	65,041	107,727	62.4	59.7	2.7
	富士市	128,155	37,315	90,840	70.9	64.2	6.7
	焼津市	78,733	20,851	57,882	73.5	67.8	5.7
	藤枝市	42,285	11,773	30,512	72.2	65.8	6.4
	御殿場市	43,844	17,986	25,858	59.0	54.7	4.3
	下田市	42,491	11,831	30,660	72.2	70.5	1.7
	裾野市	12,081	5,178	6,903	57.1	52.2	4.9
	湖西市	16,672	3,245	13,427	80.5	78.8	1.8
	伊豆市	15,348	4,183	11,165	72.7	66.4	6.3
	御前崎市	15,103	3,237	11,866	78.6	73.7	4.8
	菊川市	8,874	2,732	6,142	69.2	70.4	- 1.2
	磐田市	41,917	7,870	34,047	81.2	74.3	6.9
	掛川市	28,336	9,591	18,745	66.2	74.3	- 8.2
	袋井市	32,947	12,081	20,866	63.3	62.3	1.1
	伊豆の国市	52,447	22,408	30,039	57.3	53.8	3.5
	島田市	32,739	10,584	22,155	67.7	62.6	5.1
	牧之原市	20,300	9,158	11,142	54.9	61.7	- 6.8
愛知県		2,084,911	625,763	1,459,148	70.0	64.8	5.2
(郡部)	愛知県(郡部)	119,254	40,803	78,451	65.8	61.4	4.4
(市部)	一宮市	372,825	88,219	284,606	76.3	70.1	6.3
	瀬戸市	56,636	20,584	36,052	63.7	55.3	8.3
	半田市	84,635	23,722	60,913	72.0	65.9	6.1
	春日井市	286,774	102,277	184,497	64.3	60.0	4.4
	豊川市	108,280	27,863	80,417	74.3	73.3	1.0
	津島市	45,327	9,768	35,559	78.4	73.9	4.6
	碧南市	30,011	10,104	19,907	66.3	56.3	10.1
	刈谷市	52,332	21,826	30,506	58.3	49.3	9.0
	安城市	43,863	13,504	30,359	69.2	71.3	- 2.0
	西尾市	59,461	14,977	44,484	74.8	69.9	4.9
	蒲郡市	71,831	22,095	49,736	69.2	64.2	5.1
	犬山市	39,499	10,682	28,817	73.0	70.7	2.2
	常滑市	21,286	7,983	13,303	62.5	53.5	9.0
	江南市	60,980	18,164	42,816	70.2	63.1	7.1
	小牧市	103,914	19,166	84,748	81.6	74.6	7.0
	稲沢市	74,406	19,921	54,485	73.2	65.8	7.4
	東海市	0	0	0	0.0	56.9	- 56.9
	大府市	21,330	7,748	13,582	63.7	62.8	0.8
	知多市	43,292	14,422	28,870	66.7	64.1	2.6
	知立市	17,390	9,256	8,134	46.8	43.1	3.7
	尾張旭市	17,275	6,824	10,451	60.5	59.9	0.6
	高浜市	4,711	2,271	2,440	51.8	47.3	4.5
	岩倉市	36,515	17,104	19,411	53.2	52.7	0.5
	豊明市	29,858	13,282	16,576	55.5	54.4	1.1
	日進市	10,567	3,114	7,453	70.5	69.9	0.6
	田原市	7,037	1,694	5,343	75.9	69.0	6.9
	愛西市	20,065	6,379	13,686	68.2	59.2	9.0
	清須市	52,364	14,309	38,055	72.7	71.3	1.3
	北名古屋市	55,483	15,323	40,160	72.4	65.7	6.7
	弥富市	29,312	9,644	19,668	67.1	56.5	10.6
	新城市	7,146	929	6,217	87.0	89.3	- 2.3
	みよし市	9,525	1,697	7,828	82.2	82.1	0.1
	あま市	85,097	27,467	57,630	67.7	62.7	5.0
	長久手市	6,630	2,642	3,988	60.2	65.2	- 5.0
三重県		1,662,382	574,303	1,088,079	65.5	60.3	5.1
(郡部)	三重県(郡部)	97,736	30,515	67,221	68.8	65.8	3.0

自治体名		調剤(数量ベース)						
		平成27年6月審査分				平成26年6月審査分		
		総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品割合(%)	後発医薬品割合(%)	対前年伸び分	
(市部)	四日市市	312,527	88,448	224,079	71.7	68.9	2.8	
	鈴鹿市	103,167	29,880	73,287	71.0	69.3	1.8	
	名張市	47,745	21,380	26,365	55.2	50.9	4.3	
	尾鷲市	22,629	7,386	15,243	67.4	61.4	6.0	
	鳥羽市	15,735	4,843	10,892	69.2	46.9	22.3	
	いなべ市	7,389	2,206	5,183	70.1	48.7	21.4	
	志摩市	82,832	28,393	54,439	65.7	65.5	0.2	
	伊賀市	119,529	55,466	64,063	53.6	50.8	2.8	
	桑名市	92,493	29,658	62,835	67.9	61.2	6.7	
	松阪市	266,099	74,897	191,202	71.9	65.7	6.1	
	亀山市	18,341	6,644	11,697	63.8	60.2	3.6	
	伊勢市	168,365	53,001	115,364	68.5	61.1	7.4	
	熊野市	14,201	4,699	9,502	66.9	74.2	- 7.3	
	津市	289,227	134,718	154,509	53.4	44.5	8.9	
	多気町	4,367	2,169	2,198	50.3	46.0	4.3	
	滋賀県		883,607	377,067	506,540	57.3	51.1	6.2
(郡部)	滋賀県(郡部)	70,831	27,635	43,196	61.0	58.8	2.2	
(市部)	彦根市	120,709	60,513	60,196	49.9	41.2	8.7	
	草津市	90,891	33,728	57,163	62.9	57.7	5.2	
	守山市	25,403	8,369	17,034	67.1	61.1	5.9	
	栗東市	38,031	15,631	22,400	58.9	59.3	- 0.4	
	甲賀市	40,436	12,044	28,392	70.2	64.6	5.6	
	野洲市	28,570	8,567	20,003	70.0	68.7	1.3	
	湖南市	29,979	11,230	18,749	62.5	59.4	3.1	
	高島市	32,404	15,045	17,359	53.6	46.3	7.3	
	東近江市	65,342	24,741	40,601	62.1	55.9	6.2	
	米原市	21,760	8,063	13,697	62.9	47.8	15.1	
	長浜市	206,056	105,001	101,055	49.0	44.3	4.8	
	近江八幡市	113,195	46,500	66,695	58.9	47.6	11.4	
	京都府		1,431,782	621,000	810,782	56.6	52.9	3.7
	(郡部)	京都府(郡部)	193,330	82,341	110,989	57.4	54.3	3.1
(市部)	福知山市	108,637	48,587	60,050	55.3	47.9	7.3	
	舞鶴市	130,369	60,337	70,032	53.7	56.4	- 2.7	
	綾部市	7,788	2,516	5,272	67.7	51.8	15.9	
	宇治市	264,802	120,087	144,715	54.7	53.0	1.7	
	宮津市	17,845	6,692	11,153	62.5	64.6	- 2.1	
	亀岡市	95,897	40,025	55,872	58.3	51.1	7.2	
	城陽市	87,281	38,845	48,436	55.5	54.7	0.8	
	向日市	57,083	23,148	33,935	59.4	62.4	- 2.9	
	長岡京市	78,004	38,659	39,345	50.4	54.0	- 3.6	
	八幡市	194,455	83,809	110,646	56.9	50.0	6.9	
	京田辺市	95,900	30,192	65,708	68.5	55.8	12.7	
	京丹後市	14,539	5,928	8,611	59.2	47.5	11.7	
	南丹市	42,362	22,455	19,907	47.0	41.1	5.9	
	木津川市	43,490	17,379	26,111	60.0	50.6	9.4	
大阪府		8,633,333	3,485,749	5,147,584	59.6	53.5	6.1	
(郡部)	大阪府(郡部)	186,193	82,472	103,721	55.7	50.0	5.7	
(市部)	岸和田市	560,878	243,785	317,093	56.5	51.8	4.7	
	池田市	80,319	27,595	52,724	65.6	64.7	0.9	
	吹田市	723,677	290,208	433,469	59.9	47.4	12.5	
	泉大津市	213,983	75,017	138,966	64.9	61.0	4.0	
	貝塚市	157,942	76,332	81,610	51.7	50.8	0.8	
	守口市	665,819	281,381	384,438	57.7	51.6	6.1	
	茨木市	390,624	133,403	257,221	65.8	56.6	9.3	
	八尾市	930,564	408,361	522,203	56.1	53.0	3.1	
	泉佐野市	202,542	90,570	111,972	55.3	56.7	- 1.4	
	富田林市	223,390	76,412	146,978	65.8	57.8	8.0	
	寝屋川市	953,660	352,994	600,666	63.0	57.5	5.5	
	河内長野市	136,304	54,352	81,952	60.1	59.5	0.6	
	松原市	389,513	143,651	245,862	63.1	50.8	12.3	
	大東市	142,860	54,654	88,206	61.7	60.2	1.5	
	和泉市	414,239	176,592	237,647	57.4	47.7	9.7	

自治体名	調剤(数量ベース)						
	平成27年6月審査分				平成26年6月審査分		
	総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品割合(%)	後発医薬品割合(%)	対前年伸び分	
	箕面市	119,201	47,201	72,000	60.4	56.1	4.3
	柏原市	169,643	80,864	88,779	52.3	51.0	1.4
	羽曳野市	374,156	178,607	195,549	52.3	45.5	6.7
	門真市	721,186	247,493	473,693	65.7	57.5	8.1
	摂津市	204,922	67,420	137,502	67.1	63.4	3.7
	高石市	102,859	32,604	70,255	68.3	66.1	2.2
	藤井寺市	167,987	82,967	85,020	50.6	48.3	2.3
	泉南市	116,392	62,302	54,090	46.5	40.4	6.0
	四條畷市	84,116	36,318	47,798	56.8	52.8	4.0
	交野市	64,272	27,043	37,229	57.9	52.4	5.5
	大阪狭山市	55,950	25,330	30,620	54.7	53.3	1.4
	阪南市	64,928	25,968	38,960	60.0	53.5	6.5
	島本町	15,214	3,853	11,361	74.7	67.8	6.9
兵庫県		2,631,770	958,469	1,673,301	63.6	57.7	5.9
(郡部)	兵庫県(郡部)	111,534	33,575	77,959	69.9	64.9	5.0
(市部)	明石市	711,439	269,913	441,526	62.1	58.3	3.8
	芦屋市	79,538	25,368	54,170	68.1	54.9	13.2
	伊丹市	315,107	135,080	180,027	57.1	49.6	7.5
	相生市	14,135	5,968	8,167	57.8	49.4	8.3
	加古川市	244,321	77,691	166,630	68.2	63.0	5.2
	赤穂市	15,266	2,262	13,004	85.2	75.4	9.8
	宝塚市	255,362	114,492	140,870	55.2	50.4	4.8
	三木市	77,160	26,496	50,664	65.7	48.4	17.3
	高砂市	130,006	38,277	91,729	70.6	65.9	4.7
	川西市	197,066	77,254	119,812	60.8	57.4	3.4
	小野市	20,982	6,620	14,362	68.4	60.5	8.0
	三田市	31,587	8,024	23,563	74.6	70.3	4.3
	加西市	19,751	7,360	12,391	62.7	56.6	6.1
	篠山市	26,103	6,757	19,346	74.1	66.1	8.0
	養父市	14,741	4,515	10,226	69.4	51.6	17.8
	丹波市	21,235	6,041	15,194	71.6	59.3	12.2
	南あわじ市	36,197	9,721	26,476	73.1	60.1	13.1
	朝来市	7,470	3,474	3,996	53.5	47.8	5.7
	淡路市	57,820	17,758	40,062	69.3	66.0	3.3
	豊岡市	60,280	21,860	38,420	63.7	56.9	6.9
	宍粟市	16,897	5,061	11,836	70.0	52.5	17.5
	たつの市	49,185	20,364	28,821	58.6	56.8	1.8
	西脇市	41,717	11,230	30,487	73.1	62.2	10.9
	洲本市	62,219	19,636	42,583	68.4	63.4	5.0
	加東市	14,652	3,672	10,980	74.9	73.5	1.5
奈良県		1,667,113	682,835	984,278	59.0	55.8	3.3
(郡部)	奈良県(郡部)	417,460	155,224	262,236	62.8	59.4	3.4
(市部)	大和高田市	254,476	115,107	139,369	54.8	53.4	1.4
	大和郡山市	210,217	81,829	128,388	61.1	58.0	3.1
	天理市	83,556	26,492	57,064	68.3	63.1	5.2
	橿原市	180,688	78,204	102,484	56.7	51.2	5.5
	桜井市	148,811	59,052	89,759	60.3	55.4	4.9
	五條市	34,019	16,968	17,051	50.1	50.3	- 0.2
	御所市	99,935	50,651	49,284	49.3	46.7	2.6
	生駒市	83,077	38,676	44,401	53.4	51.9	1.5
	香芝市	48,721	16,286	32,435	66.6	64.8	1.8
	葛城市	25,085	10,001	15,084	60.1	61.9	- 1.8
	宇陀市	78,036	32,604	45,432	58.2	53.6	4.6
	十津川村	3,032	1,741	1,291	42.6	49.4	- 6.8
和歌山県		669,962	320,769	349,193	52.1	45.6	6.5
(郡部)	和歌山県(郡部)	206,402	90,858	115,544	56.0	49.5	6.5
(市部)	有田市	32,726	18,801	13,925	42.6	38.6	3.9
	御坊市	66,476	43,155	23,321	35.1	29.9	5.2
	海南市	56,530	22,906	33,624	59.5	56.1	3.4
	田辺市	107,079	54,121	52,958	49.5	46.8	2.6
	新宮市	59,555	28,811	30,744	51.6	42.5	9.2
	紀の川市	43,405	21,907	21,498	49.5	43.4	6.1

自治体名	調剤(数量ベース)						
	平成27年6月審査分			平成26年6月審査分			
	総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品割合(%)	後発医薬品割合(%)	対前年伸び分	
鳥取県 (郡部) (市部)	橋本市	63,253	26,031	37,222	58.8	51.9	7.0
	岩出市	34,536	14,179	20,357	58.9	40.5	18.5
	鳥取県(郡部)	731,265	242,652	488,613	66.8	60.5	6.4
	鳥取市(市部)	21,186	7,438	13,748	64.9	66.9	- 2.0
	鳥取市	289,079	84,376	204,703	70.8	65.1	5.7
	倉吉市	76,475	22,106	54,369	71.1	64.4	6.7
	境港市	65,016	28,096	36,920	56.8	44.8	12.0
	米子市	199,735	78,378	121,357	60.8	54.7	6.0
	日吉津村	1,826	672	1,154	63.2	77.5	- 14.3
	日南町	5,982	1,948	4,034	67.4	63.4	4.0
	江府町	2,540	885	1,655	65.2	49.8	15.3
	岩美町	1,469	555	914	62.2	58.9	3.3
	智頭町	4,246	951	3,295	77.6	76.9	0.7
	湯梨浜町	10,846	2,613	8,233	75.9	68.8	7.1
	北栄町	6,222	1,672	4,550	73.1	53.9	19.3
	南部町	4,751	1,524	3,227	67.9	58.2	9.7
	伯耆町	8,584	3,464	5,120	59.6	49.0	10.6
	若桜町	4,432	1,187	3,245	73.2	55.8	17.4
	八頭町	11,508	3,478	8,030	69.8	70.5	- 0.8
	琴浦町	15,688	2,915	12,773	81.4	62.5	18.9
日野町	1,680	394	1,286	76.5	43.1	33.5	
鳥根県 (市部)	596,485	171,085	425,400	71.3	67.5	3.8	
益田市	47,685	11,782	35,903	75.3	76.9	- 1.6	
江津市	22,234	5,172	17,062	76.7	76.0	0.7	
安来市	13,095	6,745	6,350	48.5	64.7	- 16.2	
雲南市	20,453	3,786	16,667	81.5	73.8	7.7	
出雲市	113,239	28,615	84,624	74.7	66.9	7.9	
松江市	244,576	73,877	170,699	69.8	62.8	7.0	
浜田市	52,737	15,960	36,777	69.7	72.6	- 2.9	
大田市	36,518	14,996	21,522	58.9	59.6	- 0.6	
飯南町	3,339	542	2,797	83.8	76.8	6.9	
奥出雲町	5,372	1,356	4,016	74.8	71.5	3.3	
海士町	308	0	308	100.0	100.0	0.0	
西ノ島町	595	252	343	57.6	79.4	- 21.7	
隠岐の島町	14,803	1,922	12,881	87.0	79.6	7.4	
吉賀町	4,387	1,716	2,671	60.9	66.3	- 5.4	
邑南町	6,626	2,000	4,626	69.8	88.3	- 18.5	
津和野町	5,781	803	4,978	86.1	87.5	- 1.4	
川本町	2,236	781	1,455	65.1	61.5	3.6	
美郷町	2,501	780	1,721	68.8	61.1	7.7	
岡山県 (郡部)	569,840	180,188	389,652	68.4	64.3	4.1	
岡山県(郡部)	60,731	16,200	44,531	73.3	73.8	- 0.5	
津山市	121,231	45,876	75,355	62.2	56.9	5.3	
玉野市	87,394	29,084	58,310	66.7	61.9	4.8	
笠岡市	43,895	11,910	31,985	72.9	66.3	6.6	
井原市	20,078	8,701	11,377	56.7	55.6	1.0	
総社市	32,577	9,617	22,960	70.5	66.7	3.8	
高梁市	32,016	11,719	20,297	63.4	55.4	8.0	
新見市	28,437	8,681	19,756	69.5	67.3	2.1	
備前市	21,178	7,022	14,156	66.8	59.2	7.6	
瀬戸内市	11,811	3,265	8,546	72.4	70.4	1.9	
赤磐市	12,874	2,587	10,287	79.9	69.5	10.4	
真庭市	27,341	9,503	17,838	65.2	66.2	- 1.0	
美作市	44,717	10,210	34,507	77.2	73.0	4.2	
浅口市	11,567	1,493	10,074	87.1	83.4	3.7	
西粟倉村	80	0	80	100.0	100.0	0.0	
美咲町	12,077	4,320	7,757	64.2	63.8	0.5	
新庄村	1,836	0	1,836	100.0	97.4	2.6	
広島県 (市部)	1,334,423	367,914	966,509	72.4	69.7	2.7	
呉市	441,071	113,904	327,167	74.2	70.0	4.2	
竹原市	40,071	9,462	30,609	76.4	79.2	- 2.8	
三原市	110,952	30,074	80,878	72.9	73.6	- 0.7	

自治体名	調剤(数量ベース)						
	平成27年6月審査分				平成26年6月審査分		
	総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品割合(%)	後発医薬品割合(%)	対前年伸び分	
尾道市	253,634	74,619	179,015	70.6	65.9	4.7	
府中市	38,912	11,831	27,081	69.6	68.2	1.4	
三次市	44,182	12,943	31,239	70.7	70.1	0.6	
大竹市	23,469	8,786	14,683	62.6	63.9	- 1.4	
東広島市	136,020	33,899	102,121	75.1	70.3	4.8	
廿日市市	49,557	13,307	36,250	73.1	72.0	1.2	
安芸高田市	25,555	4,597	20,958	82.0	76.5	5.5	
江田島市	28,129	11,446	16,683	59.3	60.1	- 0.8	
庄原市	16,451	4,198	12,253	74.5	71.8	2.7	
大崎上島町	5,838	1,392	4,446	76.2	65.0	11.2	
安芸太田町	3,709	1,305	2,404	64.8	78.4	- 13.6	
北広島町	14,332	3,122	11,210	78.2	82.8	- 4.6	
世羅町	3,303	971	2,332	70.6	78.8	- 8.2	
神石高原町	4,310	611	3,699	85.8	79.7	6.2	
海田町	16,406	5,469	10,937	66.7	64.8	1.9	
熊野町	14,779	4,695	10,084	68.2	72.0	- 3.8	
坂町	4,279	2,359	1,920	44.9	57.3	- 12.4	
府中町	59,464	18,924	40,540	68.2	67.2	0.9	
山口県	1,445,606	472,200	973,406	67.3	60.5	6.8	
(郡部)	山口県(郡部)	36,703	6,434	30,269	82.5	86.3	- 3.8
(市部)	宇部市	401,925	125,704	276,221	68.7	56.7	12.0
	防府市	92,666	39,744	52,922	57.1	57.5	- 0.4
	下松市	45,274	17,036	28,238	62.4	57.5	4.9
	周南市	174,289	65,402	108,887	62.5	59.5	3.0
	光市	54,595	19,014	35,581	65.2	60.7	4.5
	柳井市	25,275	3,622	21,653	85.7	84.8	0.9
	萩市	51,243	25,590	25,653	50.1	47.3	2.7
	長門市	36,332	15,153	21,179	58.3	54.6	3.7
	山陽小野田市	122,764	46,469	76,295	62.1	50.9	11.2
	山口市	131,093	32,472	98,621	75.2	59.6	15.7
	岩国市	231,057	60,965	170,092	73.6	72.1	1.6
	美祢市	29,211	9,460	19,751	67.6	67.6	0.1
	周防大島町	13,179	5,135	8,044	61.0	60.0	1.1
徳島県	1,418,864	558,863	860,001	60.6	56.8	3.8	
(郡部)	徳島県(郡部)	306,679	125,903	180,776	58.9	58.0	0.9
(市部)	徳島市	606,326	227,893	378,433	62.4	57.7	4.8
	鳴門市	81,903	29,317	52,586	64.2	57.1	7.1
	小松島市	92,176	42,340	49,836	54.1	49.7	4.4
	阿南市	137,109	65,712	71,397	52.1	48.0	4.0
	吉野川市	48,095	16,865	31,230	64.9	63.5	1.4
	美馬市	54,120	21,051	33,069	61.1	59.6	1.5
	阿波市	32,396	12,634	19,762	61.0	59.2	1.8
	三好市	60,060	17,148	42,912	71.4	61.8	9.6
香川県	578,374	204,133	374,241	64.7	61.7	3.0	
(郡部)	香川県(郡部)	168,955	62,214	106,741	63.2	57.9	5.3
(市部)	坂出市	79,878	25,074	54,804	68.6	66.8	1.8
	善通寺市	93,175	35,183	57,992	62.2	59.4	2.9
	さぬき市	24,302	9,549	14,753	60.7	58.9	1.8
	東かがわ市	21,422	6,317	15,105	70.5	72.1	- 1.6
	丸亀市	119,051	40,631	78,420	65.9	64.8	1.1
	観音寺市	39,358	13,947	25,411	64.6	57.9	6.7
	三豊市	32,233	11,218	21,015	65.2	63.9	1.3
愛媛県	921,352	327,839	593,513	64.4	57.3	7.1	
(郡部)	愛媛県(郡部)	158,243	55,584	102,659	64.9	62.7	2.2
(市部)	新居浜市	136,987	53,686	83,301	60.8	51.7	9.1
	四国中央市	74,135	16,569	57,566	77.7	63.0	14.6
	西予市	32,002	7,707	24,295	75.9	51.7	24.2
	東温市	26,136	11,701	14,435	55.2	46.8	8.4
	西条市	51,407	27,243	24,164	47.0	47.0	0.0
	大州市	25,168	6,252	18,916	75.2	64.1	11.1
	今治市	156,810	69,211	87,599	55.9	53.3	2.5
	八幡浜市	47,765	21,303	26,462	55.4	50.5	4.9

自治体名	調剤(数量ベース)						
	平成27年6月審査分				平成26年6月審査分		
	総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品割合(%)	後発医薬品割合(%)	対前年伸び分	
高知県 (郡部) (市部)	伊予市	39,413	9,598	29,815	75.6	71.2	4.5
	宇和島市	173,286	48,985	124,301	71.7	63.6	8.2
	高知県(郡部)	1,012,492	373,707	638,785	63.1	60.4	2.7
	室戸市	316,045	111,523	204,522	64.7	61.6	3.1
	安芸市	177,568	69,327	108,241	61.0	56.3	4.7
	南国市	38,894	17,273	21,621	55.6	43.2	12.4
	土佐市	96,585	34,653	61,932	64.1	63.8	0.3
	須崎市	62,095	27,459	34,636	55.8	52.8	3.0
	宿毛市	105,059	47,919	57,140	54.4	53.6	0.7
	土佐清水市	38,657	13,165	25,492	65.9	68.0	- 2.1
	四万十市	26,000	4,309	21,691	83.4	80.9	2.5
	香南市	68,152	19,695	48,457	71.1	68.8	2.3
	香美市	43,772	18,925	24,847	56.8	51.5	5.3
	香美市	39,665	9,459	30,206	76.2	77.6	- 1.4
福岡県 (郡部) (市部)	6,407,820	2,291,435	4,116,385	64.2	59.3	4.9	
福岡県(郡部)	2,594,075	976,918	1,617,157	62.3	57.7	4.6	
大牟田市	505,391	119,559	385,832	76.3	64.6	11.7	
直方市	217,843	70,560	147,283	67.6	60.5	7.1	
田川市	438,696	207,513	231,183	52.7	45.1	7.6	
八女市	37,161	11,724	25,437	68.5	61.7	6.7	
筑後市	39,437	10,964	28,473	72.2	65.2	7.0	
大川市	25,034	7,185	17,849	71.3	64.3	7.0	
行橋市	213,489	66,550	146,939	68.8	63.0	5.8	
豊前市	40,885	9,630	31,255	76.4	71.0	5.5	
中間市	184,992	73,969	111,023	60.0	52.4	7.6	
小郡市	23,671	6,910	16,761	70.8	65.6	5.2	
筑紫野市	136,164	42,903	93,261	68.5	59.4	9.1	
春日市	131,299	41,457	89,842	68.4	63.7	4.7	
大野城市	139,098	45,640	93,458	67.2	69.6	- 2.5	
宗像市	90,735	26,074	64,661	71.3	71.0	0.3	
太宰府市	76,032	22,873	53,159	69.9	71.7	- 1.8	
古賀市	65,140	26,141	38,999	59.9	62.9	- 3.0	
福津市	62,606	21,312	41,294	66.0	68.3	- 2.4	
うきは市	43,194	17,671	25,523	59.1	55.2	3.8	
柳川市	80,907	32,045	48,862	60.4	60.7	- 0.3	
宮若市	177,255	48,329	128,926	72.7	74.8	- 2.1	
朝倉市	69,737	29,433	40,304	57.8	57.9	- 0.1	
飯塚市	625,571	234,893	390,678	62.5	59.6	2.8	
嘉麻市	244,384	88,827	155,557	63.7	58.6	5.0	
みやま市	35,857	15,370	20,487	57.1	52.5	4.7	
糸島市	109,167	36,985	72,182	66.1	64.1	2.0	
佐賀県 (郡部) (市部)	960,262	335,204	625,058	65.1	59.4	5.7	
佐賀県(郡部)	77,990	25,653	52,337	67.1	59.4	7.7	
鳥栖市	60,767	17,798	42,969	70.7	68.6	2.1	
多久市	25,285	6,535	18,750	74.2	69.2	5.0	
伊万里市	72,162	21,079	51,083	70.8	55.7	15.1	
鹿島市	28,988	9,108	19,880	68.6	55.9	12.7	
唐津市	219,144	73,077	146,067	66.7	64.8	1.9	
小城市	26,423	12,509	13,914	52.7	44.1	8.6	
佐賀市	357,384	140,726	216,658	60.6	55.2	5.4	
嬉野市	38,279	10,429	27,850	72.8	71.7	1.0	
武雄市	35,215	12,115	23,100	65.6	60.1	5.5	
神埼市	18,625	6,175	12,450	66.8	55.8	11.1	
長崎県 (郡部) (市部)	1,968,546	533,271	1,435,275	72.9	70.3	2.6	
長崎県(郡部)	161,155	34,962	126,193	78.3	75.1	3.2	
佐世保市	685,691	187,901	497,790	72.6	71.9	0.7	
島原市	69,730	23,033	46,697	67.0	67.5	- 0.6	
大村市	210,880	44,809	166,071	78.8	76.0	2.8	
壱岐市	64,852	21,500	43,352	66.8	58.2	8.7	
対馬市	199,396	62,955	136,441	68.4	56.7	11.7	
五島市	113,132	33,608	79,524	70.3	73.1	- 2.8	
諫早市	220,794	58,151	162,643	73.7	71.9	1.8	

自治体名		調剤(数量ベース)					
		平成27年6月審査分				平成26年6月審査分	
		総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品割合(%)	後発医薬品割合(%)	対前年伸び分
熊本県 (郡部) (市部)	西海市	41,327	12,208	29,119	70.5	72.8	- 2.4
	平戸市	37,535	10,283	27,252	72.6	75.9	- 3.3
	雲仙市	48,581	11,589	36,992	76.1	74.5	1.7
	松浦市	55,698	11,851	43,847	78.7	66.1	12.7
	南島原市	58,987	20,235	38,752	65.7	66.8	- 1.1
	小値賀町	788	186	602	76.4	29.2	47.2
	熊本県	1,168,060	313,108	854,952	73.2	71.7	1.5
	熊本県(郡部)	275,993	73,039	202,954	73.5	72.9	0.6
	人吉市	74,473	21,343	53,130	71.3	65.7	5.7
	荒尾市	85,864	22,540	63,324	73.7	66.6	7.1
	水俣市	52,638	16,664	35,974	68.3	64.1	4.3
	山鹿市	34,133	13,106	21,027	61.6	64.4	- 2.8
	宇土市	48,491	12,789	35,702	73.6	77.7	- 4.0
	上天草市	30,622	5,853	24,769	80.9	79.8	1.1
	宇城市	45,765	13,279	32,486	71.0	71.0	0.0
	阿蘇市	28,848	5,473	23,375	81.0	74.4	6.7
	菊池市	62,342	20,811	41,531	66.6	66.8	- 0.2
	八代市	217,883	51,482	166,401	76.4	76.4	- 0.1
	玉名市	65,853	16,810	49,043	74.5	68.5	6.0
合志市	19,623	7,832	11,791	60.1	65.0	- 4.9	
天草市	125,532	32,087	93,445	74.4	72.6	1.8	
大分県 (郡部) (市部)	1,388,240	409,204	979,036	70.5	67.5	3.0	
大分県(郡部)	68,930	22,561	46,369	67.3	67.7	- 0.5	
別府市	492,558	155,592	336,966	68.4	64.4	4.0	
中津市	113,799	33,395	80,404	70.7	72.2	- 1.6	
日田市	92,069	23,578	68,491	74.4	70.7	3.7	
津久見市	36,481	7,951	28,530	78.2	75.0	3.2	
臼杵市	44,143	13,109	31,034	70.3	66.2	4.1	
佐伯市	150,616	45,034	105,582	70.1	63.9	6.2	
豊後高田市	25,513	7,744	17,769	69.6	66.6	3.0	
宇佐市	95,733	22,917	72,816	76.1	76.9	- 0.9	
豊後大野市	77,559	23,482	54,077	69.7	64.3	5.4	
竹田市	48,639	7,839	40,800	83.9	81.1	2.8	
由布市	53,501	20,584	32,917	61.5	58.7	2.9	
杵築市	55,466	14,237	41,229	74.3	73.0	1.3	
国東市	33,233	11,181	22,052	66.4	59.7	6.6	
宮崎県 (郡部) (市部)	1,081,586	295,292	786,294	72.7	70.1	2.6	
宮崎県(郡部)	227,864	60,447	167,417	73.5	70.7	2.8	
延岡市	333,231	101,389	231,842	69.6	67.7	1.9	
日向市	107,080	23,870	83,210	77.7	72.7	5.0	
串間市	20,341	6,032	14,309	70.3	61.6	8.8	
西都市	43,786	11,799	31,987	73.1	68.7	4.4	
えびの市	34,742	9,770	24,972	71.9	78.6	- 6.7	
都城市	159,077	42,755	116,322	73.1	72.1	1.0	
小林市	90,574	24,416	66,158	73.0	69.0	4.0	
日南市	64,891	14,814	50,077	77.2	67.5	9.7	
鹿児島県 (郡部) (市部)	1,783,286	417,284	1,366,002	76.6	73.4	3.2	
鹿児島県(郡部)	288,829	66,817	222,012	76.9	74.9	2.0	
枕崎市	32,976	8,755	24,221	73.5	71.5	1.9	
阿久根市	22,110	7,040	15,070	68.2	63.2	5.0	
西之表市	25,728	6,189	19,539	75.9	66.0	10.0	
垂水市	18,943	6,690	12,253	64.7	63.4	1.3	
日置市	56,631	14,796	41,835	73.9	75.1	- 1.2	
曾於市	47,596	11,141	36,455	76.6	69.2	7.4	
いちき串木野市	32,731	6,953	25,778	78.8	75.9	2.8	
薩摩川内市	110,631	25,538	85,093	76.9	73.5	3.4	
霧島市	165,507	33,899	131,608	79.5	78.6	0.9	
南さつま市	33,421	5,972	27,449	82.1	75.1	7.1	
鹿屋市	177,711	51,244	126,467	71.2	68.4	2.8	
指宿市	47,571	8,625	38,946	81.9	74.3	7.6	
志布志市	54,626	14,134	40,492	74.1	73.0	1.1	
出水市	62,002	16,936	45,066	72.7	67.3	5.4	

自治体名	調剤(数量ベース)						
	平成27年6月審査分			平成26年6月審査分			
	総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品割合(%)	後発医薬品割合(%)	対前年伸び分	
奄美市	403,857	82,328	321,529	79.6	76.9	2.7	
南九州市	23,666	4,075	19,591	82.8	80.4	2.4	
伊佐市	40,402	9,146	31,256	77.4	76.0	1.4	
始良市	123,593	33,286	90,307	73.1	66.5	6.6	
長島町	6,891	1,616	5,275	76.5	69.7	6.8	
屋久島町	7,864	2,104	5,760	73.2	75.7	- 2.5	
沖縄県	2,340,948	515,794	1,825,154	78.0	75.7	2.3	
(郡部)	沖繩県(郡部)	488,891	99,853	389,038	79.6	75.6	4.0
(市部)	糸満市	149,629	22,650	126,979	84.9	84.0	0.9
	浦添市	274,861	58,266	216,595	78.8	76.8	2.0
	宜野湾市	209,397	54,835	154,562	73.8	73.5	0.3
	沖繩市	448,943	109,740	339,203	75.6	72.8	2.8
	名護市	173,055	31,957	141,098	81.5	78.1	3.4
	石垣市	121,897	38,260	83,637	68.6	70.0	- 1.4
	豊見城市	75,865	17,016	58,849	77.6	73.7	3.9
	うるま市	246,637	42,460	204,177	82.8	79.1	3.6
	宮古島市	110,907	32,083	78,824	71.1	72.0	- 0.9
	南城市	40,866	8,674	32,192	78.8	78.7	0.1
【政令市】							
札幌市	9,556,023	3,397,563	6,158,460	64.4	55.7	8.8	
仙台市	1,886,654	500,020	1,386,634	73.5	69.5	4.0	
さいたま市	1,900,549	666,545	1,234,004	64.9	56.5	8.4	
千葉市	2,090,465	666,586	1,423,879	68.1	57.3	10.8	
横浜市	8,323,442	2,446,677	5,876,765	70.6	60.5	10.1	
川崎市	3,878,253	1,164,260	2,713,993	70.0	65.3	4.6	
相模原市	1,298,805	426,001	872,804	67.2	57.6	9.6	
新潟市	1,179,651	399,375	780,276	66.1	59.7	6.5	
静岡市	853,279	258,920	594,359	69.7	62.3	7.3	
浜松市	626,762	172,551	454,211	72.5	67.4	5.1	
名古屋市	4,887,227	1,973,996	2,913,231	59.6	54.5	5.2	
京都市	4,920,245	2,145,823	2,774,422	56.4	52.3	4.0	
大阪市	19,113,479	8,116,120	10,997,359	57.5	52.8	4.8	
堺市	2,991,237	1,282,217	1,709,020	57.1	52.9	4.2	
神戸市	6,397,466	2,104,387	4,293,079	67.1	57.9	9.3	
岡山市	1,345,934	377,608	968,326	71.9	68.6	3.3	
広島市	2,493,658	776,590	1,717,068	68.9	66.1	2.7	
北九州市	3,325,486	1,049,726	2,275,760	68.4	63.6	4.9	
福岡市	5,520,259	1,775,213	3,745,046	67.8	64.0	3.8	
熊本市	1,700,461	457,277	1,243,184	73.1	71.0	2.1	
【中核市】							
旭川市	2,072,571	765,788	1,306,783	63.1	58.7	4.3	
函館市	2,029,715	804,140	1,225,575	60.4	56.2	4.2	
青森市	1,304,019	377,109	926,910	71.1	68.7	2.4	
盛岡市	529,727	172,767	356,960	67.4	62.8	4.6	
秋田市	692,077	244,839	447,238	64.6	62.5	2.1	
郡山市	326,939	93,309	233,630	71.5	65.0	6.4	
いわき市	564,075	233,295	330,780	58.6	55.2	3.5	
宇都宮市	735,837	273,728	462,109	62.8	56.5	6.3	
高崎市	317,474	94,085	223,389	70.4	65.2	5.2	
前橋市	397,884	100,372	297,512	74.8	71.1	3.7	
川越市	464,816	147,599	317,217	68.2	66.0	2.2	
越谷市	411,045	126,646	284,399	69.2	60.8	8.4	
船橋市	937,599	296,979	640,620	68.3	65.0	3.4	
柏市	416,523	115,148	301,375	72.4	66.2	6.1	
八王子市	1,297,123	417,232	879,891	67.8	66.3	1.6	
横須賀市	721,799	210,109	511,690	70.9	63.0	7.8	
富山市	173,460	43,773	129,687	74.8	72.2	2.6	
金沢市	500,413	158,504	341,909	68.3	64.8	3.5	
長野市	306,726	72,590	234,136	76.3	74.1	2.2	
岐阜市	885,953	326,861	559,092	63.1	58.5	4.6	
豊橋市	177,892	47,359	130,533	73.4	70.7	2.7	
豊田市	191,864	51,043	140,821	73.4	68.0	5.4	

自治体名	調剤(数量ベース)					
	平成27年6月審査分				平成26年6月審査分	
	総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品割合(%)	後発医薬品割合(%)	対前年伸び分
岡崎市	197,146	73,784	123,362	62.6	59.2	3.4
大津市	476,261	159,466	316,795	66.5	59.0	7.5
高槻市	687,821	266,229	421,592	61.3	55.2	6.1
豊中市	1,109,192	428,330	680,862	61.4	55.9	5.5
東大阪市	2,234,038	866,005	1,368,033	61.2	56.0	5.2
枚方市	925,208	314,039	611,169	66.1	59.9	6.1
姫路市	908,431	298,357	610,074	67.2	56.2	11.0
西宮市	959,312	461,226	498,086	51.9	50.0	2.0
尼崎市	2,305,321	860,028	1,445,293	62.7	57.7	5.0
奈良市	811,143	329,474	481,669	59.4	56.5	2.8
和歌山市	1,054,679	472,148	582,531	55.2	47.9	7.4
倉敷市	648,529	162,107	486,422	75.0	70.0	5.0
福山市	693,280	195,397	497,883	71.8	69.8	2.0
下関市	520,831	135,470	385,361	74.0	69.8	4.2
高松市	713,083	266,257	446,826	62.7	62.7	- 0.1
松山市	1,291,454	463,857	827,597	64.1	57.4	6.7
高知市	1,456,782	521,200	935,582	64.2	62.8	1.5
久留米市	567,082	127,746	439,336	77.5	71.9	5.6
長崎市	1,366,387	376,239	990,148	72.5	70.8	1.7
大分市	1,125,422	366,973	758,449	67.4	63.3	4.1
宮崎市	1,044,826	230,508	814,318	77.9	75.7	2.2
鹿児島市	1,661,635	389,020	1,272,615	76.6	74.0	2.5
那覇市	1,509,332	306,949	1,202,383	79.7	78.9	0.8

(注)・数量は、薬価基準告示上の規格単位毎に数えたもの。使用量×行為回数を明細書単位に四捨五入して算出。

・後発医薬品が無い薬剤は集計対象外とする。

・医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

## 11 介護扶助受給者の状況

	介護扶助 受給者総数	施設介護サービス受給者数					居宅介護 サービス 受給者数	介護 予防人員	介護 扶助費
		施設入所者 総数	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 介護老人 福祉施設			
	人	人	人	人	人	人	人	人	億円
平成12年度	66,832	13,809	3,174	5,269	5,366	.	53,023	.	143
平成13年度	84,463	18,003	5,683	6,655	5,665	.	66,460	.	222
平成14年度	105,964	22,680	8,043	8,010	6,627	.	83,285	.	291
平成15年度	127,164	26,640	10,216	9,226	7,198	.	100,524	.	358
平成16年度	147,239	29,213	12,158	9,967	7,088	.	118,027	.	419
平成17年度	164,093	31,875	13,981	10,936	6,958	.	132,218	.	470
平成18年度	172,214	34,437	15,498	12,462	6,477	.	127,964	9,812	502
平成19年度	184,258	36,597	16,884	13,350	6,238	125	109,064	38,597	539
平成20年度	195,576	37,644	18,002	13,944	5,607	91	110,951	46,981	562
平成21年度	209,735	39,048	19,201	14,553	5,188	106	120,468	50,220	610
平成22年度	228,235	40,238	20,097	15,172	4,848	121	134,089	53,909	659
平成23年度	248,100	40,770	20,645	15,491	4,482	151	149,559	57,772	707
平成24年度	269,793	41,898	21,442	15,952	4,202	303	164,392	63,503	755
平成25年度	290,174	42,148	22,010	16,014	3,833	291	179,230	68,797	783

資料：被保護者調査（平成23年度までは福祉行政報告例）、生活保護費等国庫負担金事業実績報告

※人員は、各年度の1か月平均のため、四捨五入の関係で各施設の足し上げと施設入所者総数が合わない年度がある。

## 12 介護扶助受給者数（65歳以上）の状況（平成26年7月末現在）

①人数		[単位：人]							
		総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
在宅	合計	240,368	15,388	23,021	32,464	51,286	49,746	38,647	29,816
訪問・通所等、短期入所	小計	227,954	14,217	21,006	29,468	48,130	47,043	38,415	29,675
訪問・通所等	累計	511,223	43,397	58,465	77,122	119,636	99,980	69,660	42,963
訪問介護		165,562	10,289	14,121	20,131	36,372	35,357	28,719	20,573
訪問入浴介護		3,894	1,759	994	510	429	153	37	12
福祉用具貸与		115,193	11,040	15,541	19,552	29,770	17,717	14,844	6,729
訪問看護		30,718	4,088	4,072	4,910	7,534	6,397	2,558	1,159
訪問リハビリテーション		4,095	592	743	756	973	597	348	86
通所介護		108,969	5,654	9,924	14,927	24,677	24,548	17,757	11,482
通所リハビリテーション		19,214	835	1,784	2,909	4,820	4,094	3,079	1,693
居宅療養管理指導		56,933	8,461	10,346	12,045	13,387	9,651	2,006	1,037
夜間対応型訪問介護		1,094	152	175	260	346	161	-	-
認知症対応型通所介護		2,083	285	347	491	482	440	21	17
小規模多機能型居宅介護		3,468	242	418	631	846	865	291	175
短期入所	累計	12,602	1,855	2,566	3,229	2,748	1,744	363	97
短期入所生活介護		11,004	1,578	2,247	2,806	2,395	1,557	333	88
短期入所療養介護		1,598	277	319	423	353	187	30	9
単品サービス	小計	24,154	2,479	4,110	5,976	6,079	5,021	326	163
特定施設入所者生活介護		4,160	534	828	769	825	858	188	158
認知症対応型共同生活介護		19,675	1,911	3,201	5,135	5,174	4,111	138	5
地域密着型特定施設入居者生活介護		319	34	81	72	80	52	-	-
特定福祉用具販売		1,354	74	157	196	289	265	214	159
住宅改修		763	58	53	106	139	148	144	115
施設	合計	38,962	10,377	11,960	8,687	5,219	2,719	-	-
指定介護老人福祉施設		21,179	6,188	7,056	4,853	2,216	866	-	-
(再掲)旧措置		93	25	27	22	12	7	-	-
(再掲)ユニット型		122	36	32	26	16	12	-	-
介護老人保健施設		14,141	2,390	3,695	3,446	2,840	1,770	-	-
介護療養型老人保健施設		4	1	1	2	-	-	-	-
介護療養型医療施設		3,299	1,729	1,095	287	124	64	-	-
地域密着型介護老人福祉施設		339	69	113	99	39	19	-	-
(再掲)ユニット型		15	3	5	5	2	-	-	-

②構成比		[単位：%]							
		総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
在宅	合計	100.0	6.4	9.6	13.5	21.3	20.7	16.1	12.4
訪問・通所等、短期入所	小計	94.8	5.9	8.7	12.3	20.0	19.6	16.0	12.3
訪問・通所等	累計	212.7	18.1	24.3	32.1	49.8	41.6	29.0	17.9
訪問介護		68.9	4.3	5.9	8.4	15.1	14.7	11.9	8.6
訪問入浴介護		1.6	0.7	0.4	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0
福祉用具貸与		47.9	4.6	6.5	8.1	12.4	7.4	6.2	2.8
訪問看護		12.8	1.7	1.7	2.0	3.1	2.7	1.1	0.5
訪問リハビリテーション		1.7	0.2	0.3	0.3	0.4	0.2	0.1	0.0
通所介護		45.3	2.4	4.1	6.2	10.3	10.2	7.4	4.8
通所リハビリテーション		8.0	0.3	0.7	1.2	2.0	1.7	1.3	0.7
居宅療養管理指導		23.7	3.5	4.3	5.0	5.6	4.0	0.8	0.4
夜間対応型訪問介護		0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	-	-
認知症対応型通所介護		0.9	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0
小規模多機能型居宅介護		1.4	0.1	0.2	0.3	0.4	0.4	0.1	0.1
短期入所	累計	5.2	0.8	1.1	1.3	1.1	0.7	0.2	0.0
短期入所生活介護		4.6	0.7	0.9	1.2	1.0	0.6	0.1	0.0
短期入所療養介護		0.7	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0
単品サービス	小計	10.0	1.0	1.7	2.5	2.5	2.1	0.1	0.1
特定施設入所者生活介護		1.7	0.2	0.3	0.3	0.3	0.4	0.1	0.1
認知症対応型共同生活介護		8.2	0.8	1.3	2.1	2.2	1.7	0.1	0.0
地域密着型特定施設入居者生活介護		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
特定福祉用具販売		0.6	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
住宅改修		0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0
施設	合計	100.0	26.6	30.7	22.3	13.4	7.0	-	-
指定介護老人福祉施設		54.4	15.9	18.1	12.5	5.7	2.2	-	-
(再掲)旧措置		0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	-	-
(再掲)ユニット型		0.3	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	-	-
介護老人保健施設		36.3	6.1	9.5	8.8	7.3	4.5	-	-
介護療養型老人保健施設		0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-	-
介護療養型医療施設		8.5	4.4	2.8	0.7	0.3	0.2	-	-
地域密着型介護老人福祉施設		0.9	0.2	0.3	0.3	0.1	0.0	-	-
(再掲)ユニット型		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-	-

資料：平成26年被保護者調査（年次調査）平成26年7月31日現在  
 ※構成比の在宅の各項目については、複数計上のため各項目を合計しても100%にならない。

13 介護扶助受給者数（40歳以上65歳未満）の状況（平成26年7月末現在）

①人数 [単位：人]

	総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
在宅 合計	21,406	1,468	2,149	3,047	5,285	4,206	3,430	1,821
訪問・通所等、短期入所 小計	20,768	1,408	2,063	2,926	5,139	4,026	3,394	1,812
訪問・通所等 累計	45,472	4,005	5,598	7,321	11,885	8,312	5,713	2,638
訪問介護	9,711	616	972	1,350	2,359	2,107	1,403	904
訪問入浴介護	428	177	117	55	55	15	9	-
福祉用具貸与	12,403	1,133	1,643	2,184	3,662	1,780	1,536	465
訪問看護	3,919	454	516	606	1,021	719	436	167
訪問リハビリテーション	995	126	143	172	252	169	107	26
通所介護	8,810	458	863	1,307	2,228	1,865	1,376	713
通所リハビリテーション	3,452	170	293	512	923	687	610	257
居宅療養管理指導	5,295	812	981	1,050	1,278	860	220	94
夜間対応型訪問介護	128	20	24	27	35	22	-	-
認知症対応型通所介護	106	23	12	20	21	29	-	1
小規模多機能型居宅介護	225	16	34	38	51	59	16	11
短期入所 累計	777	151	151	182	171	93	24	5
短期入所生活介護	632	113	124	146	142	83	20	4
短期入所療養介護	145	38	27	36	29	10	4	1
単品サービス 小計	1,252	137	189	256	296	316	43	15
特定施設入所者生活介護	443	72	83	88	84	74	27	15
認知症対応型共同生活介護	790	64	103	162	207	238	16	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	19	1	3	6	5	4	-	-
特定福祉用具販売	138	5	17	13	40	24	29	10
住宅改修	42	1	3	-	10	10	11	7
施設 合計	2,185	564	577	479	358	207	-	-
指定介護老人福祉施設	669	208	198	159	70	34	-	-
(再掲)旧措置	4	2	1	1	-	-	-	-
(再掲)ユニット型	5	-	1	1	3	-	-	-
介護老人保健施設	1,252	216	300	292	278	166	-	-
介護療養型老人保健施設	2	-	1	-	1	-	-	-
介護療養型医療施設	249	137	75	24	8	5	-	-
地域密着型介護老人福祉施設	13	3	3	4	1	2	-	-
(再掲)ユニット型	1	-	-	-	-	1	-	-

②構成比 [単位：%]

	総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
在宅 合計	100.0	6.9	10.0	14.2	24.7	19.6	16.0	8.5
訪問・通所等、短期入所 小計	97.0	6.6	9.6	13.7	24.0	18.8	15.9	8.5
訪問・通所等 累計	212.4	18.7	26.2	34.2	55.5	38.8	26.7	12.3
訪問介護	45.4	2.9	4.5	6.3	11.0	9.8	6.6	4.2
訪問入浴介護	2.0	0.8	0.5	0.3	0.3	0.1	0.0	-
福祉用具貸与	57.9	5.3	7.7	10.2	17.1	8.3	7.2	2.2
訪問看護	18.3	2.1	2.4	2.8	4.8	3.4	2.0	0.8
訪問リハビリテーション	4.6	0.6	0.7	0.8	1.2	0.8	0.5	0.1
通所介護	41.2	2.1	4.0	6.1	10.4	8.7	6.4	3.3
通所リハビリテーション	16.1	0.8	1.4	2.4	4.3	3.2	2.8	1.2
居宅療養管理指導	24.7	3.8	4.6	4.9	6.0	4.0	1.0	0.4
夜間対応型訪問介護	0.6	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	-	-
認知症対応型通所介護	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	-	0.0
小規模多機能型居宅介護	1.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1
短期入所 累計	3.6	0.7	0.7	0.9	0.8	0.4	0.1	0.0
短期入所生活介護	3.0	0.5	0.6	0.7	0.7	0.4	0.1	0.0
短期入所療養介護	0.7	0.2	0.1	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0
単品サービス 小計	5.8	0.6	0.9	1.2	1.4	1.5	0.2	0.1
特定施設入所者生活介護	2.1	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3	0.1	0.1
認知症対応型共同生活介護	3.7	0.3	0.5	0.8	1.0	1.1	0.1	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
特定福祉用具販売	0.6	0.0	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0
住宅改修	0.2	0.0	0.0	-	0.0	0.0	0.1	0.0
施設 合計	100.0	25.8	26.4	21.9	16.4	9.5	-	-
指定介護老人福祉施設	30.6	9.5	9.1	7.3	3.2	1.6	-	-
(再掲)旧措置	0.2	0.1	0.0	0.0	-	-	-	-
(再掲)ユニット型	0.2	-	0.0	0.0	0.1	-	-	-
介護老人保健施設	57.3	9.9	13.7	13.4	12.7	7.6	-	-
介護療養型老人保健施設	0.1	-	0.0	-	0.0	-	-	-
介護療養型医療施設	11.4	6.3	3.4	1.1	0.4	0.2	-	-
地域密着型介護老人福祉施設	0.6	0.1	0.1	0.2	0.0	0.1	-	-
(再掲)ユニット型	0.0	-	-	-	-	0.0	-	-

資料：平成26年被保護者調査（年次調査）平成26年7月31日現在  
 ※構成比の在宅の各項目については、複数計上のため各項目を合計しても100%にならない。

(参考資料 4)

その他



# 平成25年8月施行の生活扶助基準改定に伴う審査請求の提起件数

平成25年8月1日施行の生活扶助基準の改定に伴う審査請求の提起件数は、平成26年3月末現在で全国で12,900件となっている。

	自治体	件数
	全 国	12,900
1	北 海 道	1,485
2	青 森 県	385
3	岩 手 県	25
4	宮 城 県	96
5	秋 田 県	394
6	山 形 県	35
7	福 島 県	107
8	茨 城 県	93
9	栃 木 県	3
10	群 馬 県	55
11	埼 玉 県	422
12	千 葉 県	254
13	東 京 都	830
14	神 奈 川 県	256
15	新 潟 県	321

	自治体	件数
16	富 山 県	4
17	石 川 県	82
18	福 井 県	19
19	山 梨 県	17
20	長 野 県	71
21	岐 阜 県	42
22	静 岡 県	168
23	愛 知 県	346
24	三 重 県	68
25	滋 賀 県	34
26	京 都 府	594
27	大 阪 府	1,794
28	兵 庫 県	393
29	奈 良 県	56
30	和 歌 山 県	20
31	鳥 取 県	67

	自治体	件数
32	島 根 県	3
33	岡 山 県	636
34	広 島 県	565
35	山 口 県	164
36	徳 島 県	80
37	香 川 県	30
38	愛 媛 県	285
39	高 知 県	68
40	福 岡 県	1,395
41	佐 賀 県	45
42	長 崎 県	51
43	熊 本 県	227
44	大 分 県	166
45	宮 崎 県	49
46	鹿 児 島 県	572
47	沖 縄 県	28

# 平成26年4月施行の生活扶助基準改定に伴う審査請求の提起件数

平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改定に伴う審査請求の提起件数は、平成27年3月末現在で全国で7,249件となっている。

	自治体	件数
	全 国	7,249
1	北 海 道	1,161
2	青 森 県	88
3	岩 手 県	2
4	宮 城 県	26
5	秋 田 県	249
6	山 形 県	0
7	福 島 県	107
8	茨 城 県	84
9	栃 木 県	1
10	群 馬 県	11
11	埼 玉 県	354
12	千 葉 県	126
13	東 京 都	659
14	神 奈 川 県	238
15	新 潟 県	232

	自治体	件数
16	富 山 県	3
17	石 川 県	61
18	福 井 県	0
19	山 梨 県	0
20	長 野 県	45
21	岐 阜 県	1
22	静 岡 県	156
23	愛 知 県	159
24	三 重 県	35
25	滋 賀 県	47
26	京 都 府	405
27	大 阪 府	706
28	兵 庫 県	261
29	奈 良 県	42
30	和 歌 山 県	16
31	鳥 取 県	21

	自治体	件数
32	島 根 県	3
33	岡 山 県	357
34	広 島 県	101
35	山 口 県	116
36	徳 島 県	22
37	香 川 県	0
38	愛 媛 県	91
39	高 知 県	2
40	福 岡 県	629
41	佐 賀 県	43
42	長 崎 県	0
43	熊 本 県	178
44	大 分 県	73
45	宮 崎 県	0
46	鹿 児 島 県	305
47	沖 縄 県	33

# 平成27年4月施行の生活扶助基準改定に伴う審査請求の提起件数

平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改定に伴う審査請求の提起件数は、平成28年1月末現在で全国で7,344件となっている。

	自治体	件数
	全 国	7,344
1	北 海 道	1,011
2	青 森 県	113
3	岩 手 県	21
4	宮 城 県	101
5	秋 田 県	89
6	山 形 県	16
7	福 島 県	88
8	茨 城 県	1
9	栃 木 県	0
10	群 馬 県	1
11	埼 玉 県	376
12	千 葉 県	141
13	東 京 都	642
14	神 奈 川 県	288
15	新 潟 県	299

	自治体	件数
16	富 山 県	5
17	石 川 県	23
18	福 井 県	1
19	山 梨 県	0
20	長 野 県	46
21	岐 阜 県	0
22	静 岡 県	185
23	愛 知 県	77
24	三 重 県	59
25	滋 賀 県	31
26	京 都 府	420
27	大 阪 府	766
28	兵 庫 県	399
29	奈 良 県	37
30	和 歌 山 県	15
31	鳥 取 県	26

	自治体	件数
32	島 根 県	0
33	岡 山 県	357
34	広 島 県	184
35	山 口 県	134
36	徳 島 県	13
37	香 川 県	61
38	愛 媛 県	37
39	高 知 県	2
40	福 岡 県	594
41	佐 賀 県	23
42	長 崎 県	3
43	熊 本 県	133
44	大 分 県	147
45	宮 崎 県	8
46	鹿 児 島 県	345
47	沖 縄 県	26

# 平成27年10月施行の冬季加算基準改定に伴う審査請求の提起件数

平成27年10月1日施行の冬季加算基準の改定に伴う審査請求の提起件数は、平成28年1月末現在で全国で1,276件となっている。

	自治体	件数
	全 国	1,276
1	北 海 道	718
2	青 森 県	220
3	岩 手 県	0
4	宮 城 県	0
5	秋 田 県	123
6	山 形 県	1
7	福 島 県	0
8	茨 城 県	0
9	栃 木 県	1
10	群 馬 県	1
11	埼 玉 県	1
12	千 葉 県	1
13	東 京 都	7
14	神 奈 川 県	48
15	新 潟 県	112

	自治体	件数
16	富 山 県	0
17	石 川 県	0
18	福 井 県	0
19	山 梨 県	0
20	長 野 県	35
21	岐 阜 県	0
22	静 岡 県	0
23	愛 知 県	0
24	三 重 県	0
25	滋 賀 県	0
26	京 都 府	4
27	大 阪 府	0
28	兵 庫 県	2
29	奈 良 県	0
30	和 歌 山 県	0
31	鳥 取 県	0

	自治体	件数
32	島 根 県	0
33	岡 山 県	0
34	広 島 県	0
35	山 口 県	0
36	徳 島 県	0
37	香 川 県	0
38	愛 媛 県	0
39	高 知 県	1
40	福 岡 県	1
41	佐 賀 県	0
42	長 崎 県	0
43	熊 本 県	0
44	大 分 県	0
45	宮 崎 県	0
46	鹿 児 島 県	0
47	沖 縄 県	0

## 審査請求・再審査請求の根拠規定について (改正行政不服審査法施行後)

### ○保護の決定及び実施に関する事務に基づく処分の場合

→ 生活保護法第64条、第66条、地方自治法第255条の2の適用あり

処 分 庁	審 査 庁	再 審 査 庁
都道府県知事	厚生労働大臣  (行政不服審査法第4条柱書、地方自治法第255条の2第1項第1号)	なし
都道府県設置福祉事務所長	都道府県知事 (行政不服審査法第4条第4号)	厚生労働大臣 (行政不服審査法第6条第1項及び第2項、生活保護法第66条第1項)
市町村長 (町村長は、福祉事務所設置町村長に限る。)	都道府県知事  (行政不服審査法第4条柱書、地方自治法第255条の2第1項第2号)	厚生労働大臣  (行政不服審査法第6条第1項及び第2項、生活保護法第66条第1項)
市町村設置福祉事務所長	都道府県知事  (行政不服審査法第4条柱書、生活保護法第64条)	厚生労働大臣  (行政不服審査法第6条第1項及び第2項、生活保護法第66条第1項)

### ○法定受託事務であって、保護の決定及び実施に関する事務以外の事務に基づく処分の場合 (78条処分など)

→ 地方自治法第255条の2の適用あり

処 分 庁	審 査 庁	再 審 査 庁
都道府県知事	厚生労働大臣  (行政不服審査法第4条柱書、地方自治法第255条の2第1項第1号)	なし
都道府県設置福祉事務所長	都道府県知事 (行政不服審査法第4条第4号)	厚生労働大臣 (行政不服審査法第6条第1項及び第2項、地方自治法第255条の2第1項第1号及び同条第2項)
市町村長	都道府県知事  (行政不服審査法第4条柱書、地方自治法第255条の2第1項第2号)	なし
市町村設置福祉事務所長	市町村長  (行政不服審査法第4条第4号)	都道府県知事  (行政不服審査法第6条第1項及び第2項、地方自治法第255条の2第1項第2号及び同条第2項)

※下線部分が新行審法施行に伴い改正される生活保護法及び地方自治法の改正により、審査請求・再審査請求の根拠規定が変更される部分である。

各 都道府県 指定都市民生主管部（局）長 殿  
指定都市

厚生省社会・援護局保護課長

生活保護法に基づく保護の決定、実施に係る  
事務に関する訴訟の取扱いについて（通知）

生活保護法に基づく保護の決定、実施等に係る事務に関する訴訟（行政事件訴訟法（昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号）第 3 条に規定する抗告訴訟に限る。以下「生活保護法関係の訴訟」という。）について、行政庁（地方公共団体の機関を含む。以下同じ。）は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和 2 2 年法律第 1 9 4 号）第 6 条により、法務大臣の指揮を受けるところであります。先に係属中の訴訟について調査をお願いしたところによりますと、行政庁と法務局との連絡が必ずしも十分に行われていないところが見受けられるところであり、このことについて、法務省から当省に対して、所轄の法務局との連絡を十分とるよう行政庁を指導されたい旨の要請がありました。また、生活保護の決定、実施等に係る事務は国の機関委任事務であることから、当省としても生活保護法関係の訴訟については関心を有しているところです。

つきましては、別紙記載の事件につき、下記要領により、所轄の法務局又は地方法務局と連絡をとるとともに、当省にも連絡されるようお願いします。

また、今後生活保護法関係の訴訟が提起された場合についても、下記要領により、法務局長又は地方法務局長及び当省に報告するよう御留意願います。

さらに、貴管下関係部局に対しても、この旨周知方配感願います。

なお、別添 1 のとおり法務省から法務局及び地方法務局あてに通知されていることを申し添えます。

記

- 1 生活保護法関係の訴訟が現に係属中の場合、又は新たに提起された場合においては、速やかに、所轄の法務局長又は地方法務局長に別添 2 の様式に訴状を添えてその旨を報告するとともに、訴訟の進め方について相談して下さい。
- 2 所轄の法務局又は地方法務局は別添 3 のとおりです（東京都、大阪府、愛知県、広島県、福岡県、宮城県、北海道（函館、旭川及び釧路の 3 地方法務局の所轄区域を除く。）及び香川県にあっては、法務局、それ以外の府県にあっては、地方法務局となります。）。
- 3 1 に基づき法務局長又は地方法務局長に報告した後、速やかに当省に 1 と同内容のものを報告して下さい。

写

法務省訟二第321号

平成7年3月29日

東京・大阪・名古屋

法務局訟務部長 殿

(上記以外の法務局については参考通知)

法務省訟務局行政訟務第二課長

生活保護法に基づく保護の決定、実施等に係る事務に関する訴訟  
の取扱いについて(通知)

生活保護法に基づく保護の決定、実施等に係る事務に関する訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条に規定する抗告訴訟に限る。以下「生活保護法関係訴訟」という。)について、行政庁(地方公共団体の機関を含む。以下同じ。)は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和22年法律第194号)第6条により法務大臣の指揮を受けることとなる所、係属中の訴訟について、行政庁から所轄の法務局又は地方法務局への連絡が必ずしも十分行われていないものが見受けられたことから、厚生省(担当は社会・援護局保護課)に対し、連絡が行われていない行政庁については所轄の法務局又は地方法務局へ適宜報告等をするよう申し入れてきたところ、この度、同省から各都道府県・指定都市の民生主管部(局)長あて別紙のとおり依頼する旨連絡がありました。

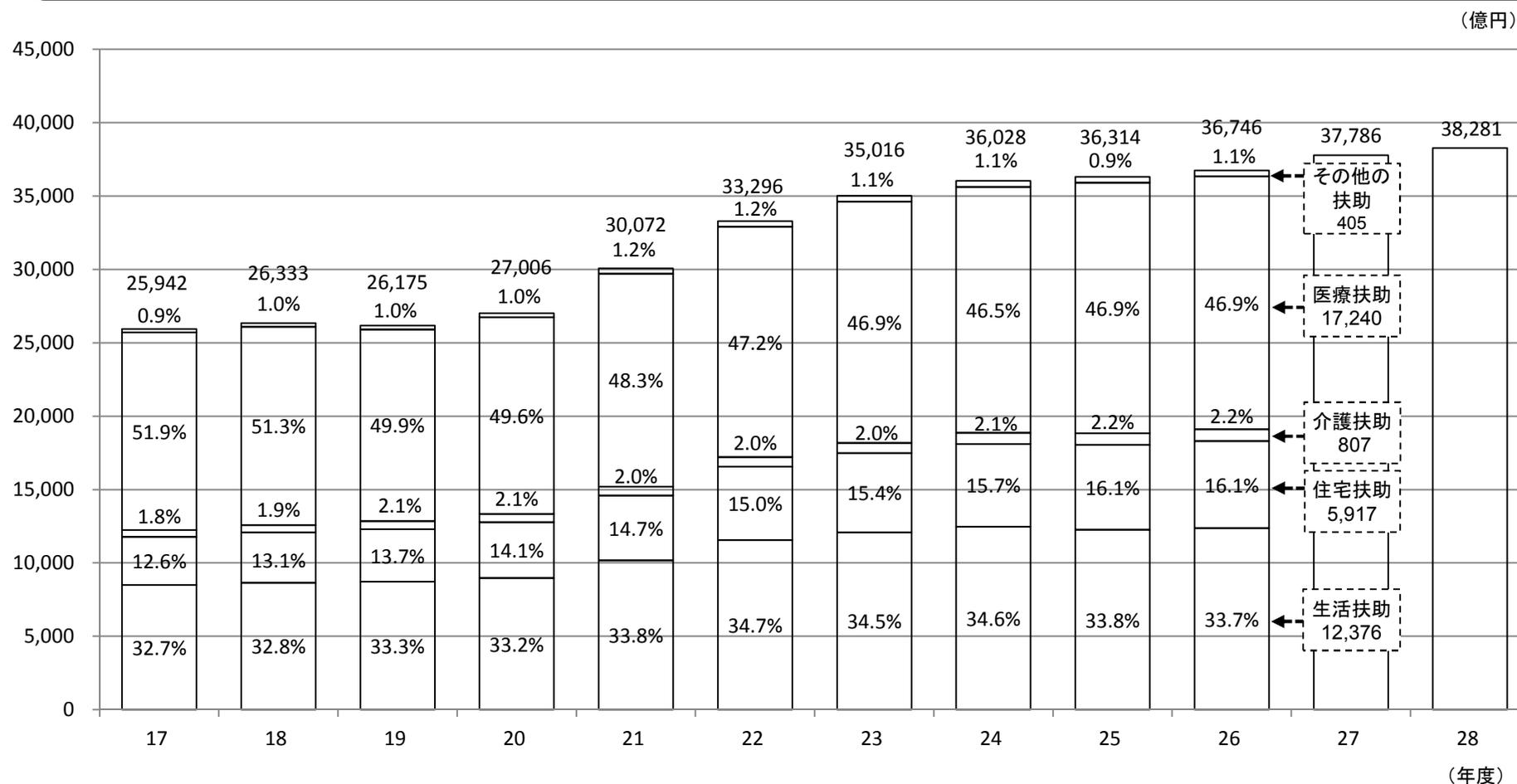
ついては、上記依頼文書の別紙記載の事件につき、今後、被告となっている行政庁から所轄の法務局又は地方法務局に対し、係属中の訴訟についての報告と訴訟の進め方についての相談があると思われまますので、貴下職員に周知方御配意願います。

(別添2)

1. 事件名
2. 事件番号
3. 係属裁判所
4. 提起年月日
5. 原告  
(代理人)
6. 被告  
(代理人)
7. 争訟となった処分
8. 処分庁
9. 請求の趣旨
  
10. 訴訟提起に至るまでの経緯

# 生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は3.8兆円(平成28年度当初予算(案))。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 平成26年度までは実績額(26年度は暫定値)、27年度は補正後予算額、28年度は当初予算額(案)
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4